

総務委員会

議案

議案第12号	葛飾区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	(経営改革担当課長)
議案第13号	葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例	(戸籍住民課長)
議案第14号	葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	(総務課長)
議案第15号	葛飾区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	(DX戦略課長)
議案第16号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人事課長)
議案第20号	葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例	(税務課長)
議案第27号	葛飾区立東金町中学校内装改修その他工事(その3)請負契約締結について	(契約管財課長)
議案第32号	葛飾区立道上小学校外構整備工事請負契約締結について	(契約管財課長)

庶務報告

政策経営部

- (1) 葛飾区と明治安田生命保険相互会社との連携・協力に関する協定の締結について (政策企画課長)
- (2) 葛飾区のSDGs推進に向けた令和8年度の取組について (SDGs推進担当課長)
- (3) 令和8年度組織改正について (経営改革担当課長)

総務部

- (1) 生業扶助費及び住宅維持費並びに収入認定に係る処分取消等請求事件について (総務課長)
- (2) 損害賠償請求事件について (総務課長)
- (3) 義務付け等請求控訴事件の判決について (総務課長)
- (4) 工事契約について (契約管財課長)
- (5) 地方税法改正案の概要について (税務課長)

施設部

- (1) SHIBAMATA FU-TEN Bed And Localの運営方法について (施設管理課長)
- (2) 専決処分（和解）の報告について (施設整備担当課長)
- (3) 柴又川甚まちなみ館改修工事の検査未了事態について (施設整備担当課長)

産業観光部

- (1) 中小企業融資事業について (産業経済課長)
- (2) しごと発見プラザかつしかの事業拡充について (産業経済課長)
- (3) 機械設備メンテナンス等助成事業の新設について (商工振興課長)
- (4) 葛飾区観光経済実態調査の結果報告について (観光課長)

議案第12号 関係資料
政 策 経 営 部
令和8年3月18日

葛飾区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

経営改革担当課

1 制定理由・内容

文化・芸術に関する区の窓口を集約し、一元的に文化振興に取り組んでいくため、令和8年4月1日から教育委員会事務局生涯学習課で所掌する文化・芸術に関する業務を地域振興部文化国際課へ移管する予定である。については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、教育委員会で所掌している文化に関する事務(文化財の保護に関するものを除く。)を区長が管理し、及び執行することを条例で定めるもの

2 施行予定期日

令和8年4月1日

議案第13号 関係資料
地域振興部
令和8年3月18日

葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

戸籍住民課

1 廃止理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行による「住民基本台帳法」の一部改正により、令和7年12月31日をもってすべての住民基本台帳カードの有効期限が満了したことに伴い、本条例を廃止するとともに関係条例について所要の改正を行うもの

2 関係条例

別紙1 「葛飾区印鑑条例新旧対照表（関連部分抜粋）」のとおり

別紙2 「葛飾区事務手数料条例新旧対照表（関連部分抜粋）」のとおり

3 施行日

公布の日

葛飾区印鑑条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区印鑑条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年3月26日 条例第5号</p> <p>東京都葛飾区印鑑条例（昭和31年6月葛飾区条例第8号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 印鑑の登録（第3条—第16条の2）</p> <p>第3章 印鑑登録の証明（第17条—第19条の2）</p> <p>第4章 雑則（第20条—第22条）</p> <p>付則</p> <p>第3章 印鑑登録の証明 （印鑑登録の証明）</p> <p>第17条 区長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項（登録番号及び登録年月日を除く。）の写しについて証明する。 （昭62条例27・平16条例29・一部改正）</p> <p>（印鑑登録証明の申請）</p> <p>第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により区長に申請しなければならない。 （平27条例14・一部改正）</p> <p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第19条 区長は、前条の規定による申請があったときは、印鑑登録証を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。 （平27条例14・一部改正）</p> <p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付）</p> <p>第19条の2 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下「個人番号カード」という。）又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用し、多機能端末機（葛飾区の情報システムと通信回線で接続された住民票の写し（法第12条第1項に規定する住民票の写しをいう。）等を自動的に交付する端末機であって、<u>区又は民間事業者が設置したもの</u>をいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p style="text-align: right;">（平21条例41・追加、平22条例40・平27条例14・平27条例55・令5条例13・一部改正）</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、昭和50年10月1日から施行する。 （経過措置）</p>	<p>○葛飾区印鑑条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年3月26日 条例第5号</p> <p>東京都葛飾区印鑑条例（昭和31年6月葛飾区条例第8号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 印鑑の登録（第3条—第16条の2）</p> <p>第3章 印鑑登録の証明（第17条—第19条の2）</p> <p>第4章 雑則（第20条—第22条）</p> <p>付則</p> <p>第3章 印鑑登録の証明 （印鑑登録の証明）</p> <p>第17条 区長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項（登録番号及び登録年月日を除く。）の写しについて証明する。 （昭62条例27・平16条例29・一部改正）</p> <p>（印鑑登録証明の申請）</p> <p>第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により区長に申請しなければならない。 （平27条例14・一部改正）</p> <p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第19条 区長は、前条の規定による申請があったときは、印鑑登録証を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。 （平27条例14・一部改正）</p> <p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付）</p> <p>第19条の2 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下「個人番号カード」という。）又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用し、多機能端末機（葛飾区の情報システムと通信回線で接続された住民票の写し（法第12条第1項に規定する住民票の写しをいう。）<u>、印鑑登録証明書その他の証明書を自動的に交付する端末機であって、葛飾区又は民間事業者が設置したもの</u>をいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p style="text-align: right;">（平21条例41・追加、平22条例40・平27条例14・平27条例55・令5条例13・一部改正）</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、昭和50年10月1日から施行する。 （経過措置）</p>

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都葛飾区印鑑条例の規定により印鑑の登録を受けている者に係る印鑑の登録の証明については、この条例の施行の日から昭和51年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都葛飾区印鑑条例の規定により登録されている印鑑について、この条例の施行の日から昭和51年9月30日までの間に、第4条の規定により印鑑の登録を受けようとする場合は、第7条第1号の規定は、適用しない。

4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の法第30条の4第3項の規定により交付された住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）は、平成28年1月1日から同条第9項の規定によりその効力を失う時又は住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなして、第19条の2の規定を適用する。

（平27条例55・追加）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都葛飾区印鑑条例の規定により印鑑の登録を受けている者に係る印鑑の登録の証明については、この条例の施行の日から昭和51年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都葛飾区印鑑条例の規定により登録されている印鑑について、この条例の施行の日から昭和51年9月30日までの間に、第4条の規定により印鑑の登録を受けようとする場合は、第7条第1号の規定は、適用しない。

（平27条例55・追加）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

葛飾区事務手数料条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区事務手数料条例 昭和33年3月31日 条例第2号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する手数料(以下「事務手数料」という。)は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(昭36条例17・平12条例49・一部改正)</p> <p>(事務手数料を徴収する事務等)</p> <p>第2条 事務手数料を徴収する事務並びにその事務手数料の名称、種別・単位、額及び徴収時期は、別表第1から別表第3までのとおりとする。</p> <p>(平12条例49・全改、平25条例16・平28条例21・一部改正)</p> <p>第3条 前条に定めるもののほか、事務手数料を徴収する事務は、次のとおりとし、申請の際にこれを徴収する。</p> <p>(1) 住所又は居所に関する証明 (2) 身分又は資格に関する証明 (3) 仮戸籍記載事項に関する証明 (4) 印鑑登録に関する証明 (5) 区税その他諸収入金に関する証明 (6) 納税管理人に関する証明 (7) 土地又は建物に関する証明 (8) 漂流物又は沈没品に関する証明 (9) 埋火葬に関する証明 (10) 営業又は業務に関する証明 (11) 文書の受理に関する証明 (12) 住民票その他公簿、公文書又は図面(以下「公簿等」という。)の閲覧 (13) 印鑑登録証又は公簿等の謄本若しくは抄本の交付 (14) 公簿等の記載事項証明又は前号の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明 (15) その他<u>区長</u>又は行政委員会において適当と認めた事項に関する証明</p> <p>2 前項の事務手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 閲覧については、1回につき100円とする。ただし、住民票の閲覧については、1回につき300円とし、住民記録一覧表の閲覧については、閲覧人1人につき閲覧時間30分について3,700円(閲覧時間が30分を超えるごとに2,100円を加算する。)とする。</p> <p>(2) 謄本又は抄本の交付及び証明については、1件につき300円とする。ただし、<u>葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成22年葛飾区条例第40号)第2条第2号に規定する多機能端末機(以下「多機能端末機」という。)</u>を利用することによる交付については、1件につき200円とする。</p> <p>(3) 印鑑登録証の交付については、50円とする。</p>	<p>○葛飾区事務手数料条例 昭和33年3月31日 条例第2号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する手数料(以下「事務手数料」という。)は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(昭36条例17・平12条例49・一部改正)</p> <p>(事務手数料を徴収する事務等)</p> <p>第2条 事務手数料を徴収する事務並びにその事務手数料の名称、種別・単位、額及び徴収時期は、別表第1から別表第3までのとおりとする。</p> <p>(平12条例49・全改、平25条例16・平28条例21・一部改正)</p> <p>第3条 前条に定めるもののほか、事務手数料を徴収する事務は、次のとおりとし、申請の際にこれを徴収する。</p> <p>(1) 住所又は居所に関する証明 (2) 身分又は資格に関する証明 (3) 仮戸籍記載事項に関する証明 (4) 印鑑登録に関する証明 (5) 区税その他諸収入金に関する証明 (6) 納税管理人に関する証明 (7) 土地又は建物に関する証明 (8) 漂流物又は沈没品に関する証明 (9) 埋火葬に関する証明 (10) 営業又は業務に関する証明 (11) 文書の受理に関する証明 (12) 住民票その他公簿、公文書又は図面(以下「公簿等」という。)の閲覧 (13) 印鑑登録証又は公簿等の謄本若しくは抄本の交付 (14) 公簿等の記載事項証明又は前号の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明 (15) その他<u>葛飾区長(以下「区長」という。)</u>又は行政委員会において適当と認めた事項に関する証明</p> <p>2 前項の事務手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 閲覧については、1回につき100円とする。ただし、住民票の閲覧については、1回につき300円とし、住民記録一覧表の閲覧については、閲覧人1人につき閲覧時間30分について3,700円(閲覧時間が30分を超えるごとに2,100円を加算する。)とする。</p> <p>(2) 謄本又は抄本の交付及び証明については、1件につき300円とする。ただし、<u>多機能端末機(葛飾区の情報システムと通信回線で接続された住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写しをいう。)、印鑑登録証明書(葛飾区印鑑条例(昭和50年葛飾区条例第5号)第17条の規定により区長が証明するものをいう。以下同じ。))その他の証明書を自動的に交付する端末機であって、葛飾区又は民間事業者が設置したものをいう。以下同じ。)</u>を利用することによる交付については、1件につき200円とする。</p> <p>(3) 印鑑登録証の交付については、50円とする。</p>

3 前項の規定による回数又は件数の計算については、次に定めるところによる。

(1) 閲覧については、閲覧人1人につき、公簿等の種類ごとに簿冊1冊をもって1回とする。ただし、住民票の閲覧については、閲覧人1人につき、1世帯ごとに1回とし、その他区長の指定する公簿等の閲覧の回数については、別に定めるところによる。

(2) 謄本又は抄本の交付については、1通ごとに1件とする。

(3) 証明については、1通につき、同一人に係る同一事項ごとに1件とする。この場合において、区税に関する証明にあっては1税目、土地又は建物に関する証明にあっては1筆又は1棟をそれぞれ1事項として件数を計算するものとする。ただし、区税に関する証明を除き、本籍又は住所を同じくする家族の同一事項に関する証明は、人数にかかわらず1通ごとに1件とする。

(昭51条例14・昭51条例43・昭52条例34・昭58条例39・昭62条例8・平9条例9・平12条例49・平15条例46・平21条例41・平22条例40・平27条例13・令6条例21・一部改正)

3 前項の規定による回数又は件数の計算については、次に定めるところによる。

(1) 閲覧については、閲覧人1人につき、公簿等の種類ごとに簿冊1冊をもって1回とする。ただし、住民票の閲覧については、閲覧人1人につき、1世帯ごとに1回とし、その他区長の指定する公簿等の閲覧の回数については、別に定めるところによる。

(2) 謄本又は抄本の交付については、1通ごとに1件とする。

(3) 証明については、1通につき、同一人に係る同一事項ごとに1件とする。この場合において、区税に関する証明にあっては1税目、土地又は建物に関する証明にあっては1筆又は1棟をそれぞれ1事項として件数を計算するものとする。ただし、区税に関する証明を除き、本籍又は住所を同じくする家族の同一事項に関する証明は、人数にかかわらず1通ごとに1件とする。

(昭51条例14・昭51条例43・昭52条例34・昭58条例39・昭62条例8・平9条例9・平12条例49・平15条例46・平21条例41・平22条例40・平27条例13・令6条例21・一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号 関係資料
総務部
令和8年3月18日

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

総務課

1 改正理由

個人番号を利用することができる事務に、住登外者宛名番号管理機能を用いた住登外者の情報の管理に関する事務を追加するほか、所要の改正をするもの

2 概要

- (1) 個人番号を利用することができる事務に、住登外者宛名番号管理機能を用いた住登外者の情報の管理に関する事務を追加すること。
- (2) 小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務等进行处理するために利用することができる特定個人情報に住登外者宛名情報を追加すること。
- (3) 障害児福祉手当等の支給に関する事務等进行处理するために利用することができる特定個人情報に施設入所情報を追加すること。
- (4) 区長が生活保護法による保護の決定等に関する事務等进行处理する際に教育委員会が提供することができる特定個人情報に住登外者宛名情報を追加すること。
- (5) 教育委員会が就学の援助に関する事務等进行处理する際に区長が提供することができる特定個人情報に住登外者宛名情報を追加すること。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

公布の日

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">○葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月16日 条例第34号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(平29条例4・令3条例28・一部改正)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。</p> <p>(2) 実施機関 葛飾区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年葛飾区条例第2号)第2条第1項に規定する区の機関及び葛飾区議会をいう。</p> <p>(3) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(4) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 特定個人情報ファイル 法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(6) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(7) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(8) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(9) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p style="text-align: center;">(平30条例27・令5条例2・令6条例6・令7条例6・一部改正)</p> <p>(区の責務)</p> <p>第3条 葛飾区は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の葛飾区条例で定める事務は、別表第1のとおりとし、同表の左欄に掲げる実施機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第8号又は第9号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報</p>	<p style="text-align: center;">○葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月16日 条例第34号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(平29条例4・令3条例28・一部改正)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。</p> <p>(2) 実施機関 葛飾区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年葛飾区条例第2号)第2条第1項に規定する区の機関及び葛飾区議会をいう。</p> <p>(3) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(4) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 特定個人情報ファイル 法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(6) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(7) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(8) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(9) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p style="text-align: center;">(平30条例27・令5条例2・令6条例6・令7条例6・一部改正)</p> <p>(区の責務)</p> <p>第3条 葛飾区は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の葛飾区条例で定める事務は、別表第1のとおりとし、同表の左欄に掲げる実施機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第8号又は第9号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報</p>

の提供を受ける場合は、この限りでない。

3 実施機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第8号又は第9号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

4 第2項本文又は前項本文の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の葛飾区条例、実施機関の規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことができる。

(平27条例48・平29条例4・平30条例27・令3条例28・令6条例6・一部改正)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定により葛飾区条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる実施機関が、同表の第3欄に掲げる実施機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる実施機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供ができる場合において、他の葛飾区条例、実施機関の規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことができる。

(平27条例48・平29条例4・平30条例27・令3条例28・一部改正)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(平30条例27・一部改正)

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

付 則 (平成27年12月14日条例第48号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

付 則 (平成28年6月22日条例第35号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第2の4の項、11の項、22の項、25の項、29の項、34の項、35の項、42の項、46の項及び47の項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年12月15日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成29年3月27日条例第4号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の改正規定、第5条第1項の改正規定、別表第2の24の項の次に1項を加える改正規定並びに同表28の3の項を同表28の4の項とし、同表28の2の項を同表28の3の項とし、同表28の項の次に1項を加える改正規定は、同年5月30日から施行する。

付 則 (平成30年6月28日条例第27号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月28日条例第6号)

の提供を受ける場合は、この限りでない。

3 実施機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第8号又は第9号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

4 第2項本文又は前項本文の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の葛飾区条例、実施機関の規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことができる。

(平27条例48・平29条例4・平30条例27・令3条例28・令6条例6・一部改正)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定により葛飾区条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる実施機関が、同表の第3欄に掲げる実施機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる実施機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供ができる場合において、他の葛飾区条例、実施機関の規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことができる。

(平27条例48・平29条例4・平30条例27・令3条例28・一部改正)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(平30条例27・一部改正)

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

付 則 (平成27年12月14日条例第48号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

付 則 (平成28年6月22日条例第35号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第2の4の項、11の項、22の項、25の項、29の項、34の項、35の項、42の項、46の項及び47の項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年12月15日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成29年3月27日条例第4号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の改正規定、第5条第1項の改正規定、別表第2の24の項の次に1項を加える改正規定並びに同表28の3の項を同表28の4の項とし、同表28の2の項を同表28の3の項とし、同表28の項の次に1項を加える改正規定は、同年5月30日から施行する。

付 則 (平成30年6月28日条例第27号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月28日条例第6号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。
 付 則 (令和元年12月16日条例第53号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 付 則 (令和2年10月14日条例第24号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 付 則 (令和3年3月26日条例第5号) 抄
 (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
 付 則 (令和3年12月16日条例第28号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 付 則 (令和4年10月13日条例第32号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 付 則 (令和5年2月28日条例第2号) 抄
 (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
 付 則 (令和5年6月22日条例第41号)
 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
 付 則 (令和6年3月27日条例第6号)
 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための
 番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律 (令和
 5年法律第48号) の施行の日又はこの条例の公布の日のい
 ずれか遅い日から施行する。
 付 則 (令和6年10月10日条例第26号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 付 則 (令和7年3月27日条例第6号)
 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

(平27条例48・平28条例35・平29条例
 4・平30条例27・令元条例53・令2条例24・
 令3条例5・令3条例28・一部改正)

実施機関	事務
1 葛飾 区長(以下「区 長」という。)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による 保育所等の利用の調整又は要請に関する事務であ って葛飾区規則(以下「規則」という。)で定め るもの
1の2 区長	介護保険法(平成9年法律第123号)による費 用の負担に関する事務であって規則で定めるもの
1の2の 2 区 長	葛飾区心身障害者福祉手当条例(昭和49年葛飾 区条例第34号)による心身障害者福祉手当の支 給に関する事務であって規則で定めるもの
1の3 区長	葛飾区難病患者福祉手当条例(昭和53年葛飾区 条例第3号)による難病患者福祉手当の支給に関 する事務であって規則で定めるもの
2 区長	葛飾区生業資金貸付条例を廃止する条例(令和3 年葛飾区条例第5号)付則第2項の規定によりな お従前の例によることとされる資金の貸付けに関 する事務であって規則で定めるもの
3 区長	葛飾区母子及び父子福祉応急小口資金貸付条例 (昭和40年葛飾区条例第18号)による資金の 貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
4 削除	
5 区長	葛飾区児童育成手当条例(昭和46年葛飾区条例 第28号)による児童育成手当の支給に関する事

この条例は、平成31年4月1日から施行する。
 付 則 (令和元年12月16日条例第53号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 付 則 (令和2年10月14日条例第24号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 付 則 (令和3年3月26日条例第5号) 抄
 (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
 付 則 (令和3年12月16日条例第28号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 付 則 (令和4年10月13日条例第32号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 付 則 (令和5年2月28日条例第2号) 抄
 (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
 付 則 (令和5年6月22日条例第41号)
 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
 付 則 (令和6年3月27日条例第6号)
 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するため
 の番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律 (令和
 5年法律第48号) の施行の日又はこの条例の公布の日のい
 ずれか遅い日から施行する。
 付 則 (令和6年10月10日条例第26号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 付 則 (令和7年3月27日条例第6号)
 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

(平27条例48・平28条例35・平29条例
 4・平30条例27・令元条例53・令2条例24・
 令3条例5・令3条例28・一部改正)

実施機関	事務
1 葛飾 区長(以下「区 長」という。)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による 保育所等の利用の調整又は要請に関する事務であ って葛飾区規則(以下「規則」という。)で定め るもの
1の2 区長	介護保険法(平成9年法律第123号)による費 用の負担に関する事務であって規則で定めるもの
1の2の 2 区 長	葛飾区心身障害者福祉手当条例(昭和49年葛飾 区条例第34号)による心身障害者福祉手当の支 給に関する事務であって規則で定めるもの
1の3 区長	葛飾区難病患者福祉手当条例(昭和53年葛飾区 条例第3号)による難病患者福祉手当の支給に関 する事務であって規則で定めるもの
2 区長	葛飾区生業資金貸付条例を廃止する条例(令和3 年葛飾区条例第5号)付則第2項の規定によりな お従前の例によることとされる資金の貸付けに関 する事務であって規則で定めるもの
3 区長	葛飾区母子及び父子福祉応急小口資金貸付条例 (昭和40年葛飾区条例第18号)による資金の 貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
4 削除	
5 区長	葛飾区児童育成手当条例(昭和46年葛飾区条例 第28号)による児童育成手当の支給に関する事

	務であって規則で定めるもの		務であって規則で定めるもの
6 区長	葛飾区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年葛飾区条例第39号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	6 区長	葛飾区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年葛飾区条例第39号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 区長	葛飾区子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年葛飾区条例第39号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	7 区長	葛飾区子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年葛飾区条例第39号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 区長	葛飾区学童保育クラブ条例（昭和52年葛飾区条例第16号）による使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	8 区長	葛飾区学童保育クラブ条例（昭和52年葛飾区条例第16号）による使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
9 区長	葛飾区奨学資金貸付条例（昭和32年葛飾区条例第2号）による学資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	9 区長	葛飾区奨学資金貸付条例（昭和32年葛飾区条例第2号）による学資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
10 区長	葛飾区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例（平成16年葛飾区条例第39号）付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	10 区長	葛飾区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例（平成16年葛飾区条例第39号）付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
10の2 区長	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）により葛飾区が処理することとされる心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	10の2 区長	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）により葛飾区が処理することとされる心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
11 区長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受ける者等の自立の促進に関する事務であって規則で定めるもの	11 区長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受ける者等の自立の促進に関する事務であって規則で定めるもの
12 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	12 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務であって規則で定めるもの
12の2 区長	重度心身障害者、重度心身障害児又は難病患者等に対する日常生活用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの	12の2 区長	重度心身障害者、重度心身障害児又は難病患者等に対する日常生活用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの
12の3 区長	重度身体障害者、重度身体障害児又は難病患者等に対する住宅設備改善費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	12の3 区長	重度身体障害者、重度身体障害児又は難病患者等に対する住宅設備改善費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
12の4 区長	後期高齢者医療の被保険者の葬祭を行う者に対する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による葬祭費に付加する給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	12の4 区長	後期高齢者医療の被保険者の葬祭を行う者に対する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による葬祭費に付加する給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
13 区長	低所得者に対する介護保険法による保険給付に係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	13 区長	低所得者に対する介護保険法による保険給付に係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
14 区長	配偶者等の暴力からの避難等に係る一時保護に関する事務であって規則で定めるもの	14 区長	配偶者等の暴力からの避難等に係る一時保護に関する事務であって規則で定めるもの
15 区長	ひとり親家庭等に対する就労支援に関する事務であって規則で定めるもの	15 区長	ひとり親家庭等に対する就労支援に関する事務であって規則で定めるもの
16 区長	私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	16 区長	私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
17 区長	小児に対する任意の予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	17 区長	小児に対する任意の予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの
17の2 区長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	17の2 区長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
		17の3 区長	住登外者宛名番号管理機能（住登外者（葛飾区の住民基本台帳に記録されていない者であって、葛

18 葛飾区教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学の援助に関する事務であって葛飾区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定めるもの （以下「教育委員会」という。）

	飾区民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を識別するための番号を付し、当該者の情報を管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
18 葛飾区教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学の援助に関する事務であって葛飾区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定めるもの （以下「教育委員会」という。）

19 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
-----------------	---

別表第2（第4条関係）

（平27条例48・追加、平28条例35・平28条例52・平29条例4・平30条例27・平31条例6・令元条例53・令2条例24・令3条例5・令3条例28・令4条例32・令5条例41・令6条例26・一部改正）

別表第2（第4条関係）

（平27条例48・追加、平28条例35・平28条例52・平29条例4・平30条例27・平31条例6・令元条例53・令2条例24・令3条例5・令3条例28・令4条例32・令5条例41・令6条例26・一部改正）

実施機関	事務	特定個人情報
1 区長	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する事項、同法第30条の45に規定する外国人住民に係る住民票の記載事項若しくは住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第13条第1項若しくは第2項の規定による住民票の記載事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）、生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）、又は被害者等支援関係情報（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）による被害者に対する支援、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）によるストーカー行為等の相手方に対する支援、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）による児童虐待を受けた児童に対する支援及び生命若しくは身体に危害を受けている

実施機関	事務	特定個人情報
1 区長	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する事項、同法第30条の45に規定する外国人住民に係る住民票の記載事項若しくは住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第13条第1項若しくは第2項の規定による住民票の記載事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）、生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）、被害者等支援関係情報（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）による被害者に対する支援、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）によるストーカー行為等の相手方に対する支援、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）による児童虐待を受けた児童に対する支援及び生命若しくは身体に危害を受けている事

		事実が確認でき、かつ、更に危害を受けるおそれがあるとして区長が支援をする必要があると認める者に対する当該支援に関する情報をいう。以下同じ。)であって規則で定めるもの			実が確認でき、かつ、更に危害を受けるおそれがあるとして区長が支援をする必要があると認める者に対する当該支援に関する情報をいう。以下同じ。) 又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。) であって規則で定めるもの
1の2区長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民票関係情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	1の2区長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民票関係情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
2区長	児童福祉法による障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	2区長	児童福祉法による障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
3区長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	3区長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
4区長	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、生活保護	4区長	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、生活保護

		関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置若しくは費用の徴収に関する情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの			関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置若しくは費用の徴収に関する情報 、被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
5 区 長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、障害者関係情報、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、児童福祉法による被措置児童等に関する情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	5 区 長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、障害者関係情報、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、児童福祉法による被措置児童等に関する情報 、被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
6 区 長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	6 区 長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 、被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
7 区	予防接種法による給付の	住民票関係情報、特別児童	7 区	予防接種法による給付の	住民票関係情報、特別児童

長	支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	長	支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
8 区長	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に係る経路に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	8 区長	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に係る経路に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
9 区長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	9 区長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
10 区長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に係る経路に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	10 区長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に係る経路に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
11 区長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、児童福祉法による助産施設における助産の実施若しくは母生活支援施設における保護の実施に関する情報、葛飾区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報（以下「心身障害者福祉手当関係情報」という。）、葛飾区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報（以下「難病患者福祉手当関係情報」という。）、葛飾区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報（以下「児童育成手当関係情報」という。）、生活保護法による被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者等の自立の促進に関する情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	11 区長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、児童福祉法による助産施設における助産の実施若しくは母生活支援施設における保護の実施に関する情報、葛飾区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報（以下「心身障害者福祉手当関係情報」という。）、葛飾区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報（以下「難病患者福祉手当関係情報」という。）、葛飾区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報（以下「児童育成手当関係情報」という。）、生活保護法による被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者等の自立の促進に関する情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則

					で定めるもの
1 2 区長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	1 2 区長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
1 3 区長	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの	1 3 区長	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
1 4 区長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスの提供に関する情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	1 4 区長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスの提供に関する情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
1 4の2 区長	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の徴収、加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出、保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	1 4の2 区長	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の徴収、加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出、保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
1 5 区長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	1 5 区長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
1 6 区長	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をい	住民票関係情報であって規則で定めるもの	1 6 区長	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をい	住民票関係情報であって規則で定めるもの

	う。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの		う。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの		
17 区長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	17 区長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
18 区長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	18 区長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
19 区長	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	19 区長	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
20 区長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	20 区長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
21 区長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	21 区長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、 介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、被害者等支援関係情報、児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置に関する情報、身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、老人福祉法による福祉の措置に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
21の2	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健	住民票関係情報、出生通知票に関する情報 又は被害	21の2	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健	住民票関係情報、出生通知票に関する情報、 被害者等

区長	指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は未熟児の訪問指導に関する事務であって規則で定めるもの	者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	区長	指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は未熟児の訪問指導に関する事務であって規則で定めるもの	支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
2 2 区長	母子保健法による妊娠の届出、母子健康手帳の交付、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	2 2 区長	母子保健法による妊娠の届出、母子健康手帳の交付、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
2 3 区長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	2 3 区長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
2 4 区長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	2 4 区長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
2 4 の 2 区長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	2 4 の 2 区長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
2 5 区長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、外国人生活保護関係情報、児童福祉法による助産施設における助産の実施若しくは母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、心身障害者福祉手当関係情報、難病患者福祉手当関係情報、児童育成手当関係情報、生活保護法による被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者等の自立の促進に関する情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	2 5 区長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、外国人生活保護関係情報、児童福祉法による助産施設における助産の実施若しくは母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、心身障害者福祉手当関係情報、難病患者福祉手当関係情報、児童育成手当関係情報、生活保護法による被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者等の自立の促進に関する情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
2 6 区長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報	2 6 区長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報

	実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの		実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
27 区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	27 区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
28 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	28 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
28の2 区長	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、障害者関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	28の2 区長	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、障害者関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
28の2 区長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	28の2 区長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
28の3 区長	葛飾区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、難病患者福祉手当関係情報、児童育成手当関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	28の3 区長	葛飾区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、 介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、難病患者福祉手当関係情報、児童育成手当関係情報、被害者等支援関係情報、児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置に関する情報、身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、老

					人福祉法による福祉の措置に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
28の4 葛飾区 葛飾区難病患者福祉手当 条例による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	葛飾区難病患者福祉手当 地方税関係情報、住民票関係情報、心身障害者福祉手当関係情報、児童育成手当関係情報又は被害者等支援関係情報であって規則で定めるもの	葛飾区難病患者福祉手当 地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、心身障害者福祉手当関係情報、児童育成手当関係情報、被害者等支援関係情報、児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置に関する情報、身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、老人福祉法による福祉の措置に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	28の4 葛飾区 葛飾区難病患者福祉手当 条例による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	葛飾区難病患者福祉手当 地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、心身障害者福祉手当関係情報、児童育成手当関係情報、被害者等支援関係情報、児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置に関する情報、身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、老人福祉法による福祉の措置に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	人福祉法による福祉の措置に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
29 葛飾区 葛飾区生業資金貸付条例を廃止する条例付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	葛飾区生業資金貸付条例を廃止する条例付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる資金の貸付けに関する情報又は被害者等支援関係情報であって規則で定めるもの	葛飾区生業資金貸付条例を廃止する条例付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる資金の貸付けに関する情報、被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	29 葛飾区 葛飾区生業資金貸付条例を廃止する条例付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	葛飾区生業資金貸付条例を廃止する条例付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる資金の貸付けに関する情報、被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、葛飾区生業資金貸付条例を廃止する条例付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる資金の貸付けに関する情報、被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

3 0	葛飾区母子及び父子福祉 区長 応急小口資金貸付条例に よる資金の貸付けに關す る事務であつて規則で定 めるもの	地方税関係情報、住民票関 係情報、生活保護関係情 報、中国残留邦人等支援給 付等関係情報、外国人生活 保護関係情報、葛飾区母子 及び父子福祉応急小口資 金貸付条例による資金の 貸付けに關する情報 又は 被害者等支援関係情報 で あつて規則で定めるもの	3 0	葛飾区母子及び父子福祉 区長 応急小口資金貸付条例に よる資金の貸付けに關す る事務であつて規則で定 めるもの	地方税関係情報、住民票関 係情報、生活保護関係情 報、中国残留邦人等支援給 付等関係情報、外国人生活 保護関係情報、葛飾区母子 及び父子福祉応急小口資 金貸付条例による資金の 貸付けに關する情報、 被害 者等支援関係情報又は住 登外者宛名情報 であつて 規則で定めるもの
3 1	葛飾区児童育成手当条例 区長 による児童育成手当の支 給に關する事務であつて 規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関 係情報、障害者関係情報 又 は被害者等支援関係情報 であつて規則で定めるも の	3 1	葛飾区児童育成手当条例 区長 による児童育成手当の支 給に關する事務であつて 規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関 係情報、障害者関係情報、 被害者等支援関係情報又 は住登外者宛名情報 であ つて規則で定めるもの
3 2	葛飾区ひとり親家庭等の 区長 医療費の助成に關する条 例による医療費の助成に 關する事務であつて規則 で定めるもの	地方税関係情報、住民票関 係情報、医療保険給付関係 情報、生活保護関係情報、 中国残留邦人等支援給付 等関係情報、外国人生活保 護関係情報、児童扶養手当 関係情報 又は被害者等支 援関係情報 であつて規則 で定めるもの	3 2	葛飾区ひとり親家庭等の 区長 医療費の助成に關する条 例による医療費の助成に 關する事務であつて規則 で定めるもの	地方税関係情報、住民票関 係情報、医療保険給付関係 情報、生活保護関係情報、 中国残留邦人等支援給付 等関係情報、外国人生活保 護関係情報、児童扶養手当 関係情報、 被害者等支援関 係情報又は住登外者宛名 情報 であつて規則で定め るもの
3 3	葛飾区子どもの医療費の 区長 助成に關する条例による 医療費の助成に關する事 務であつて規則で定める もの	地方税関係情報、住民票関 係情報、医療保険給付関係 情報、生活保護関係情報、 中国残留邦人等支援給付 等関係情報、外国人生活保 護関係情報 又は被害者等 支援関係情報 であつて規 則で定めるもの	3 3	葛飾区子どもの医療費の 区長 助成に關する条例による 医療費の助成に關する事 務であつて規則で定める もの	地方税関係情報、住民票関 係情報、医療保険給付関係 情報、生活保護関係情報、 中国残留邦人等支援給付 等関係情報、外国人生活保 護関係情報、 被害者等支援 関係情報又は住登外者宛 名情報 であつて規則で定 めるもの
3 4	葛飾区学童保育クラブ条 区長 例による使用料の徴収に 關する事務であつて規則 で定めるもの	地方税関係情報、住民票関 係情報、生活保護関係情 報、中国残留邦人等支援給 付等関係情報、外国人生活 保護関係情報、葛飾区学童 保育クラブ条例による使 用料の徴収に關する情報 又は被害者等支援関係情 報 であつて規則で定める もの	3 4	葛飾区学童保育クラブ条 区長 例による使用料の徴収に 關する事務であつて規則 で定めるもの	地方税関係情報、住民票関 係情報、生活保護関係情 報、中国残留邦人等支援給 付等関係情報、外国人生活 保護関係情報、葛飾区学童 保育クラブ条例による使 用料の徴収に關する情報、 被害者等支援関係情報又 は住登外者宛名情報 であ つて規則で定めるもの
3 5	葛飾区奨学資金貸付条例 区長 による学資金の貸付けに 關する事務であつて規則 で定めるもの	住民票関係情報、生活保護 関係情報、中国残留邦人等 支援給付等関係情報、外国 人生活保護関係情報 又は 被害者等支援関係情報 で あつて規則で定めるもの	3 5	葛飾区奨学資金貸付条例 区長 による学資金の貸付けに 關する事務であつて規則 で定めるもの	住民票関係情報、生活保護 関係情報、中国残留邦人等 支援給付等関係情報、外国 人生活保護関係情報、 被害 者等支援関係情報又は住 登外者宛名情報 であつて 規則で定めるもの
3 6	葛飾区女性福祉資金貸付 区長 条例を廃止する条例付則 第2項の規定によりなお 従前の例によることとさ	地方税関係情報、住民票関 係情報、生活保護関係情 報、中国残留邦人等支援給 付等関係情報、外国人生活	3 6	葛飾区女性福祉資金貸付 区長 条例を廃止する条例付則 第2項の規定によりなお 従前の例によることとさ	地方税関係情報、住民票関 係情報、生活保護関係情 報、中国残留邦人等支援給 付等関係情報、外国人生活

	れる資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの		れる資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
37	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により葛飾区が処理することとされる東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	37	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により葛飾区が処理することとされる東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、 介護保険給付等関係情報、生活保護法関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、被害者等支援関係情報、児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置に関する情報、身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、老人福祉法による福祉の措置に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
37の2	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により葛飾区が処理することとされる心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、医療保険給付関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	37の2	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により葛飾区が処理することとされる心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、医療保険給付関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
38	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により葛飾区が処理することとされる母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	38	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により葛飾区が処理することとされる母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
39	児童福祉法による療育の給付又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	39	児童福祉法による療育の給付又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
40	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により葛飾区が処理することとされる障害者の日常生活及び社会生活	地方税関係情報、住民票関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	40	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により葛飾区が処理することとされる障害者の日常生活及び社会生活	地方税関係情報、住民票関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの

	を総合的に支援するための法律の施行に係る事務であって規則で定めるもの			を総合的に支援するための法律の施行に係る事務であって規則で定めるもの	
40の2	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により葛飾区が処理することとされる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に係る事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	40の2	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により葛飾区が処理することとされる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に係る事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
41	生活保護法による被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者等の自立の促進に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	41	生活保護法による被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者等の自立の促進に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
42	生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童福祉法による助産施設における助産の実施若しくは母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、心身障害者福祉手当関係情報、難病患者福祉手当関係情報、児童育成手当関係情報、生活保護法による被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者等の自立の促進に関する情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	42	生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童福祉法による助産施設における助産の実施若しくは母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、心身障害者福祉手当関係情報、難病患者福祉手当関係情報、児童育成手当関係情報、生活保護法による被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者等の自立の促進に関する情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
42の2	重度心身障害者、重度心身障害児又は難病患者等に対する日常生活用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	42の2	重度心身障害者、重度心身障害児又は難病患者等に対する日常生活用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
42の3	重度身体障害者、重度身体障害児又は難病患者等に	地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関	42の3	重度身体障害者、重度身体障害児又は難病患者等に	地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関

区長	に対する住宅設備改善費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	区長	に対する住宅設備改善費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
4 2の区長	後期高齢者医療の被保険者の葬祭を行う者に対する高齢者の医療の確保に関する法律による葬祭費に付加する給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、医療保険給付関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	4 2の区長	後期高齢者医療の被保険者の葬祭を行う者に対する高齢者の医療の確保に関する法律による葬祭費に付加する給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、医療保険給付関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
4 3の区長	低所得者に対する介護保険法による保険給付に係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	4 3の区長	低所得者に対する介護保険法による保険給付に係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
4 4の区長	配偶者等の暴力からの避難等に係る一時保護に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	4 4の区長	配偶者等の暴力からの避難等に係る一時保護に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
4 5の区長	ひとり親家庭等に対する就労支援に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	4 5の区長	ひとり親家庭等に対する就労支援に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
4 6の区長	私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	4 6の区長	私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
4 7の区長	小児に対する任意の予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	4 7の区長	小児に対する任意の予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
4 7の2の区長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報 又は被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの	4 7の2の区長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、 被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの

48	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	学校教育法による就学の援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
----	---	--------------------------------------

48	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	学校教育法による就学の援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
----	---	--------------------------------------

別表第3 (第5条関係)

(平27条例48・旧別表第2繰下・一部改正、令元条例53・一部改正)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1 区 長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
2 区 長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
3 区 長	生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
4 教 育 委 員 会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	区長	住民票関係情報又は 被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの
5 教 育 委 員 会	学校教育法による就学の援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	区長	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は 被害者等支援関係情報 であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

(平27条例48・旧別表第2繰下・一部改正、令元条例53・一部改正)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1 区 長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報又は 住登外者宛名情報 であって教育委員会規則で定めるもの
2 区 長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報又は 住登外者宛名情報 であって教育委員会規則で定めるもの
3 区 長	生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報又は 住登外者宛名情報 であって教育委員会規則で定めるもの
4 教 育 委 員 会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	区長	住民票関係情報、 被害者等支援関係情報 又は 住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
5 教 育 委 員 会	学校教育法による就学の援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	区長	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、 被害者等支援関係情報 又は 住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの

議案第15号 関係資料
政 策 経 営 部
令和8年3月18日

葛飾区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
の一部を改正する条例

DX戦略課

1 改正理由

デジタル社会の進展等を踏まえ、区民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、オンラインにより行うことができる手続の拡大等をするもの

2 改正概要

- (1) 他の条例等で手数料の納付方法が定められているものについて、オンラインにより行うことができるようにすること。
- (2) 申請等をする者について、対面による本人確認、書類の原本確認等をするべき事情がある場合については、当該確認等以外の部分をオンラインにより行うことができるようにすること。
- (3) 処分通知等をオンラインで行う場合には、当該処分通知等の相手方の同意があった場合に限りできることとすること。
- (4) 処分通知等をする者について、対面による本人確認、書類の原本の交付等をするべき事情がある場合については、当該確認等以外の部分をオンラインにより行うことができるようにすること。
- (5) 他の条例等で申請等の添付書面が必要とされている場合について、必要な情報を個人番号カードの利用等又は連携システム等により入手し、又は参照できる場合は当該添付書面を省略することができるようにすること。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和8年4月1日

葛飾区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
○葛飾区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 条例	○葛飾区行政手続等における情報通信技術の利用に関する条 例
平成16年12月16日 条例第37号	平成16年12月16日 条例第37号
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、区の機関に係る申請、届出その他の手続等に 関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の 情報通信の技術 を利用する方法により行うことができるようにするための共通す る事項を定めることにより、区民の利便性の向上を図るととも に、区政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。	第1条 この条例は、区の機関に係る申請、届出その他の手続等に 関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の 情報通信技術 を 利用する方法により行うことができるようにするための共通する 事項を定めることにより、区民の利便性の向上を図るとともに、 区政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。
<p>(1) 条例等 葛飾区条例、葛飾区規則、葛飾区教育委員会規則 (地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2 項に規定する規程を含む。)、葛飾区条例の委任に基づく葛飾 区選挙管理委員会、葛飾区監査委員、葛飾区農業委員会若しく は葛飾区議会の定め又は地方自治法第252条の17の2第1 項若しくは地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和3 1年法律第162号)第55条第1項の規定に基づき東京都条 例の定めるところにより東京都知事若しくは東京都教育委員会 の権限に属する事務の一部を葛飾区(以下「区」という。)が 処理することとされた場合における当該事務の根拠となる東京 都条例、東京都規則若しくは東京都教育委員会規則をいう。</p> <p>(2) 実施機関 葛飾区長(以下「区長」という。)、葛飾区教 育委員会、葛飾区選挙管理委員会、葛飾区監査委員、葛飾区農 業委員会又は葛飾区議会をいう。</p> <p>(3) 区の機関 実施機関若しくはこれらに置かれる機関又はこ れらの機関の職員であつて法律若しくは法律に基づく命令又は 条例等により独立に権限を行使することを認められた職員をい う。</p> <p>(4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複 本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる 情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>(5) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名 称を書面等に記載することをいう。</p> <p>(6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ つては認識することができない方式で作られる記録であつて、 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>(7) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づ き区の機関に対して行われる通知をいう。</p> <p>(8) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当 たる行為をいう。)の通知その他の法令又は条例等の規定に基づ き区の機関が行う通知(不特定の者に対して行うものを除 く。)をいう。</p> <p>(9) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関が書面等 又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供する ことをいう。</p> <p>(10) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関が書面 等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。</p> <p>(11) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をい う。</p>	<p>(1) 条例等 葛飾区条例、葛飾区規則、葛飾区教育委員会規則 (地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2 項に規定する規程を含む。)、葛飾区条例の委任に基づく葛飾 区選挙管理委員会、葛飾区監査委員、葛飾区農業委員会若しく は葛飾区議会の定め又は地方自治法第252条の17の2第1 項若しくは地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和3 1年法律第162号)第55条第1項の規定に基づき東京都条 例の定めるところにより東京都知事若しくは東京都教育委員会 の権限に属する事務の一部を葛飾区(以下「区」という。)が 処理することとされた場合における当該事務の根拠となる東京 都条例、東京都規則若しくは東京都教育委員会規則をいう。</p> <p>(2) 実施機関 葛飾区長(以下「区長」という。)、葛飾区教 育委員会、葛飾区選挙管理委員会、葛飾区監査委員、葛飾区農 業委員会又は葛飾区議会をいう。</p> <p>(3) 区の機関 実施機関若しくはこれらに置かれる機関又はこ れらの機関の職員であつて法律若しくは法律に基づく命令又は 条例等により独立に権限を行使することを認められた職員をい う。</p> <p>(4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複 本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる 情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>(5) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名 称を書面等に記載することをいう。</p> <p>(6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ つては認識することができない方式で作られる記録であつて、 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>(7) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づ き区の機関に対して行われる通知をいう。</p> <p>(8) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当 たる行為をいう。)の通知その他の法令又は条例等の規定に基づ き区の機関が行う通知(不特定の者に対して行うものを除 く。)をいう。</p> <p>(9) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関が書面等 又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供する ことをいう。</p> <p>(10) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関が書面 等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。</p> <p>(11) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をい う。</p>
(電子情報処理組織による申請等)	(電子情報処理組織による申請等)
第3条 <u>区の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等 の規定により書面等により行うこととしているものについては、 当該条例等の規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところに より、電子情報処理組織(区の機関の使用に係る電子計算機(入 出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電 子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)</u> を使用して行わせることができる。	第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定におい <u>て書面等により行うことその他のその方法が規定されているもの については、当該条例等の規定にかかわらず、実施機関が別に定 めるところにより、電子情報処理組織(区の機関の使用に係る電 子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手 方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報 処理組織をいう。以下同じ。)</u> を使用する方法により行うことが

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の区の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該区の機関に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、区の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって実施機関が別に定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第4条 区の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところにより、電子情報処理組織(区の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。
- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
 - 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の区の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
 - 4 第1項の場合において、区の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって実施機関が別に定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

できる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、当該申請等を受ける区の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該区の機関に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって実施機関が別に定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって実施機関が別に定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として実施機関が別に定める場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の実施機関が別に定める方式による表示をする場合に限る。
- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
 - 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
 - 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって実施機関が別に定めるものをもって当該署名等に代えることができる。
 - 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として実施機関が別に定める場合には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 区の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 区の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、区の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって実施機関が別に定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(区の手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 区は、区の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 区は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 区は、区の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 区長は、区の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、少なくとも毎年度1回、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等において行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の規定により電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって実施機関が別に定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)については、第3条及び第4条の規定は、適用しない。

2 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)については、前2条の規定は、適用しない。

(区の手続等に係る情報システムの整備等)

第8条 区は、区の機関に係る手続等における情報通信技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 区は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 区は、区の機関に係る手続等における情報通信技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第9条 区長は、区の機関が電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術の利用に関する状況について、少なくとも毎年度1回、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(添付書面等の省略)

第10条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の実施機関が別に定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、区の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の利用その他の措置であって当該書面等の区分

(委任)
第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。
付 則
この条例は、平成17年1月1日から施行する。

に応じ実施機関が別に定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(委任)
第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。
付 則
この条例は、平成17年1月1日から施行する。
付 則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号 関係資料
総務部
令和8年3月18日

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事課

1 改正理由

特別区人事委員会勧告に伴い、職員の給料表を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 改正概要

(1) 部長級職員の昇給

行政職給料表(一)の適用を受ける部長級職員の昇給は、勤務成績が特に良好以上の場合に限り行う。

<昇給区分ごとの昇給号数>

昇給区分		A	B	C	D	E
		極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
昇給	現行	7	6	4	3	昇給なし
号数	改正後	2	1	昇給なし		

(2) 管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大

管理職員特別勤務手当は、管理職手当を補完する趣旨で、週休日等又は週休日等以外の日における臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給している。勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、週休日等以外の日における支給対象時間について拡大する改正を行う。

	現行	改正後
支給対象時間	午前0時から午前5時	午後10時から翌日午前5時

(3) 給料表の改定

①管理職員の給料表の改定

複雑化・多様化する行政課題に対応するため、組織パフォーマンスを向上させる給与面の施策として、行政職給料表(一) 5・6級、医療職給料表(二) 5級及び医療職給料表(三) 5級の給料表を改定する。(5級は課長級職員、6級は部長級職員)

②行政職給料表(二)の給料表の改定

職務給原則の更なる徹底、昇任意欲の醸成に資する職務及び職責をより重視したメリハリある給与制度を実現するため、給料表を改定する。

(4) 差額支給の取扱いの終了

平成30年行政系人事制度改正に係る給料表の切替えに伴う差額支給の取扱いを終了する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和8年4月1日

職員の給与に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○職員の給与に関する条例 昭和30年4月1日 条例第9号</p> <p>（給料表・適用範囲及び職務の級）</p> <p>第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>（1）行政職給料表（別表第1） ア 行政職給料表（一） イ 行政職給料表（二）</p> <p>（2）医療職給料表（別表第2） ア 医療職給料表（一） イ 医療職給料表（二） ウ 医療職給料表（三）</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第23条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。</p> <p>4 任命権者は、全ての職員の職を前項に規定する等級別基準職務表及び人事委員会が定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。 （昭32条例12・全改、昭35条例16・昭48条例1・昭50条例14・昭53条例11・平元条例40・平28条例14・一部改正）</p> <p>（初任給及び昇格昇給等の基準）</p> <p>第7条 新たに職員となった場合並びに職員が1つの職務の級から他の職務の級に移った場合及び一つの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合の給料の基準は、人事委員会が定めるところによる。</p> <p>2 職員を昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。</p> <p>3 職員の昇給は、人事委員会が定める日に、同日前で人事委員会が定める期間におけるその者の勤務成績等に応じて、行うものとする。</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。</p> <p>6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和30年葛飾区条例第13号）</p>	<p>○職員の給与に関する条例 昭和30年4月1日 条例第9号</p> <p>（給料表・適用範囲及び職務の級）</p> <p>第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>（1）行政職給料表（別表第1） ア 行政職給料表（一） イ 行政職給料表（二）</p> <p>（2）医療職給料表（別表第2） ア 医療職給料表（一） イ 医療職給料表（二） ウ 医療職給料表（三）</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第23条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。</p> <p>4 任命権者は、全ての職員の職を前項に規定する等級別基準職務表及び人事委員会が定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。 （昭32条例12・全改、昭35条例16・昭48条例1・昭50条例14・昭53条例11・平元条例40・平28条例14・一部改正）</p> <p>（初任給及び昇格昇給等の基準）</p> <p>第7条 新たに職員となった場合並びに職員が1つの職務の級から他の職務の級に移った場合及び一つの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合の給料の基準は、人事委員会が定めるところによる。</p> <p>2 職員を昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。</p> <p>3 職員の昇給は、人事委員会が定める日に、同日前で人事委員会が定める期間におけるその者の勤務成績等に応じて、行うものとする。</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給 <u>（行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級であるものにおいて、零号給）</u>とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。</p> <p>6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和30年葛飾区条例第13号）</p>

第7条の規定に基づき、その者が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給がその者の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

8 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

9 第2項から第5項まで及び第7項の規定の実施について必要な基準は、人事委員会が定めるところによる。

（昭32条例12・昭35条例16・昭50条例14・昭51条例29・昭53条例11・昭60条例1・昭61条例1・平元条例40・平13条例17・平13条例61・平18条例19・平28条例14・令4条例41・一部改正）

（管理職員特別勤務手当）

第22条 第11条第1項の規定に基づき指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項本文に規定する場合のほか、第11条第1項の規定に基づき指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

（平4条例11・全改、平9条例7・旧第21条繰下、平10条例10・平27条例10・一部改正）

第7条の規定に基づき、その者が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給がその者の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

8 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

9 第2項から第5項まで及び第7項の規定の実施について必要な基準は、人事委員会が定めるところによる。

（昭32条例12・昭35条例16・昭50条例14・昭51条例29・昭53条例11・昭60条例1・昭61条例1・平元条例40・平13条例17・平13条例61・平18条例19・平28条例14・令4条例41・一部改正）

（管理職員特別勤務手当）

第22条 第11条第1項の規定に基づき指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務をしなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項本文に規定する場合のほか、第11条第1項の規定に基づき指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

（平4条例11・全改、平9条例7・旧第21条繰下、平10条例10・平27条例10・一部改正）

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例別表第1イに掲げる行政職給料表(二)の適用について、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者の属していた職務の級(以下「旧級」という。)が付則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級であった職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において職員の給与に関する条例別表第1アに掲げる行政職給料表(一)、同表イに掲げる行政職給料表(二)、別表第2イに掲げる医療職給料表(二)及び同表ウに掲げる医療職給料表(三)の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表第2に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(復職等の日における号給調整の特例)

5 施行日の前日から引き続き休職中等(初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和53年特別区人事委員会規則第18号)第33条の規定による休職中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中をいう。以下同じ。)の者のうち、次に掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)における号給は、施行日に復職等をしていただければ決定されていた号給に調整する。

(1) 休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に初任給、昇格及び昇給等に関する規則第2条第4号に規定する昇給日がある職員

(2) 復職等の日に昇格する職員(施行日の前日においてこの条例による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年葛飾区条例第5号)付則第5項から第7項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。)

(施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定)

6 施行日と同日に昇格、降格、昇給、降給又は転職等をする場合の号給決定は、付則別表第2による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。

(他の特別区及び特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の準用)

7 施行日の前日に人事交流により他の特別区及び特別区

の一部事務組合を退職し、施行日から採用される職員の初任給決定については、付則第2項から前項まで並びに付則別表第1及び付則別表第2の規定を準用する。

(委任)

8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年葛飾区条例第5号)の一部を次のように改める。

[次のよう]略

付則別表第1(付則第2項関係)

職務の級の切替表 省略

付則別表第2(付則第3項関係)

号給の切替表

ア 行政職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給 省略

イ 行政職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給 省略

ウ 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給 省略

エ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給 省略

別表第1(第6条関係)

(令7条例54・全改)

行政職給料表

ア 行政職給料表(一) 省略

イ 行政職給料表(二) 省略

別表第2(第6条関係)

(令7条例54・全改)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一) 省略

イ 医療職給料表(二) 省略

ウ 医療職給料表(三) 省略

別表第1(第6条関係)

(令7条例54・全改)

行政職給料表

ア 行政職給料表(一) 省略

イ 行政職給料表(二) 省略

別表第2(第6条関係)

(令7条例54・全改)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一) 省略

イ 医療職給料表(二) 省略

ウ 医療職給料表(三) 省略

議案第20号 関係資料
総 務 部
令和8年3月18日

葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例

税務課

1 改正理由

地方税法の改正に伴い、公示送達の方法について改めるもの

2 概要

地方税法における公示送達は、通知書等の送達を受けるべき者の住所等が明らかでない場合、地方団体の掲示場に掲示して行うこととされている。

地方税法の改正に伴い、インターネットを利用して不特定多数の者が公示事項を閲覧できる状態に置く措置を講じる。あわせて、従来の掲示場への掲示、又は事務所に設置した電子計算機による閲覧も可能とするものである。

3 施行日

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

葛飾区特別区税条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区特別区税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和39年11月30日 条例第49号</p> <p>東京都葛飾区特別区税条例（昭和36年12月葛飾区条例第14号）の全部を改正する。 （公示送達）</p> <p>第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、葛飾区公告式条例（昭和25年葛飾区条例第6号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（平28条例20・一部改正） （所得割の課税標準）</p> <p>第15条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第20条の3において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第20条の3において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他<u>施行規則</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">（昭41条例21・昭42条例30・平15条例28・平20条例21・平25条例32・平27条例29・平29条例21・令4条例24・一部改正）</p>	<p>○葛飾区特別区税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和39年11月30日 条例第49号</p> <p>東京都葛飾区特別区税条例（昭和36年12月葛飾区条例第14号）の全部を改正する。 （公示送達）</p> <p>第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を葛飾区公告式条例（昭和25年葛飾区条例第6号）第2条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を葛飾区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（平28条例20・一部改正） （所得割の課税標準）</p> <p>第15条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第20条の3において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他<u>施行規則</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第20条の3において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他<u>施行規則</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">（昭41条例21・昭42条例30・平15条例28・平20条例21・平25条例32・平27条例29・平29条例21・令4条例24・一部改正）</p>

付 則

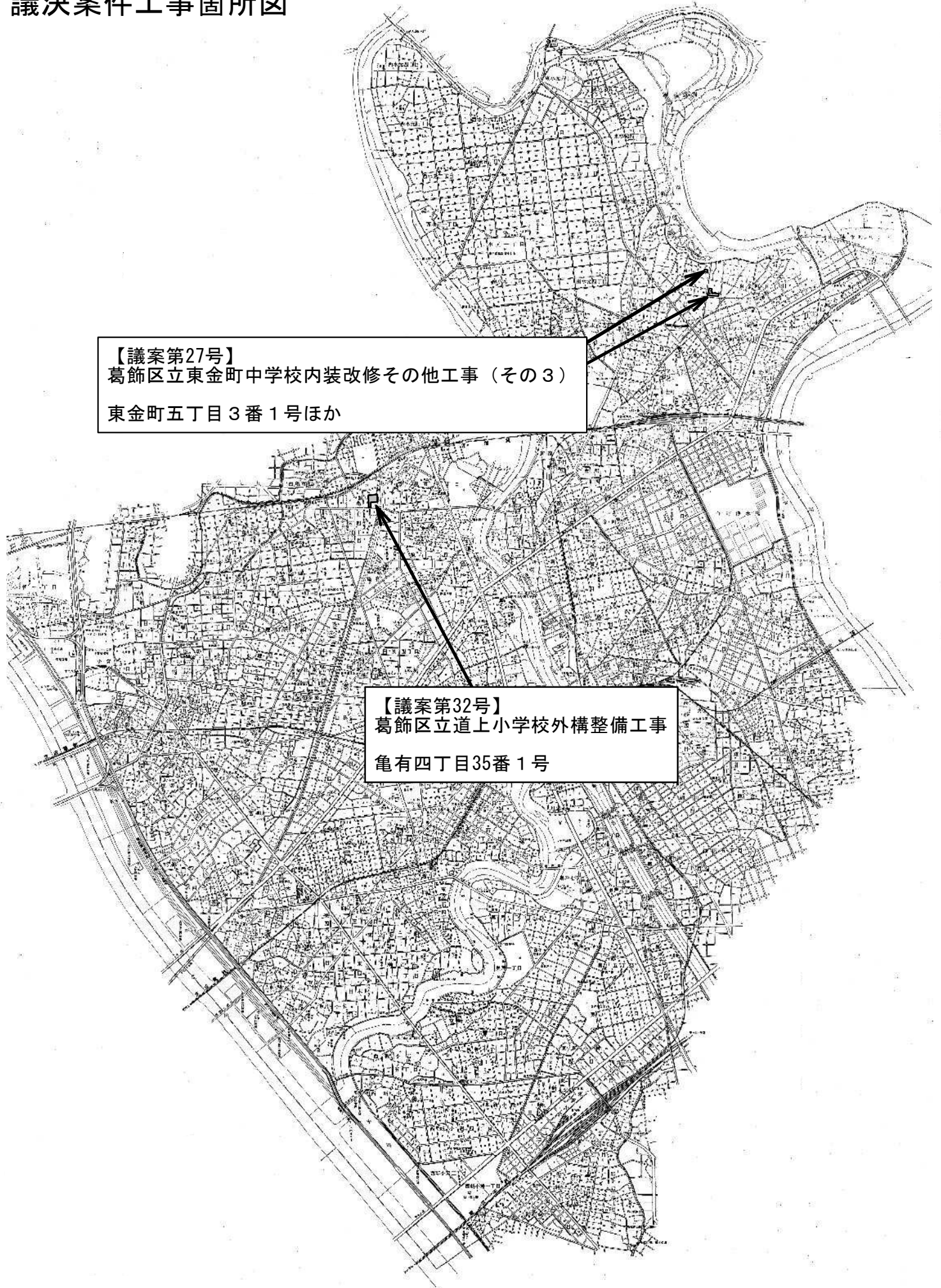
この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 27 号	関係資料	
議案第 32 号	関係資料	
総	務	部
令和 8 年 3 月 18 日		

議決案件工事資料

契約管財課

議決案件工事箇所図



【議案第27号】
葛飾区立東金町中学校内装改修その他工事（その3）
東金町五丁目3番1号ほか

【議案第32号】
葛飾区立道上小学校外構整備工事
亀有四丁目35番1号

(葛飾区立東金町中学校内装改修その他工事(その3))

令和7年度

入札経過調書

案件番号	0000002652
件名	葛飾区立東金町中学校内装改修その他工事(その3)
履行場所	東京都葛飾区東金町五丁目3番1号ほか
工期	契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和7年12月1日
開札日時	令和7年12月22日 13時30分 電子入札
落札者名	株式会社大和建设 代表取締役 小川 和男 東京都葛飾区西水元二丁目11番11号
落札金額	153,870,000 円

項番	企業名	入札価格(円)	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	株式会社金子工務店					辞退
2	株式会社佐藤工務店	165,000,000	0.8	27.0	27.8	
3	株式会社田辺工務店	166,430,000	0.1	23.0	23.1	
4	株式会社大和建设	153,870,000	6.9	21.5	28.4	落札
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	166,650,000 円
------	---------------

(参 考)

葛飾区立東金町中学校内装改修その他工事（その3）

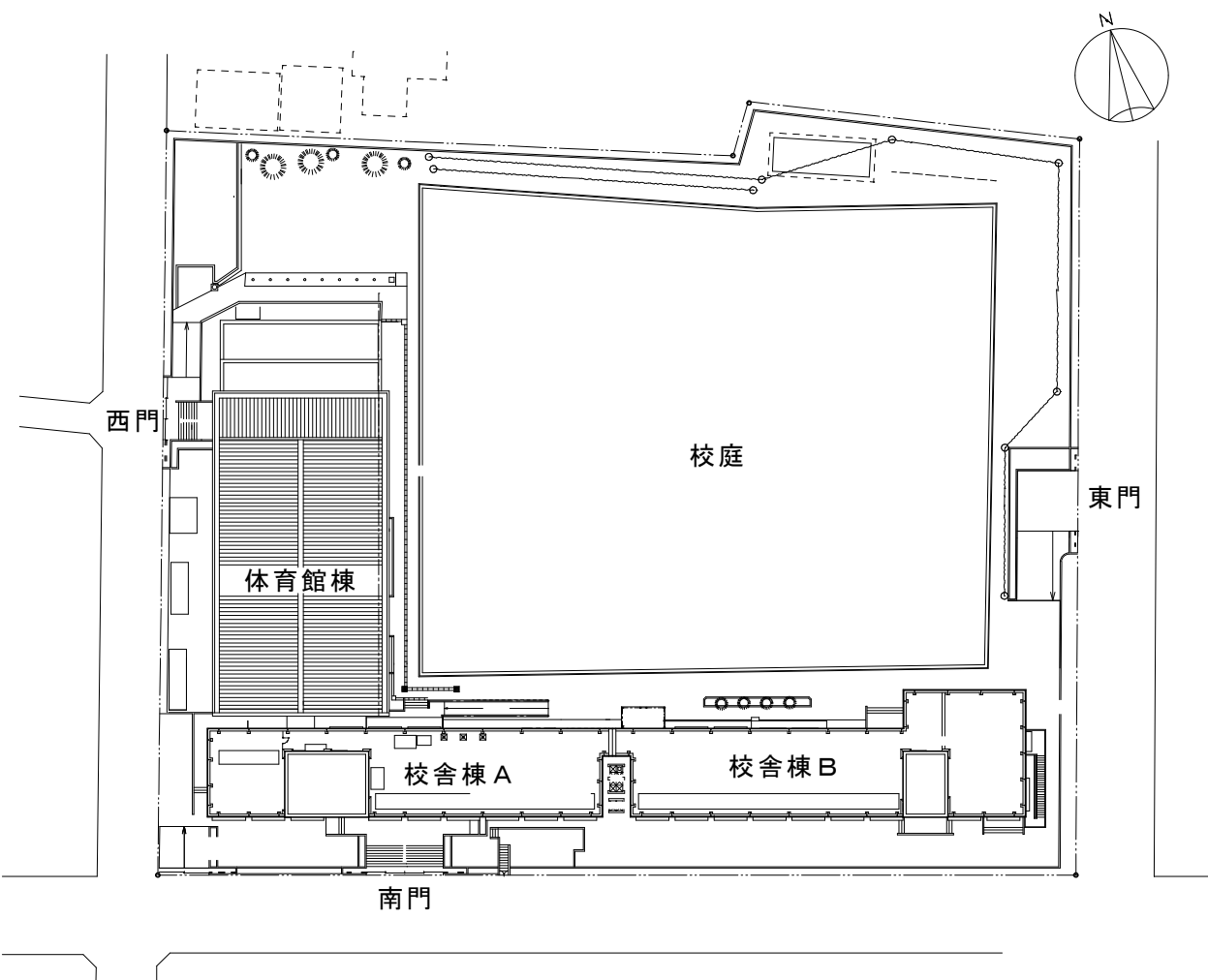
内装改修工事	一式
体育館床改修工事	一式
トイレ改修工事	一式
外構工事	一式
プール棟改修工事	一式

案内図



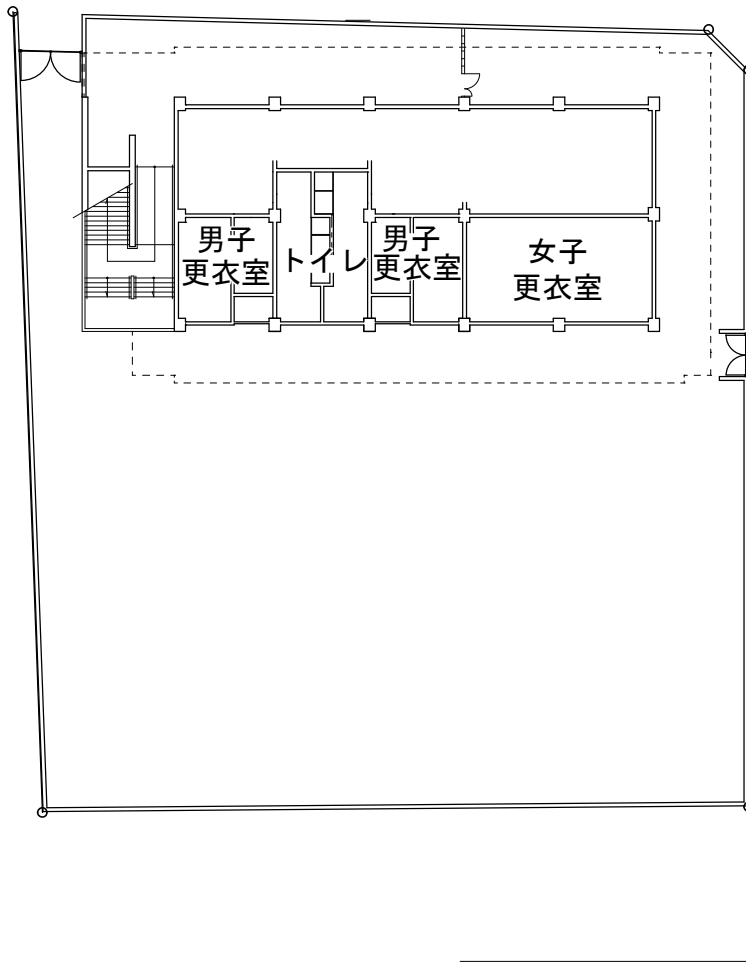
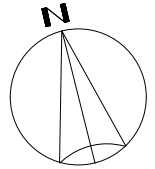
葛飾区立東金町中学校内装改修その他工事（その3）

配置図
(校舎棟)



葛飾区立東金町中学校校内装改修その他工事（その3）

配置図
(プール棟)



(葛飾区立道上小学校外構整備工事)

令和7年度

入札経過調書

案件番号	0000002833
件名	葛飾区立道上小学校外構整備工事
履行場所	東京都葛飾区亀有四丁目35番1号
工期	契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和8年1月23日
開札日時	令和8年2月16日 13時30分 電子入札
落札者名	株式会社佐藤工務店 代表取締役 佐藤 正則 東京都葛飾区新小岩四丁目24番11号
落札金額	557,568,000 円

項番	企業名	入札価格(円)	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	株式会社佐藤工務店	557,568,000	0.4	27.0	27.4	落札
2	株式会社トーヨー富士工					辞退
3	永井建設株式会社	559,900,000	0.0	27.0	27.0	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	560,285,000 円
------	---------------

(参 考)

葛飾区立道上小学校外構整備工事

校庭整備工事 一式

附属棟建築工事 一式

防球ネット等設置工事 一式

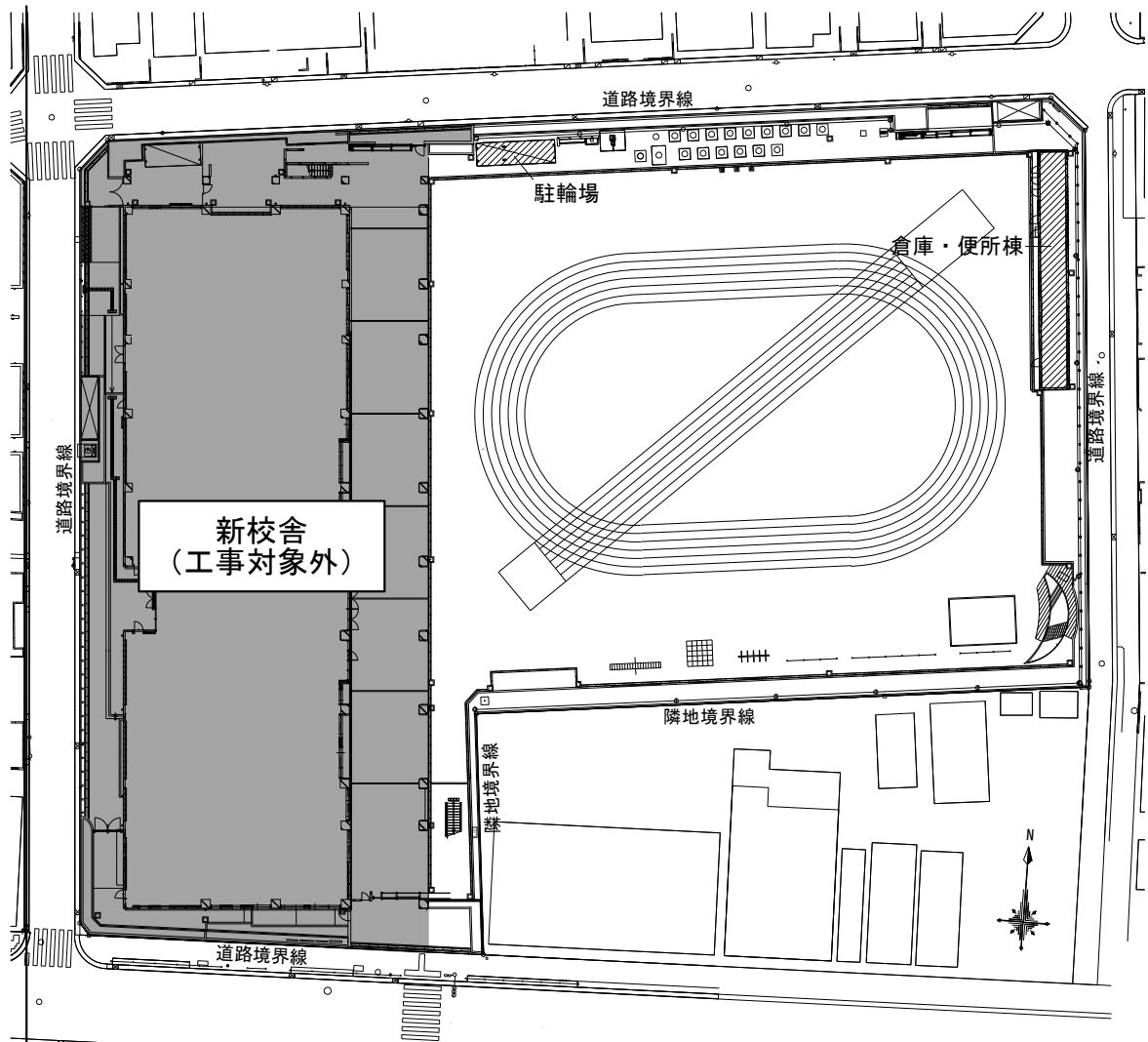
電気設備工事 一式

案内図



葛飾区立道上小学校外構整備工事

配置図



葛飾区立道上小学校外構整備工事

庶務報告 No. 1
政策経営部
令和8年3月18日

葛飾区と明治安田生命保険相互会社との連携・協力に関する協定の締結について

政策企画課

1 趣旨

本区と明治安田生命保険相互会社とは、令和4年に葛飾区教育委員会と締結した「区民のスポーツ振興及び健康増進に関する連携協定」に基づく、各種スポーツイベント等における健康ブースの出展のほか、おいでよ亀有WinterFestivalやふるさと・クリスマスマーケット等の地域イベントにおいても健康ブースを出展いただくなど、様々な形で連携・協働を進めてきた。

今後、更なる健康増進や各種講座の実施、本区事業のPRなど、より一層の連携・協働を進めていくため、同社と包括的な連携協定を締結するもの

2 葛飾区と明治安田生命保険相互会社との連携・協力に関する協定書 別紙（案）のとおり

3 今後の予定

協定締結後、明治安田生命保険相互会社と相互に協議を行い、更なる区民サービスの向上や地域の活性化等に向け、連携・協働しながら事業の推進を図っていく。

(案)

葛飾区と明治安田生命保険相互会社との連携・協力に関する協定書

葛飾区（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれの資源を有効に活用し、相互に密接に連携し、及び協力することで、区民サービスの向上及び地域の発展に資することを目的とする。

(連携事項等)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、及び協力する。

- (1) 区民の健康増進に関すること。
- (2) 文化・スポーツ振興に関すること。
- (3) 産業・観光振興に関すること。
- (4) 防災・防犯対策に関すること。
- (5) 環境保全・緑化推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区民サービスの向上及び地域の発展に資する取組に関することであって、甲と乙が協議の上必要と認めること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は必要に応じて協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、更に1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(協定内容の変更及び解除)

第4条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

2 本協定の履行に関し特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、解除することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た相手方の秘密情報及び個人情報を、第三者に開示し、若しくは漏えいし、又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方当事者の書面による承諾又は対象の個人の同意を得た場合及び法令等に基づく場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

甲 東京都葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区
葛飾区長 青木克徳

乙 東京都足立区千住一丁目12番1号
明治安田生命千住ビル6階
明治安田生命保険相互会社
千住支社長

庶務報告 No. 2
政策経営部
令和8年3月18日

葛飾区のSDG s 推進に向けた令和8年度の取組について

SDG s 推進担当課

1 趣旨

本区は、令和3年度に策定した「葛飾区基本計画」の基本方針の1つである「区民との協働による、いつまでも幸せに暮らせるまちづくり」の下、持続可能なまちづくりを進めている。

この間、SDG s（持続可能な開発目標）の達成に向けて施策の総合的な推進を図るため、区長を本部長とする葛飾区SDG s 推進本部を設置し、「葛飾区SDG s 推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定したほか、区民・事業者等に向けた普及啓発や職員の理解促進等、全庁を挙げて様々な取組を展開してきたところである。

この度、令和8年度当初予算案に基づく本区のSDG s 推進に向けた取組を報告するものである。

2 SDG s 各ゴールの実現に向けた令和8年度の主な取組の方向性

推進計画において、SDG s の実現に向けて本区が更に推し進めるべき取組の方向性を示すとともに、区民・事業者等の多様な主体との連携・協働を進めていくために共有する指針を定め、「葛飾区中期実施計画」においてSDG s かつしか未来プロジェクトの具体化を図ったところである。

本計画を踏まえ、SDG s 各ゴールの実現に向けた令和8年度の主な取組の方向性について、別紙のとおり取りまとめた。

3 普及啓発等の取組

SDG s の実現に向けては、職員一人一人がSDG s の趣旨を十分に理解し、庁内連携を図りながら各施策・事務事業の取組を進めていくことが必要である。ま

た、区民・事業者等はもとより、未来の子どもたちに対しても、その考え方を広く周知・啓発することで、持続可能な社会の担い手を育てていくことが重要である。

区民・事業者等の多様な主体と区が連携し、協働しながら、SDG sが目指す経済・社会・環境の全ての面における発展に向けた取組を進められるよう、令和8年度は以下のとおりSDG sに関する様々な普及啓発活動を実施する。

(1) (仮称) かつしかっ子SDG sアワード

ア 趣旨

持続可能な社会の実現に向けて、子どもたちが日常や学校生活の中でSDG sを意識し、主体的に取組を実践することは持続可能なより良い未来につながる。

葛飾区の区立小・中学校におけるSDG sに資する優れた取組を表彰する制度を創設し、各取組を広く周知することで、子どもたちの意識向上を図るとともに、地域全体のSDG sを更に推進する。

イ 対象

区立小・中学校

ウ 実施方法

年度当初に、子どもたちが主体となって実践しているSDG sに資する取組について各校に応募依頼を行った上で、小・中学校から2校ずつ選定し、表彰する。

エ その他

応募のあった取組は、広報かつしかやかっしかのきょういく、SNS等、様々な媒体を活用して広く紹介する。

(2) 健康アプリ（モンチャレ）事業との連携による取組

健康アプリ（モンチャレ）を活用し、SDG sの実現に資する活動に対して、「かつしかPAY」に交換できるポイントを付与しながら、区民・事業者等との協働によるSDG sの取組を更に推し進める。

ア 各課事業との連携

各課が実施する講座やイベントのポスターやチラシ等にSDG s 17のゴールアイコンやロゴを入れて区民へ周知を図りつつ、SDG sの実現に資する区民

等の活動にポイントを付与することで、更なる行動変容を促進する。

イ 健康アプリ機能の活用

利用者アンケートを年4回実施し、区民等のSDG sに対する意識の醸成や行動変容へつなげる。また、アンケート結果から次年度以降の施策検討に生かす。

(3) イベント等の取組

区が実施するイベントのポスターやチラシ等にSDG s 17のゴールアイコンやロゴを入れるなど、区が実施するイベントとSDG s との関連をPRすることにより、更なるSDG s の実現に向けた行動の促進を図る。

(4) 葛飾区SDG s 宣言事業

区内のSDG s 活動を促進するため、SDG s 達成に向け目標を決め宣言した事業者等に「SDG s 宣言証」を発行している。令和8年2月27日時点で362件の宣言があり、宣言を行った事業者については、引き続き、取組内容等を区公式ホームページ等で発信する。

葛飾区におけるSDGs各ゴールの実現に向けた 令和8年度の取組の方向性について



令和8年3月

「持続可能な葛飾」の実現に向けて

平成27年の国連サミットにおいて掲げられたSDGs（持続可能な開発目標）について世界的な取組が進められる中、国においても「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」の下、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」、「SDGsアクションプラン」を策定し、全国の地方自治体、企業、地域団体等において、その達成に向けた取組が進められています。本区では、3年度に策定した「葛飾区基本計画」の基本方針の1つである「区民との協働による、いつまでも幸せに暮らせるまちづくり」の下、持続可能なまちづくりを進めるため、区長を本部長とする「葛飾区SDGs推進本部」を設置し、SDGsの実現に向けた取組の推進や啓発・理解促進等を行ってきました。

4年度には、「葛飾区SDGs推進計画」を策定し、SDGsの達成に向けて本区が特に重点的・先行的に進めていく取組を「かつしか未来プロジェクト」として掲げるとともに、「葛飾区中期実施計画（6年度～9年度）」において具体的な事業を位置付け、SDGsの実現に向けた取組を推進しています。

8年度においては、「健康・長寿のまちづくり」、「子育て支援・教育環境の充実」、「安全・安心に暮らせるまちづくり」、「環境にやさしく快適でにぎわいあるまちづくり」、「区民サービスの向上」等の本区の持続可能な発展に資する取組を重点的に推し進めるとともに、子ども・若者から高齢者まで幅広い世代の方々が日常的にSDGsを意識し、その実現につながる具体的な行動を促進していくための取組を進めてまいります。

今後も、区民・事業者・地域団体等の多様な主体と連携・協働を進め、SDGsが目指す経済・社会・環境の全ての面における発展に向けて取り組み、誰もが幸せに暮らせる「持続可能な葛飾」の実現を目指してまいります。



貧困をなくそう

計画事業として「生活困窮者自立支援事業」などを行っているほか、生活保護やひとり親家庭自立支援などを行っています。あらゆる貧困を無くし、誰もが平等に教育や医療を受けられる社会を実現する取組を行っています。

くらしのまるごと相談事業

高齢・障害・子ども・生活困窮等の世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていくことができるよう、一人一人の実情に寄り添った支援を行います。また、社会福祉協議会と連携し、8050問題に代表されるような、ひきこもりなどの「社会的孤立」に対する課題に対応するための取組を進めます。

生活困窮者自立支援事業

生活に困窮する区民に対して、就労支援や家計改善、住居確保給付金の支給などを行い、自立した生活を送れるよう支援するとともに、複合的な課題を抱えた世帯等についてくらしのまるごと相談窓口と連携しながら、世帯全体の自立に向けた支援を実施します。

住民税均等割非課税世帯等重点支援給付金給付事業

令和7年度の住民税均等割が非課税又は均等割のみ課税の世帯に対し、給付金を支給します。

子ども・若者支援体制の充実

養育環境に課題を抱える子ども等に対し、居場所の提供や生活習慣の形成の支援等を行う児童育成支援拠点事業を実施する団体を対象に、運営費等を補助する助成制度を新たに創設します。

社会的養護自立支援拠点事業

児童養護施設や里親などのもとを離れた社会的養護経験者（ケアリーバー）等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を設けるとともに、必要な情報の提供、相談及び社会的養護経験者等の支援に関する関係機関との連絡調整、その他の必要な支援を行う社会的養護自立支援拠点事業を実施します。

学用品の学校備品化

これまで保護者負担で購入していた学用品の一部を学校備品として配備することで、子育て世帯の経済的負担を軽減します。



飢餓をゼロに

計画事業として「農地保全支援事業」などを行っているほか、栄養指導事業やかつしかの元気食堂推進事業などを行っています。誰もが栄養のある食事をとることができるよう、栄養不足を解消する取組や地球環境を守りながら農業を進める取組を行っています。

子ども・若者活動団体支援

社会生活を営む上で様々な困難や事情を有する子ども・若者を支援するため、引き続き、子ども食堂の運営等を行う地域活動団体への助成を実施します。

学校給食費の完全無償化

児童・生徒の心身の健全な発達と保護者の負担軽減を図るため、引き続き学校給食の無償化を実施します。あわせて、食材価格高騰に対する公費負担の拡大を継続し、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。

農地保全支援事業

貴重な都市農地を残すため、特定生産緑地制度による指定を円滑に進めながら、防災や環境保全等の多様な機能を持つ都市農地への区民理解を深め、その機能の発揮に資する事業を実施し、貴重なオープンスペースである農地の保全を図っていきます。



すべての人に健康と福祉を

計画事業として「区民と事業者の健康活動促進事業」を行っているほか、がん対策の総合的な推進や感染症予防対策、高齢者の介護予防事業などを行っています。

病気を予防したり、適切な医療・福祉制度を整えたりすることなどにより、誰もが健康で幸せな生活を送れる社会を実現する取組を行っています。

区民と事業者の健康活動促進事業

一人一人に最適な健康づくりの提案やフィードバックができるスマートフォンアプリ（モンチャレ）を区民等に提供し、楽しく自然と健康になれる環境を整備します。また、健康経営を実施している区内事業者の認証や融資のあっせんを実施することにより、区内事業者の健康経営を促進します。

眼科健康診査

自覚症状がなく進行し、視覚障害の原因となる緑内障、糖尿病性網膜症、黄斑変性、白内障等の目の疾患を早期発見するため、45歳、60歳としている眼科健康診査の対象年齢に50歳を追加します。

健康診査等の受診案内統合化

健康診査等の受診の機会を確実に提供できるよう、健康診査ごとに送付している受診案内を一つに統合し、一度にまとめて送付することで、健康診査等の情報を得やすい仕組みを整えます。

シルバーパス購入費助成事業

高齢者の外出を促進させ、健康の増進を図るため、全ての70歳以上の方のシルバーパス購入に係る自己負担額が1,000円となるように助成します。

認知症施策推進事業

「葛飾区認知症施策推進計画」に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進します。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを支援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できる「こども誰でも通園制度」を実施します。

スポーツ施設の利用しやすい環境整備

水元公園において、競技大会を開催できるスケートボード広場の整備に向けた設計を進めます。あわせて、奥戸総合スポーツセンター陸上競技場を天然芝化することで、スポーツ環境の更なる充実を図り、区民の皆様が多様なスポーツに親しむことができるよう取組を進めます。



質の高い教育をみんなに

計画事業として「総合的な学力向上事業」を行っているほか、ICTを活用した図書館サービスや家庭教育支援事業などを行っています。

誰もが平等に質の高い教育を受けられるようにする取組を行っています。

就学前教育の質向上の推進

区内の教育・保育施設を対象に、日常の保育を他園の保育者に見学してもらう公開保育を実施し、前向きな意見等をもらう取組を支援することで、各園が相互に学び合いながら就学前教育の質の向上を目指す取組等を推進します。また、特色ある幼児教育の補助対象を拡大し、他園の取組を参考にして自園で実践する取組等に対しても補助することで、好事例の更なる横展開を図ります。

学校施設等を活用した放課後子ども支援事業

「かつしかプラス」の実施校を新規で1校開始するとともに、「夏季一時学童」は5クラブ拡大するなど、放課後等の子どもの居場所の充実に取り組みます。

総合的な学力向上事業～次代に活躍する人材の育成～

「読み解く力」を育むことを目指し、新聞記事を教材としたワークシートの対象学年を拡大します。また、学習センター（学校図書館）の活用を推進するとともに、かつしかチャレンジプログラムの取組に、読解力及び情報活用能力を高め、探究的な学びに取り組むコースを新設します。

教育情報化推進事業

プログラミング教育の更なる推進を図るため、小学校で使用するプログラミング教材をセンサーと連携した動作等幅広い動きが可能なものに更新するとともに、かつしかチャレンジプログラムのプログラミングコースに小学生向け、中学生向けとともに入門コースを新設します。

放課後及び夏季休業期間等の学習センターの開放

放課後や夏季休業期間等に学校司書を学習センター（学校図書館）に配置し、子どもたちの読書活動や探究的な学びを充実させ、主体的な学びや課題を見つけ解決する力を高めます。

発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実

全ての小学校の特別支援教室と、知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級を設置している全ての小・中学校にデジタル教材の導入を拡大し、発達特性等のある児童・生徒が円滑な学校生活を送ることができるよう学習環境を整えます。さらに、「ペアレントトレーニング」の対象を拡大して実施します。

不登校対策プロジェクト

全中学校で「校内サポートルーム」の運営を開始します。また、「登校サポーター」の配置を小学校3校に拡大するほか、「チャレンジクラス」を双葉中学校に設置します。



ジェンダー平等を実現しよう

計画事業として「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業」を行っているほか、配偶者暴力防止事業や相談事業（女性の自立支援等）などを行っています。

性別にかかわらず、誰もが、社会のあらゆる場面において、対等な立場で個性と能力を発揮できる社会の実現に向けた取組を行っています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業

区民一人一人が、それぞれの希望に応じて「仕事」と子育て・介護・地域活動などといった「仕事以外の生活」の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることができるよう、企業への支援及び区民向け講座の開催や情報誌の作成・配布、イベントでの啓発活動を実施します。

ゆりかご葛飾の推進

母子保健部門と児童福祉部門を一体的にマネジメントする「こども家庭センター」機能を整備し、両部門の連携を強化します。

産後ケア事業の充実

通所型・居宅訪問型に多胎児受入加算を導入するとともに、多胎児を養育する母親の利用上限回数を引き上げます。また、産婦健康診査に都内共通受診方式を導入します。

避難行動要支援者対策等の充実

避難行動要支援者等が、災害時に適切な避難行動を行うための「個別避難計画」について、特に水害の被災リスクの高い方を対象に作成支援を実施します。また、妊娠後期の妊婦や、産婦、乳児・保護者のための避難所について、施設の設置や支援体制の構築を進めていきます。



安全な水とトイレを世界中に

計画事業として「災害時協力井戸設置助成」を行っているほか、水質汚濁監視測定や公衆便所維持管理などを行っています。

全ての人が安全な水とトイレを利用できるようにし、衛生的な環境を確保する取組を行っています。

学校避難所の防災機能の強化

災害時の断水や設備破損に備えて、避難所となる小・中学校にマンホールトイレの整備を行うとともに、マンホールトイレの水利を確保するため、令和8年度は、3校の井戸整備を進めます。

災害時協力井戸設置助成

災害時に支援が必要となる方が入所・通所している福祉施設等では、断水に備えて生活用水の確保が重要になります。このような施設に井戸を設置し、災害時には区民にも使用できるよう措置する場合に、井戸設置にかかる費用を助成します。

公共施設のトイレ環境整備の推進

地域コミュニティ施設や公園等の公共施設に設置している和式トイレの洋式化などにより、施設を利用する誰もが快適に過ごすことのできる環境を整備します。

葛飾あらかわ水辺公園の環境整備

公園の維持管理や公園利用者の利用環境の向上に向けて、施設更新工事や水道等インフラ設備の設計を行い、関係機関との協議を進めます。また、自己循環型水洗トイレの設置を行います。



エネルギーをみんなにそしてクリーンに

計画事業として「区民の環境行動推進」を行っているほか、公共施設における省エネ改修の推進（区の環境行動推進）や商店街装飾灯LED化事業費助成などを行っています。

電気やガスなどのエネルギーを、安く安定して使うことができる社会にし、さらに、環境にやさしいエネルギーを増やす取組を行っています。

区民の環境行動推進・事業者の環境行動推進

エコ助成金制度について、HEMS と太陽光発電システムとの併設加算の新設や、高断熱住宅に係る ZEH 加算の金額増などの充実を図るほか、区内の再生可能エネルギーの推進等に取り組むとともに、区民や事業者が省エネ行動を率先できるよう、環境意識の醸成とインセンティブの提供を行います。

区の環境行動推進

公共施設における省エネ改修については、空調設備の高効率化（常盤中学校、かつしかボランティアセンターほか）、照明設備のLED化（新宿小学校ほか7校、常盤中学校ほか1校ほか）を進めます。また、公共施設において、再生可能エネルギー電力の導入や太陽光発電システムの設置を進めていきます。

省エネ住宅等普及促進事業

ゼロエミッションかつしかの実現に向けて、健康と環境に大きく貢献する住宅の高断熱化や省エネ・再エネ設備の設置を一層推進させるため、設計者・施工者・区が協働しながら、高断熱で快適な省エネ・再エネ健康住宅の普及を促進します。



働きがいも経済成長も

計画事業として「区内産業人材育成支援事業」を行っているほか、雇用支援事業や製造業顕彰事業などを行っています。

経済成長を進めるとともに、全ての人が働きがいのある、人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)ができる社会を目指す取組を行っています。

高齢者福祉施設の運営基盤の強化

福祉人材の確保、定着、育成を支援するため、ハローワーク等と連携した合同就職相談会やスキルアップ研修、生活介護員の養成研修等を実施するほか、ICTの活用促進にかかる費用助成や、地域密着型事業所従事者の家賃助成等の各種費用助成を実施します。

区内事業所と連携した障害者就労の促進

18歳以上の就労意欲を持つ障害のある方に対して、就労支援事業所や就労支援機関と連携して職場定着のための取組を行います。また、区内事業者に障害者雇用への理解を働きかけ、身近な地域での雇用機会の拡大を図ります。さらに、自主生産品販売所の運営支援や共同受注窓口のPRを強化します。

総合的な保育充実支援

質の高い保育の提供を目指すため、就職フェアを幼稚園等の教育施設に広げて実施するなどの保育人材の安定的な確保の支援や、宿舍借上支援事業の補助対象の拡大などの保育士等の経済的負担軽減の支援により、保育士等の働く環境を改善し、人材の定着を図ります。

雇用支援事業

区内事業所への情報提供の強化や求職登録者・区内在勤者向けの社会保険労務士による相談窓口を開設するなど、区内事業者・求職者それぞれの支援を拡充します。

区内産業人材育成支援事業

区内企業が技術・技能・知識等の習得を目的として実施する人材育成活動や物流事業者等の免許取得等にかかる経費の一部を助成し、多様な技術ニーズに対応できる人材を増やすことで、区内産業の活性化を推進します。



産業と技術革新の基盤を作ろう

計画事業として「葛飾ブランド支援事業」を行っているほか、伝統産業販路拡大支援事業や創業支援事業などを行っています。

産業の活性化を図りながら、持続可能な産業化の促進や新たな産業を生み出すインフラを整備する取組を行っています。

葛飾ブランド創出支援事業

区内製造業者が開発した優良製品・技術を「葛飾ブランド」として認定し、「葛飾町工場物語」をPR冊子として配布するとともに、展示会への出展や専用ホームページなどによるPRを行い、販路拡大を図ります。また、認定事業者が自社製品等のPR力を高めるため、プロモーションのスキル取得を支援します。

伝統産業販路拡大支援事業

伝統産業職人会等が葛飾区の伝統工芸品を広く知らしめ、販売の機会を拡大することを目的に、区内外会場で展示販売する催しを開催・参加するための経費や、ECサイトで販売する経費の一部を助成します。

創業支援事業

区と関係機関・団体が協働し、区内で創業を目指す方に、創業前から創業後の経営安定までの間、情報やノウハウの提供、資金融資、人材確保などについて一貫した支援を行います。また、創業塾や入門セミナーを開催するとともに、創業塾生の交流会を継続的に開催するなど、創業支援の強化を図ります。

事業承継支援事業

区と関係機関・団体が協働し、地域産業の優れた技術を引き継ぎ、区民の雇用を確保するため、情報やノウハウの提供、資金融資などにより、円滑な事業承継に向けた支援を行います。また、引き続き、事業承継に精通した専門家によるワンストップの相談体制を継続します。

区内中小企業デジタル化支援事業

区内中小企業に対して、デジタル導入のための専門家によるIT相談、補助金の交付を行うとともに、伴走的な支援を実施することで、企業のデジタル化を促進し、業務の効率化や生産性向上を図ります。



人や国の不平等をなくそう

計画事業として「多文化共生社会の推進」を行っているほか、人権・多様性への理解促進事業や障害者差別解消推進などを行っています。

あらゆる差別や偏見を無くし、誰もが、互いの個性や文化の違いを認め合う社会の実現に向けた取組を行っています。

人権・多様性への理解促進事業

人権や多様性に関する身近なテーマを取り上げた啓発紙等を作成・配布し、人権課題に対する知識の普及と理解促進を図ります。また、全ての区民が人権・平和・多様性を尊重し、豊かな地域社会を目指す「(仮称)葛飾区人権基本条例」の制定に向けた検討を引き続き行います。

バリアフリー事業

「葛飾区移動等円滑化促進方針」に基づき、葛飾区全域において、バリアフリーについての考え方を共有し、施設整備や改修に関するハード面と、心のバリアフリーに関するソフト面によるハード・ソフト両面の取組を推進します。金町駅圏の移動円滑化基本構想の改定に向けた検討を進めます。

多文化共生社会の推進

住民同士の交流が主体的に行われる多文化共生社会づくりを推進するため、防災訓練を通じた交流等、外国人区民と日本人区民が文化・習慣に対する相互理解を深める事業を実施します。

障害者施設の拡充支援

重度障害者や医療的ケアが必要な障害者が住み慣れた地域で生活していくために、重度障害者支援助成や重度障害者グループホーム運営費助成を実施します。

障害者スポーツの推進

障害者が自主的かつ積極的に安心してスポーツ活動に取り組めるよう、パラスポーツ指導員の養成と発掘を進めます。また、ボッチャやフロアホッケー等のユニバーサルスポーツの普及や指導員・ボランティアの育成を図ります。



住み続けられるまちづくりを

計画事業として「民間建築物耐震診断・改修事業」を行っているほか、公害発生源規制・指導や空家等対策、バス交通の充実などを行っています。

誰もが安全で必要なサービスを受けられ、住みやすいまちづくりの取組を行っています。

良質な住宅の確保

子どもから高齢者まで誰もが安心して快適に暮らすことができる良質な住宅を確保するため、分譲マンションの管理適正化の推進、子育て世帯向けの設備や防災機能を備えた良質な集合住宅の誘導、高齢者向け優良賃貸住宅の移行を含めたセーフティネット専用住宅への支援を進めます。また、外壁剥落等の危険な状態にあるマンションを把握し、適切な管理を促すため、外観調査を実施します。

空家等対策

外観調査による管理不全空家等の認定を進め、所有者に対する適切な措置を行うほか、条例に基づく緊急安全措置の実施や助成制度を活用した特定空家等の除却促進、財産管理制度の積極的な活用に取り組みます。

民間建築物耐震診断・改修事業

建築士による地域説明会を開催し、耐震化に対する意識啓発及び知識の普及を図ります。また、木造住宅に対する耐震改修設計・耐震改修にかかる費用助成の助成限度額を引き上げるとともに、障害者等が居住する住宅の場合の助成額を増額します。

災害対策本部運営の強化

備蓄品の輸送やプッシュ型支援物資の受入れについての災害時物資輸送計画を策定します。また、葛飾区総合防災情報システムを訓練等に活用し、職員の習熟を図るとともに、区民向けの防災ポータルサイトによる円滑な情報発信を進めます。

新金線を活用した新たな交通システムの整備

「新金線を活用した新たな交通システム整備構想」に基づき、新金線用地の基礎調査や道路予備設計等を行い、事業化計画の策定に向けて取り組みます。

バス交通の充実

区内バス交通の維持・充実に向け、バス便利施設の整備やバス運転手の確保・定着促進に向けた待遇改善や採用活動、女性が働きやすい職場環境整備を積極的に行うバス事業者を支援します。

亀有・柴又地域観光拠点施設活用推進事業

こち亀記念館や令和8年度に開館予定の柴又川甚まちなみ館を核として、新たな観光客層の誘客や来訪者の回遊性向上、地域のより一層のにぎわい創出につながる魅力ある事業を実施します。地域との協働による観光まちづくりを推進し、観光による商店街振興、地域活性化など地域の持続的な発展を図ります。



つくる責任、つかう責任

計画事業として「資源循環による環境負荷の低減促進」を行っているほか、資源回収や粗大ごみ収集運搬などを行っています。

ものを作ったり、使ったりするときに、資源を無駄にしないで地球環境に配慮する取組を行っています。

資源循環による環境負荷の低減促進

引き続き、製品プラスチック等の分別回収・資源化を区内全域で実施することで、資源を燃やすことなくごみの減量につなげていきます。

かつしかルール推進事業

区民・事業者・区の三者で構成する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」を牽引役として、三者が協働してごみの減量や3Rを推進するための体制をつくり、主体的に取り組むことで持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進します。

機械設備メンテナンス等助成事業

区内の製造業を営む中小企業が、区の経営相談を利用して工場内の機械設備のメンテナンス計画を立てた場合、製造から長期間経っている加工機械の修理及びメンテナンス経費の一部を補助します。



気候変動に具体的な対策を

重点事業として「気候変動適応策の推進」を行っているほか、地球温暖化対策推進や地域防災活動支援、水害対策の強化などを行っています。

気候変動やそれに伴う災害に立ち向かうため、具体的な対策を考え、今すぐ行動に移せるための取組を行っています。

区民の環境行動推進・事業者の環境行動推進（再掲）

エコ助成金制度の充実や、区内の再生可能エネルギーの推進等に取り組むとともに、区民や事業者が省エネ行動を率先できるよう、環境意識の醸成とインセンティブの提供を行います。また、五泉市と協働して、小学生の親子を対象とした五泉市自然体験ツアーを実施します。

区の環境行動推進（再掲）

公共施設における省エネ改修については、空調設備の高効率化（常盤中学校、かつしかボランティアセンターほか）や照明設備のLED化（新宿小学校ほか7校、常盤中学校ほか1校ほか）を進めます。また、公共施設において、再生可能エネルギー電力の導入や太陽光発電システムの設置を進めていきます。

気候変動適応策の推進

温室効果ガスの排出量を抑制する取組（緩和策）に合わせ、温暖化やそれに伴う気候変動に適応し、被害を回避・軽減する取組（適応策）を推進します。熱中症対策実行計画を踏まえ、気候変動への適応について、各種事業と連携して実施します。また、熱中症特別警戒情報が発表されたときに暑さをしのぐ場所として、地区センターや図書館などの公共施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定します。

熱中症予防対策支援事業

猛暑時の一時的な避難・休憩場所とすることができる一時涼み所を、総合庁舎や地区センターなどの公共施設をはじめ、区内の民間事業所に設置し、高齢者の熱中症を予防します。また、夏季の酷暑による深刻な健康被害を予防するため、経済的な理由で自宅にエアコンを設置していない世帯等に対して、エアコン購入及び設置に要する費用の助成を実施します。



海の豊かさを守ろう

本区は直接海には接していませんが、中川や荒川等、東京湾に流れ込む河川に囲まれています。区民、地域団体、事業者、他自治体等と連携・協働して河川沿岸部のごみ拾いや知識の共有、住民参加の場づくり等を行う河川愛護活動や河川浄化運動等によって川の水質や生態系を維持・改善し、海の水質や海洋生態系の保全に貢献しています。ごみや生活排水などによる海洋汚染や過剰な漁獲などを防ぎ、海と海の資源を守ることにつながる取組を行っています。



陸の豊かさを守ろう

計画事業として「生物多様性の保全」を行っているほか、野鳥等の保護・被害対策や樹木保全事業、緑と花のまちづくり事業などを行っています。

緑や自然を守り、生きものを大切にすることで、陸の生態系を保護する取組を行っています。

川を活かした街づくり

高砂橋から上流の国土交通省が管理する中川において、飲食等を楽しめる拠点整備、災害時だけでなく、舟運等にも活用できる船着場や河川・水辺空間までの動線整備など、身近に感じることができる水辺空間の整備を進めます。

金町拠点整備の設計を行うとともに、次期拠点整備の基本計画を作成します。また、中川右岸緑道公園における親水テラスの照明設備の実施設計、整備工事を行います。

緑と花のまちづくり事業

活動団体による花壇活動の推進や、一般区民が花に親しむ活動を拡充することにより、花いっぱいのまちづくりの意識を広め、より身近に花を感じられる空間を増やします。

「全国みどりと花のフェアかつしか」の開催

国、東京都等の関係自治体、地域住民及び事業者等との連携・協働により、「全国みどりと花のフェアかつしか（以下「フェア」という。）」を開催します。また、フェア開催期間中には、毎年、全国の自治体を巡って開催されている「全国「みどりの愛護」のつどい」を開催します。

生物多様性の保全

「第2次生物多様性かつしか戦略」や「第2次生物多様性かつしか戦略実行計画」に基づき、環境学習や自然環境調査等を通じて生物多様性の保全の重要性の啓発を進めます。

また、メダカを小学校や区民に配布することにより、生き物の保全を図るとともに、生き物への関心を高め、自然環境活動の取組を広げます。



平和と公正をすべての人に

計画事業として「地域安全活動支援事業」を行っているほか、非核平和都市宣言関連事業や児童虐待対策事業などを行っています。

あらゆる暴力や犯罪がなく、子ども等の安全が確保された、平和で公正な社会をつくる取組を行っています。

いじめ防止対策プロジェクト

「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」を活用し、初動の段階から組織的な対応を行います。また、弁護士を講師とする研修を実施し、管理職や教職員の対応力向上と法的責任の理解を深めます。

地域安全活動支援事業

地域団体の設置が難しい主要道路に区が防犯カメラを設置するとともに、自転車盗難対策として若年層を中心とした啓発を拡充します。

防犯対策の強化

全国的に高齢者等をターゲットにした特殊詐欺や強盗事件等が発生していることから、個人の住宅（戸建・集合住宅）や共同住宅の防犯対策に要した費用の一部を引き続き助成します。

消費者対策推進事業

区民が自立した消費者として行動できるよう、消費者問題に取り組んでいる団体の活動を支援するとともに、消費生活情報の提供、消費者講座等の学習機会の確保など、様々な取組を推進していきます。また、区内小・中学校等と連携し、出前教室や出前寄席などを通じて早期の消費者教育の充実を図ります。

商店街装飾灯管理費助成事業

商店街が所有する装飾灯の点検・撤去費用についても東京都の補助事業に上乗せする形で新たに補助を実施し、地域の交通安全、犯罪防止等生活環境の整備と商店街の振興に寄与します。

成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実

成年後見制度の利用促進等に取り組むとともに、身近に頼れる親族のいない高齢者等に対して、入院・入所の際の支援や死後事務までをトータルでサポートする「やすらぎ安心サポート事業」を実施します。また、エンディングノートと連動した「終活情報登録事業」を実施し、頼れる家族や知人のいない高齢者を支援します。



パートナーシップで目標を達成しよう

企業や団体、個人など、様々な立場の人が協力し、SDGsの達成に向けて行動していくために、「葛飾区基本構想」において「協働によるまちづくり」を理念として掲げ、全ての計画事業等を区民・事業者等の多様な主体と協働しながら進めています。

区の実践や地域の活動・魅力の情報発信、意見交換会・勉強会等の実施を通じて協働意識・郷土意識を醸成するなど、更なる協働の推進に向けた環境づくりを行っています。

東京理科大学等との産学公連携推進事業

区内企業と東京理科大学等との間で産学公連携体制を促進するため、大学の有する先端的研究機能と葛飾の町工場が得意とする製造・加工技術との連携交流を推進しています。また、産学公共同による共同研究事例のPRを行います。

地域力向上支援

自治町会を中心とした地域活動を支える多様なコミュニティによる地域力を向上させ、地域コミュニティの活性化を目指します。そのため、町会加入支援や地域イベントに対する助成の拡大等を行います。

協働を推し進める環境づくり

協働事例の紹介や職員出前講座などを通じて区政や協働の取組を発信するとともに、協働まちづくり表彰や下町川柳コンクールを実施して協働意識を醸成していきます。また、これまでの協働事例のアーカイブデータ整理やSNSを活用した動画配信など、効果的な情報発信により、協働を推し進める環境づくりを行います。

シティプロモーション事業

シティプロモーションサイトの充実を図るとともに、サウンドロゴの制作や広報特派員制度の新設など、多角的な魅力発信を行います。

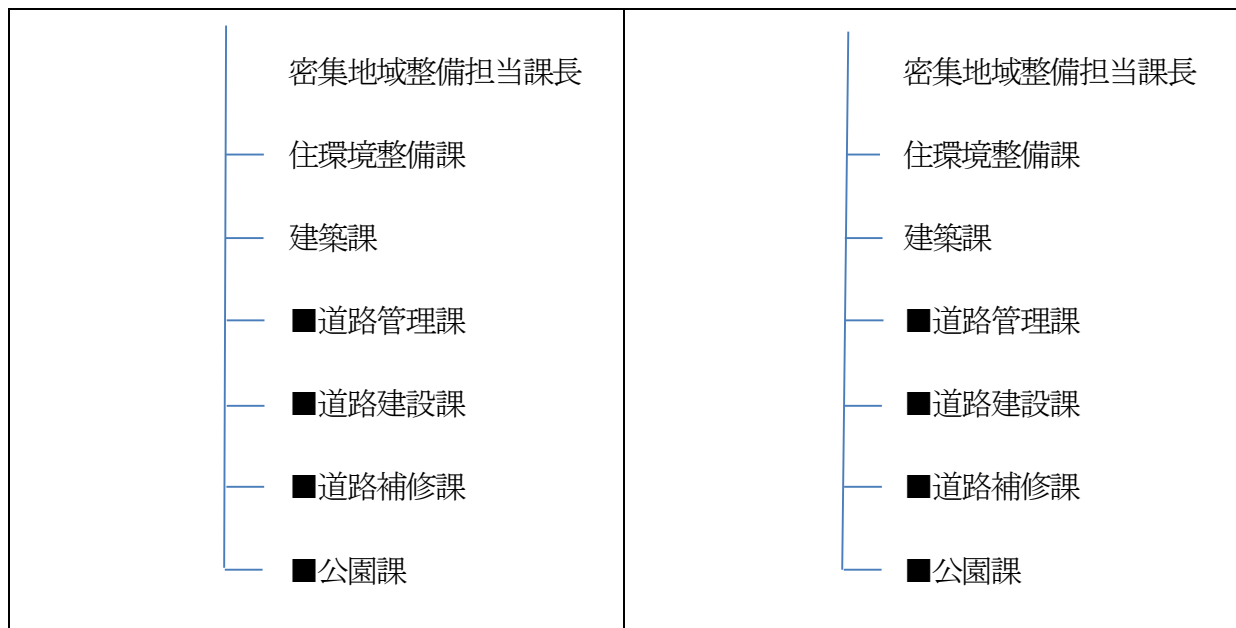
令和8年度組織改正について

経営改革担当課

凡例

 は、名称を変更する組織を示す。

現 行	改正後
都市整備部 — 調整課	都市整備部 — 調整課
交通政策 担当部長◆	交通政策 担当部長◆
都市施設 担当部長■	都市施設 担当部長■
街づくり 担当部長◇	街づくり 担当部長◇
<ul style="list-style-type: none"> ◆交通政策課 ◆新金線旅客化担当課長 ◆交通安全対策担当課長 都市計画課 街づくり推進担当課長 ◇新小岩街づくり 担当課長 ◇金町街づくり担当課長 ◇立石駅北街づくり 担当課長 ◇立石駅南街づくり 担当課長 高砂・鉄道立体担当課長 (次頁へ続く) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆交通政策課 ◆新交通推進担当課長 ◆交通安全対策担当課長 都市計画課 街づくり推進担当課長 ◇新小岩街づくり 担当課長 ◇金町街づくり担当課長 ◇立石駅北街づくり 担当課長 ◇立石駅南街づくり 担当課長 高砂・鉄道立体担当課長 (次頁へ続く)



(改正理由)

「新金線を活用した新たな交通システム整備構想」を策定し、今後、新金線の複線用地に専用道を整備する新交通システムの構築を目指していく方針としたことに伴い、課長名の名称変更を行う。

(参考) 令和8年度組織改正によるポスト数の増減 (令和7年4月1日との比較)

	増	減	差引合計
部長	0	0	0
課長	1	1	0

庶務報告 No. 1
総務部
令和8年3月18日

生業扶助費及び住宅維持費並びに収入認定に係る処分取消等請求事件について

総務課

次のとおり、生業扶助費及び住宅維持費並びに収入認定に係る処分取消等請求の訴えの提起があったため、報告するもの

1 原告の主張

- (1) 葛飾区福祉事務所長は、令和7年10月1日付けで生活保護法による保護の基準が改正されることに伴い、原告世帯の生活扶助基準額を500円増加することとして、令和7年9月29日付けで保護変更決定処分（7葛福決第67931号）を行ったが、理由付記不備及び情報提供義務違反があることから、当該処分の取消しを求める。
- (2) 葛飾区福祉事務所長は、エアコンの修理費が住宅維持費の支給対象とならないこととして、令和7年10月3日付けで保護却下処分（7葛福東第458号）としたが、原告世帯のエアコンは民法上建物と一体の設備であり、その修理は住宅の維持に該当することから、当該処分の取消しを求める。
- (3) 葛飾区福祉事務所長は、原告■■■■の行政書士試験受験費用を、技能習得費の支給要件を満たしていないこととして、令和7年10月3日付けで保護却下処分（7葛福東第435号）としたが、日常生活自立・社会生活自立への効果を考慮せずに漫然となされたものであり、裁量権の範囲を逸脱・濫用した違法なものであることから、当該処分の取消しを求める。
- (4) 原告■■■■は、障害と向き合いながら行政書士試験の学習を通じて生活能力の維持・向上（日常生活自立）に努めてきたところ、葛飾区福祉事務所長がした(3)の処分は、合理的根拠なくその具体的成果を無視し、自立への真摯な取組を否定したものであることから、原告■■■■は著しい精神的苦痛を被ったため、1万円の支払を求める。

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 生業扶助費及び住宅維持費並びに収入認定に係る処分取消等請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

ア [REDACTED]

[REDACTED]

イ [REDACTED]

[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

ア 葛飾区福祉事務所長がした、令和7年9月29日付け保護変更決定処分（7葛福決第67931号）を取り消す。

イ 葛飾区福祉事務所長がした、令和7年10月3日付け保護申請却下処分（7葛福東第458号）を取り消す。

ウ 葛飾区福祉事務所長がした、令和7年10月3日付け保護申請却下処分（7葛福東第435号）を取り消す。

エ 被告は原告[REDACTED]に対し、金1万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

オ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の経過

(1) 令和7年12月31日 訴えの提起（[REDACTED]（2(5)ア）、[REDACTED]（2(5)イ）及び[REDACTED]（2(5)ウ及びエ）を併合の上、令和8年2月2日に葛飾区へ訴状が送達された。）

(2) 民事訴訟法第175条に基づく書面による準備手続に付される予定

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

庶務報告 No. 2
総務部
令和8年3月18日

損害賠償請求事件について

総務課

次のとおり、損害賠償請求の訴えの提起があったため、報告するもの

1 原告の主張

被告は、令和3年8月1日時点で原告世帯に対し8月分住宅扶助を適用すべき状態にあったにもかかわらず令和5年7月11日まで支給決定を行わなかった。当該決定の遅れは、国家賠償法第1条第1項違反であり、3万円の支払を求める。

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 損害賠償請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

ア [REDACTED]

[REDACTED]

イ [REDACTED]

[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

ア 被告は原告らに対し、金3万円及びこれに対する令和3年8月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の経過

(1) 令和7年12月31日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和8年2

月2日)

(2) 民事訴訟法第175条に基づく書面による準備手続に付される予定

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

庶務報告 N o . 3
総 務 部
令和 8 年 3 月 1 8 日

義務付け等請求控訴事件の判決について

総務課

次のとおり、義務付け等請求控訴事件の判決があったため、報告するもの

1 第一審における控訴人の主張

葛飾区長の職にあった青木克徳がした次の各行為は、地方自治法第242条の2第1項第4号にいう「財産の処分」又は「財産の管理を怠る事実」に該当することから、被告はこれらの損害を回復するために青木克徳に対し損害賠償請求を行わなければならない。

- ①組合に対し権利変換計画について同意したこと。
- ②組合の総会において権利変換計画の議案につき賛成したこと。
- ③当該総会へ出席して反対しなかったこと。
- ④事業の権利変換に関する処分の日までに①の同意を撤回しなかったこと。
- ⑤事業の権利変換に関する処分の日までに②の賛成を撤回しなかったこと。

2 第一審の内容

(1) 事件名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 義務付け等請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

別紙1原告目録のとおり

(4) 被告

葛飾区長

(5) 請求の趣旨

ア 被告葛飾区長青木克徳は、青木克徳に対して、金7億1,610万2,775円及びこれに対する令和5年7月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ

イ 訴訟費用は被告の負担とする

との判決を求める。

(6) 第一審の判決の趣旨

ア 本件訴えのうち、1①から④までの部分を却下する。

イ 原告らのその余の請求を棄却する。

ウ 訴訟費用は原告らの負担とする。

(7) 第一審の判決の理由

ア 1①は、法令上の規定に基づいてされたものではなく、何らの法的効果も有しない事実上の行為に過ぎないから「財産の処分」には当たらず、そうである以上、1④が「財産の管理を怠る事実」に当たるということもできないことから、住民訴訟の対象とならないため不適法である。

イ 1②は「財産の管理」に当たり、1③は「財産の管理を怠る事実」に当たるが、本件監査請求は令和6年2月29日にされたものであり、1②については令和4年12月24日にあったものといえ、1③は同日に終わったものであるといえるため、1年の監査請求期間を徒過した後にされたものであることから、適法な監査請求の前置を欠くものである。

ウ 1⑤は「財産の管理を怠る事実」に当たるが、青木克徳は議決権を行使しておらず、原告らの主張は前提を欠くため理由がない。

3 控訴審における控訴人の主張

(1) 都市再開発法においては、総会の総会決議のみでは権利変換計画は確定しないし、権利変換計画が確定する権利変換期日までは、権利変換は生じず、施行区域内の土地建物の権利は消滅しないから、本件監査請求に係る監査請求期間の起算日は権利変換期日である令和5年6月30日である。

(2) 葛飾区の住民が、区長が権利変換計画案に意見書を提出したか否かは知るすべはなく、最終的にどのような権利変換計画が確定したかを知るのは、権利変換計画の公告がなされた令和5年6月19日又は実際に権利変換処分がなされた同月30日であるため、正当な理由があることから、監査請求期間である1年を徒過しても請求は認められるべきである。

(3) 第一審において、監査請求期間を徒過しており、適法な監査請求の前置を欠く

と判断するのであるなら、正当な理由があるか否かについて、裁判所は釈明権を行使すべきであった。

(4) 組合に対し権利変換計画について同意したことは、施行区域内の土地建物等の財産を処分し、かつ、本来取得できるはずの権利床に係る権利を放棄するものであり、「財産の処分」に該当し、事業の権利変換に関する処分の日までに当該同意を撤回しなかったことは「財産の管理を怠る事実」に当たる。

(5) 第一審は、本案について実質的な審理をせず、審理不済がある。

4 控訴審の内容

(1) 事件名 XXXXXXXXXX 義務付け等請求控訴事件

(2) 裁判所 東京高等裁判所

(3) 控訴人

別紙2控訴人目録のとおり

(4) 被控訴人

葛飾区長

(5) 控訴の趣旨

ア 原判決を取り消す。

イ 被控訴人葛飾区長青木克徳は、青木克徳に対して、金7億1,610万2,775円及びこれに対する令和5年7月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ。

ウ 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

(6) 控訴審の判決の趣旨

ア 本件控訴をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用は、控訴人らの負担とする。

(7) 控訴審の判決の理由

ア 控訴人らのした監査請求は、権利変換計画そのものを対象とするものではないから、権利変換計画が確定しないこと等を理由に、権利変換期日である令和5年6月30日を監査請求の起算日と解することはできない。当該監査請求が対象とする青木克徳がした1②及び1③の行為については、第一審判決のとおり

(2(7)イ) であり、控訴人らの主張は採用できない。

イ 控訴人らのした監査請求は、権利変換計画そのものを対象とするものではないから、権利変換計画の確定時期は正当な理由を裏付ける事情となるものではない。そして、権利変換計画の縦覧については組合のホームページに掲載されており、これにより、それに先立つ組合の総会決議の存在を知ることができたと認められるから、地方自治法第242条第2項ただし書にいう正当な理由があるとは認められないため、控訴人らの主張は採用できない。

ウ 控訴人らは、第一審の第3回口頭弁論期日における発言から、監査請求期間の徒過について正当な理由があるか否かが争点となることを認識していたのであるから、釈明権の不行使が問題となる余地はないため、控訴人らの主張は採用できない。

エ 組合に対し権利変換計画について同意したことは、都市再開発法等の法令上の規定に基づくものではなく、何らの法的効果も有しない事実上のものにすぎないから、第一審判決のとおり(2(7)ア) であり、控訴人らの主張は採用できない。

オ 控訴人らの訴えのうち、1①から④までについては不適法であるから却下すべきであり、1⑤についてはその前提を欠くのであるから棄却すべきであることは明らかであって、その余の点については判断する必要はないため、控訴人らの主張は採用できない。

5 事件の経過

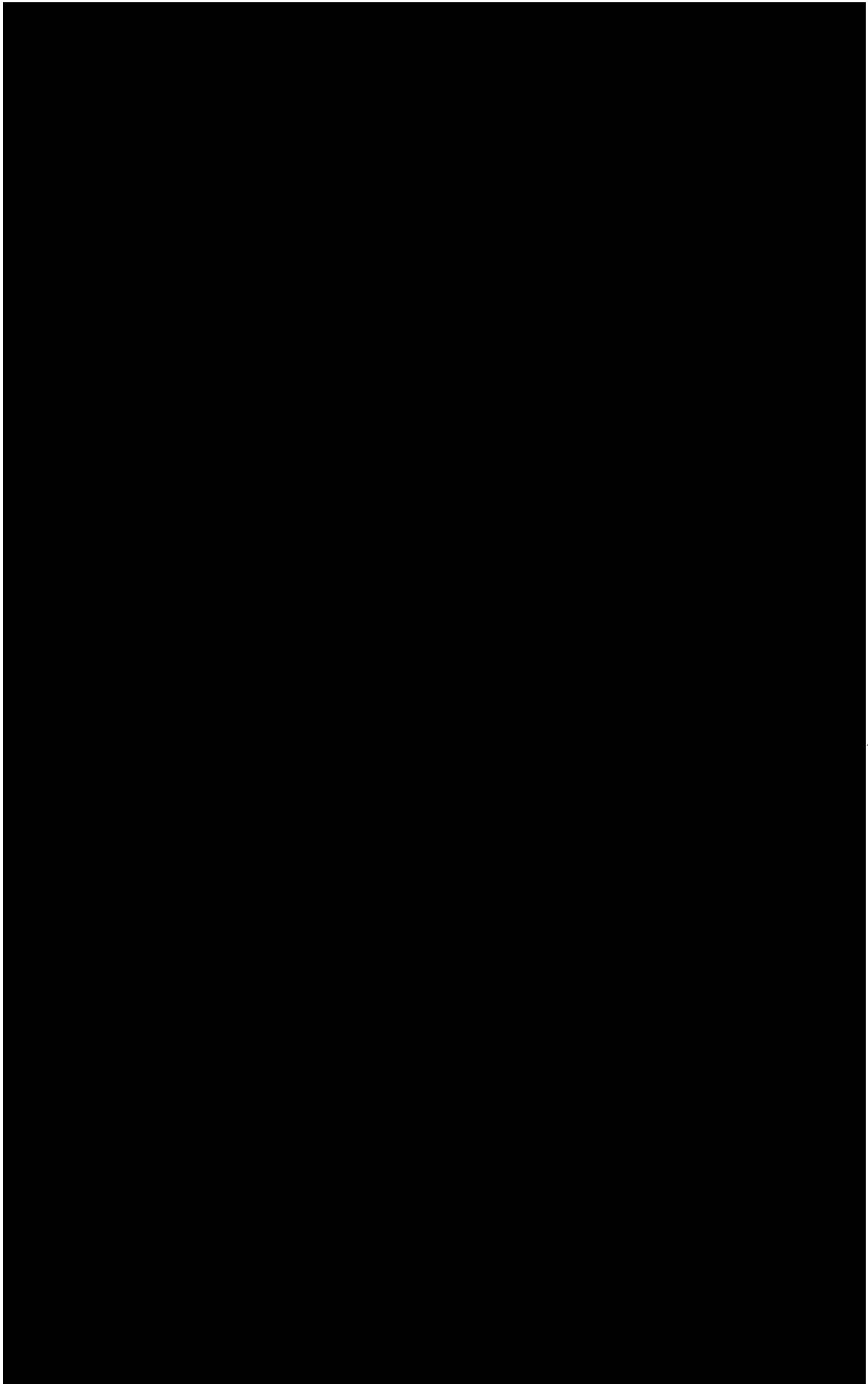
- (1) 令和6年4月11日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和6年5月24日）
- (2) 令和6年7月19日 第1回口頭弁論期日
- (3) 令和6年10月30日 第2回口頭弁論期日
- (4) 令和7年1月28日 第3回口頭弁論期日
- (5) 令和7年5月13日 第4回口頭弁論期日
- (6) 令和7年7月22日 第5回口頭弁論期日
- (7) 令和7年9月19日 判決言渡期日
- (8) 令和7年10月2日 控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、同月30日）

- (9) 令和8年1月20日 控訴審口頭弁論期日
- (10) 令和8年2月19日 控訴審判決言渡期日

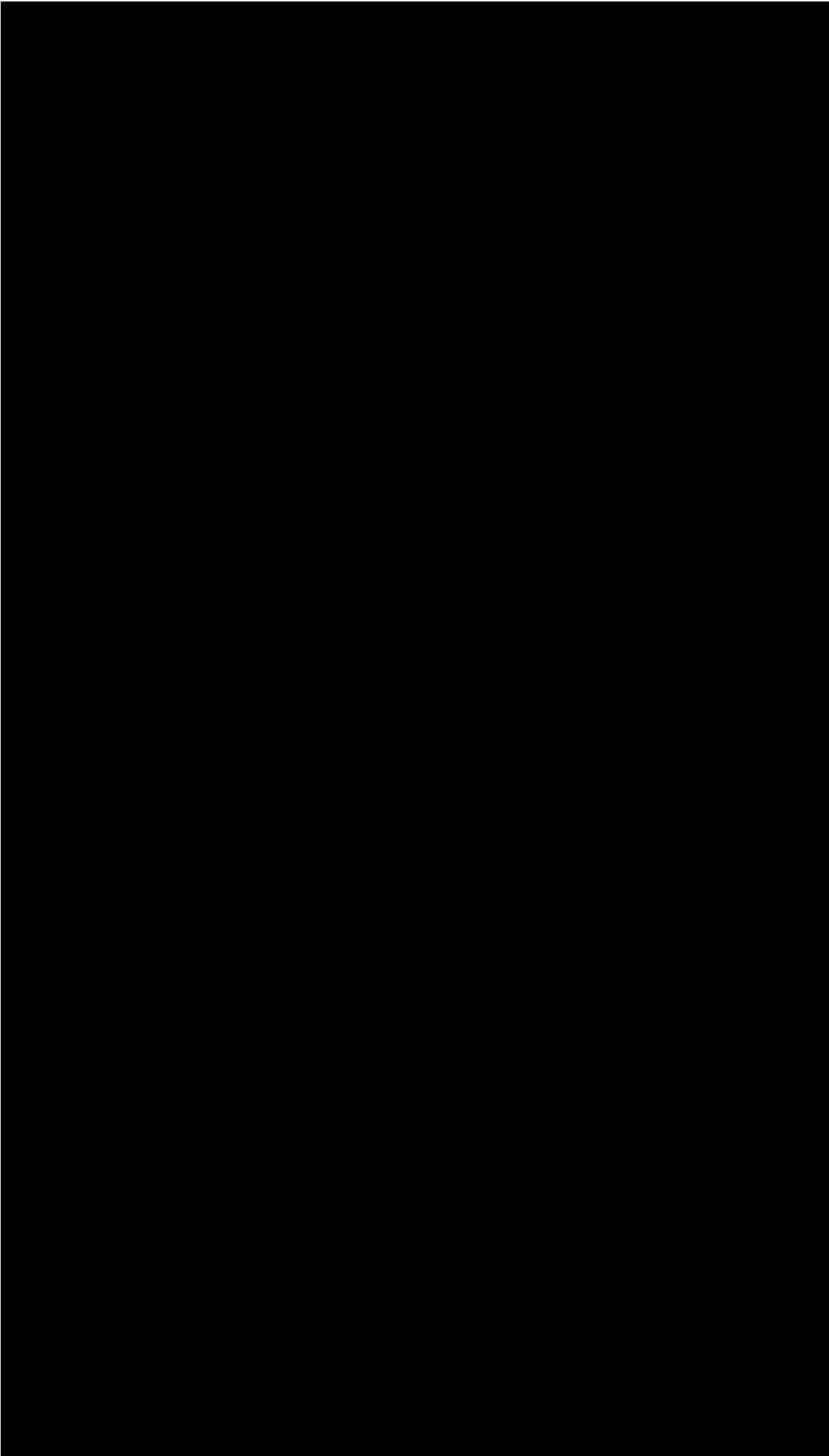
原告 目 録

原告番号

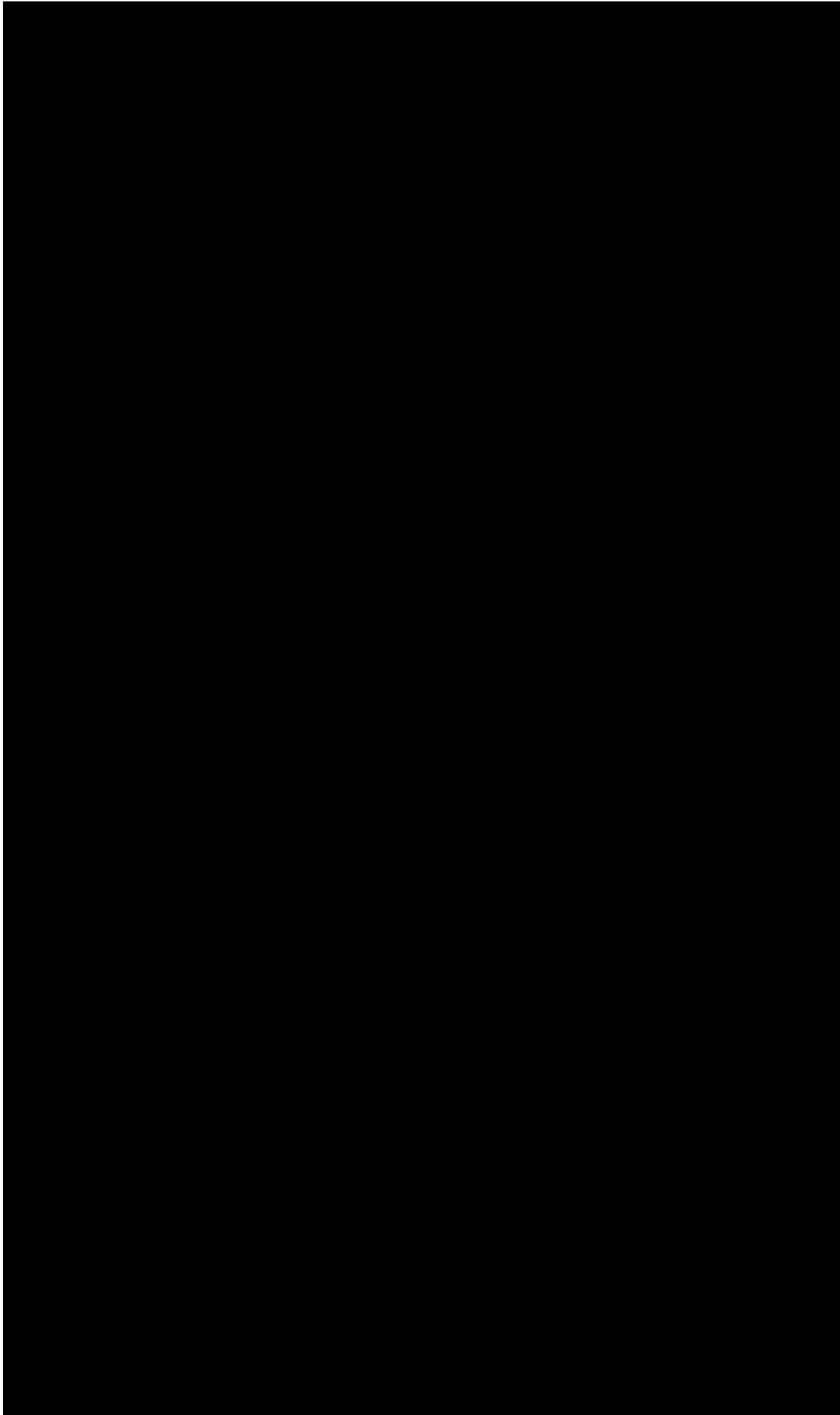
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37
- 38



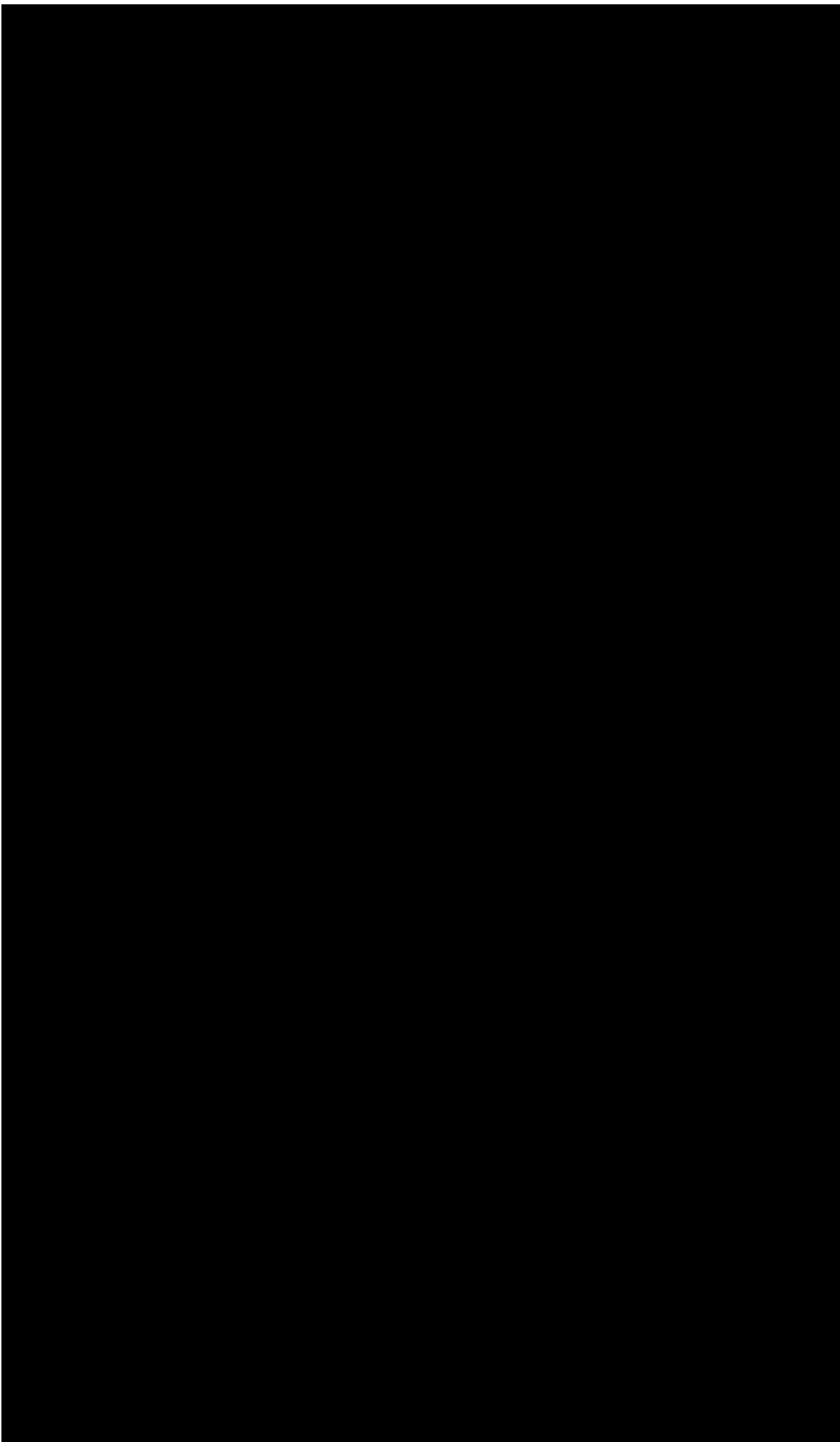
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79



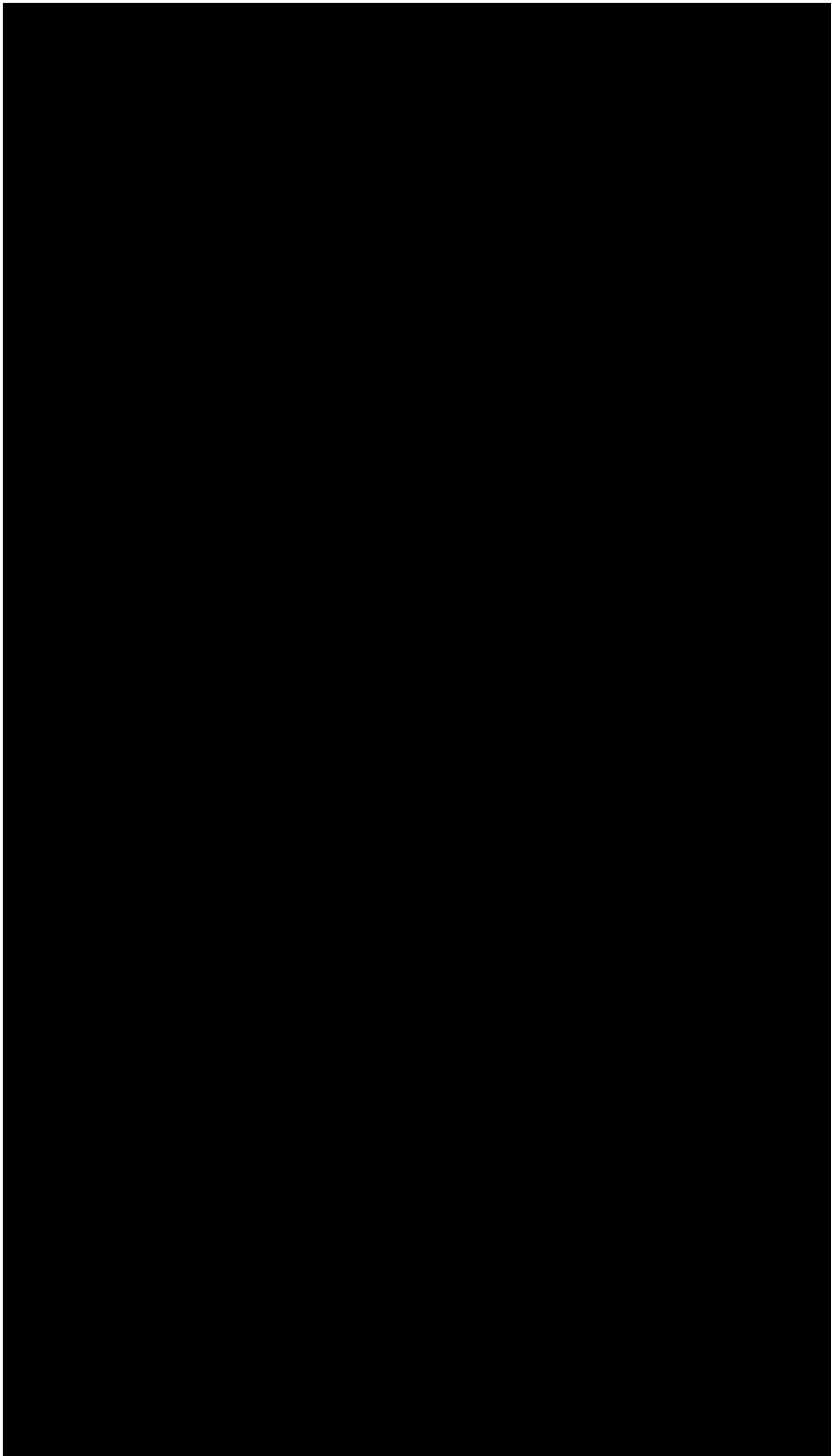
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120



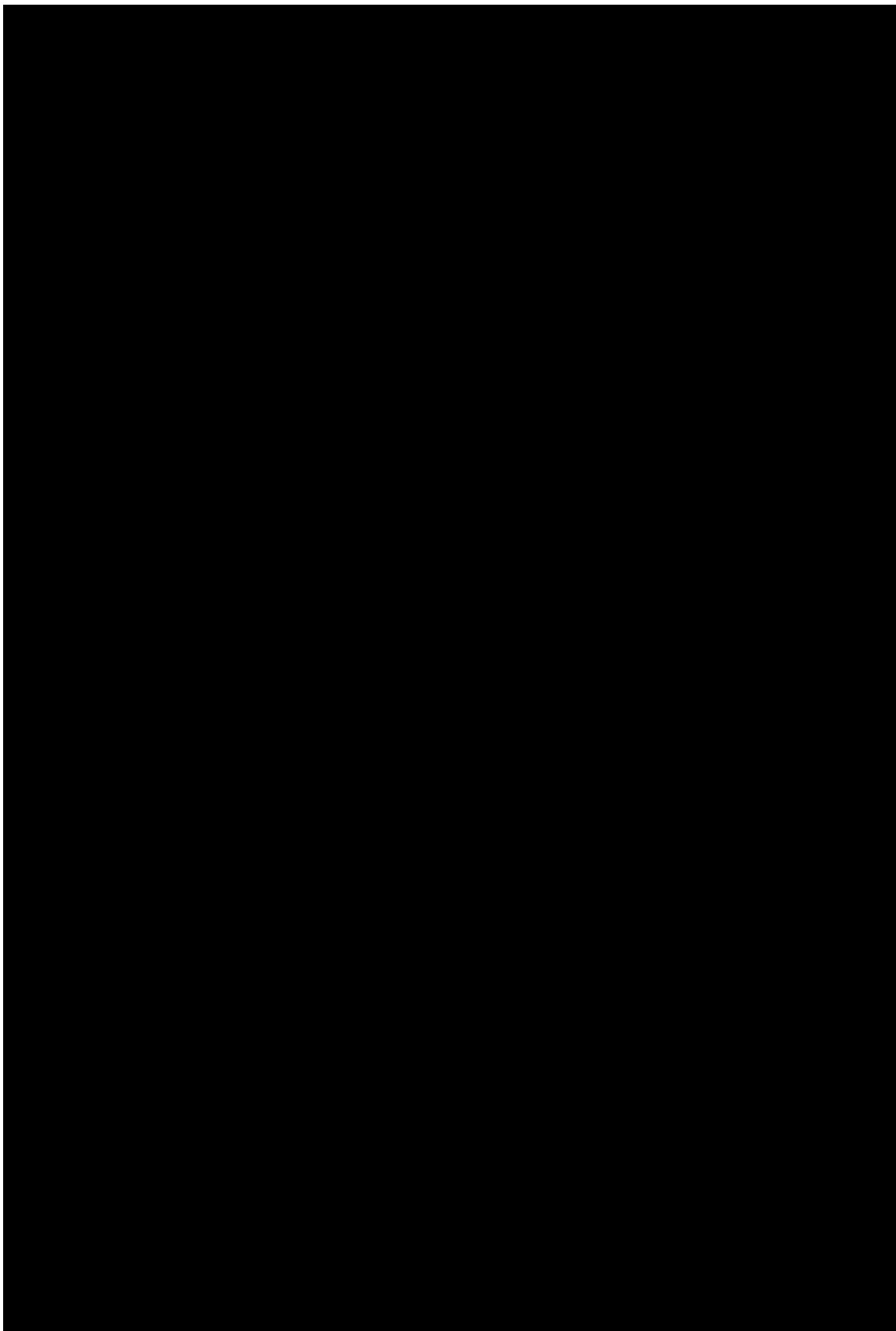
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161



162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202



203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237



控 訴 人 目 録

[Redacted Table-Of-Contents]

庶務報告 No. 4
総務部
令和8年3月18日

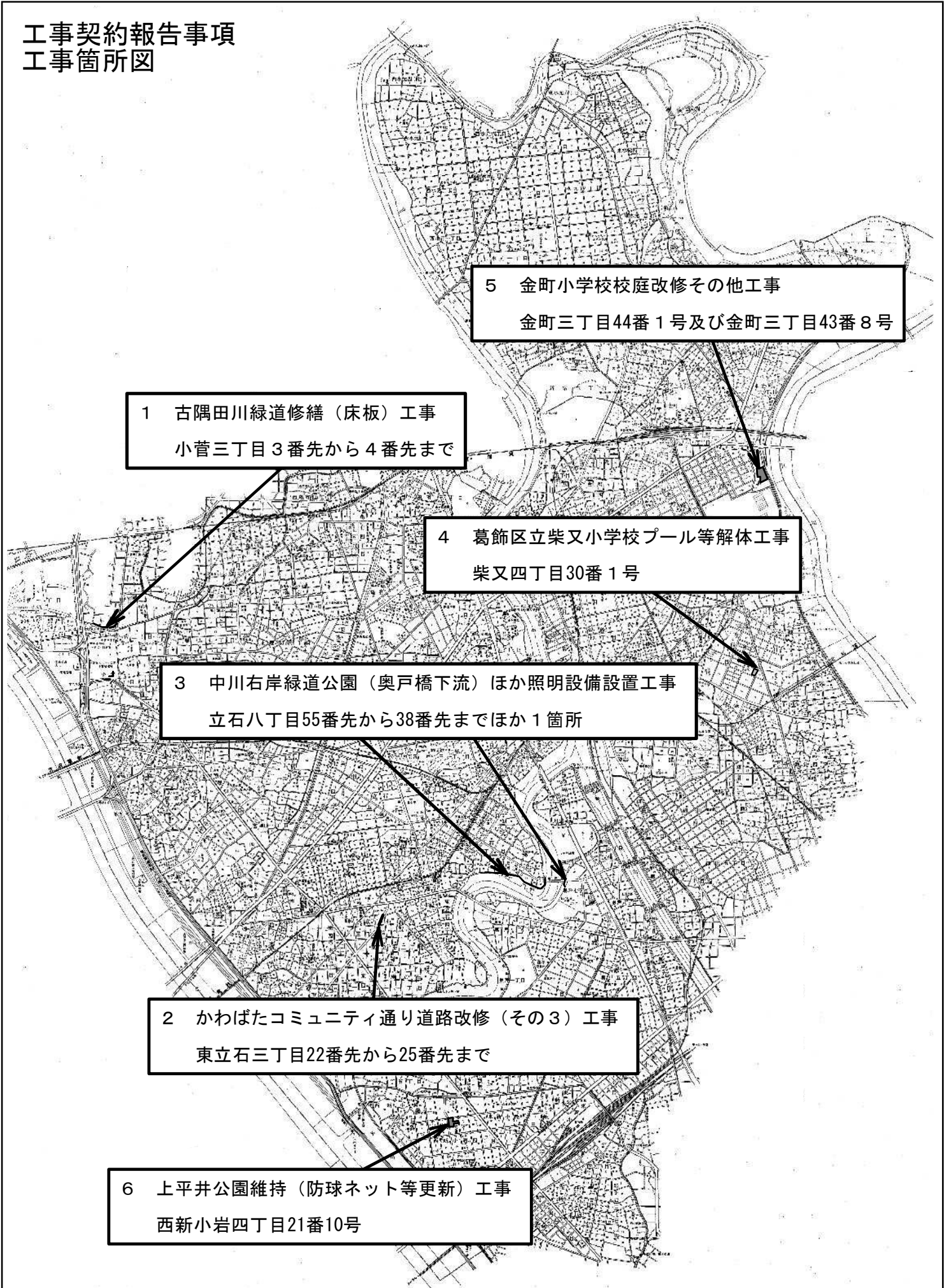
工事契約について

契約管財課

報告番号	工事件名 (工事箇所)	工事概要	契約の方法 契約金額(円)	契約の相手	契約年月日 工 期
1	古隅田川緑道修繕(床板)工事 (小菅三丁目3番先から4番先まで)	床板設置工事 747枚	公募型指名競争入札 48,950,000	葛飾区小菅 三丁目5番23号 東香園株式会社 代表取締役 池田 重信	令和8年1月5日 令和8年10月23日
2	かわばたコミュニティ通り 道路改修(その3)工事 (東立石三丁目22番先から25番先まで)	車道舗装工事 面積: 425.00㎡ 歩道舗装工事 面積: 519.00㎡	施工能力審査 型総合評価一 般競争入札 73,480,000	葛飾区西水元 二丁目6番8号 株式会社歩土建工業 代表取締役 興梠 隆志	令和8年1月16日 令和8年11月17日
3	中川右岸緑道公園(奥戸橋 下流)ほか照明設備設置 工事 (立石八丁目55番先から38 番先まではか1箇所)	電気設備工 園路広場工 雨水排水設備工 土工	公募型指名競争 入札 77,873,400	葛飾区水元 三丁目9番11号 株式会社大洋電設 代表取締役 穴澤 辰幸	令和8年2月13日 令和8年6月30日
4	葛飾区立柴又小学校プール 等解体工事 (柴又四丁目30番1号)	プール棟及び付属棟の 解体工事	公募型指名競争 入札 59,328,500	葛飾区柴又 二丁目12番10号 株式会社誠和土木 代表取締役 麻生 悟	令和8年2月13日 令和8年8月31日

報告 番号	工 事 件 名 (工 事 箇 所)	工 事 概 要	契約の方法 契約金額 (円)	契 約 の 相 手	契 約 年 月 日 工 期
5	金町小学校校庭改修その他 工事 (金町三丁目44番1号及び 金町三丁目43番8号)	整備面積：2,377.30㎡ ダスト舗装工事 ウレタン複合舗装工事	公募型指名競 争入札 71,272,300	葛飾区水元 三丁目17番13号 株式会社優造園 代表取締役 吉岡 壽人	令和8年2月16日 令和8年9月30日
6	上平井公園維持(防球ネッ ト等更新)工事 (西新小岩四丁目21番10号)	工事面積：866.00㎡ 防球ネット：一式 コンクリート舗装工事 ：254.00㎡	公募型指名競 争入札 64,900,000	葛飾区小菅 三丁目5番23号 東香園株式会社 代表取締役 池田 重信	令和8年2月20日 令和8年8月26日
7	西水元猿西公園ほか維持 (施設更新)工事 (西水元三丁目18番20号ほ か4箇所)	工事面積：1329.00㎡ 防球ネット：一式 ダスト舗装工事 ：1236.00㎡	公募型指名競 争入札 41,800,000	葛飾区青戸 八丁目5番16号 株式会社山溪緑地 代表取締役 松田 太郎	令和8年2月24日 令和8年8月27日
8	青戸保育園受変電設備改修 その他工事 (青戸五丁目9番10号)	受変電設備工事 幹線設備工事	公募型指名競 争入札 48,958,800	葛飾区亀有 三丁目21番6号 株式会社オプテック 東京営業所 東京営業所所長 笹渕 光明	令和8年2月27日 令和9年3月15日
9	青戸児童館受変電設備改修 その他工事 (青戸三丁目10番5号)	高圧引込設備工事 受変電設備工事 幹線設備工事 建築工事	公募型指名競 争入札 59,529,800	葛飾区西新小岩 三丁目14番23号 有限会社KHYテクノ 代表取締役 眞川 昭夫	令和8年3月3日 令和9年3月15日

工事契約報告事項
工事箇所図



1 古隅田川緑道修繕（床板）工事
小菅三丁目3番先から4番先まで

5 金町小学校校庭改修その他工事
金町三丁目44番1号及び金町三丁目43番8号

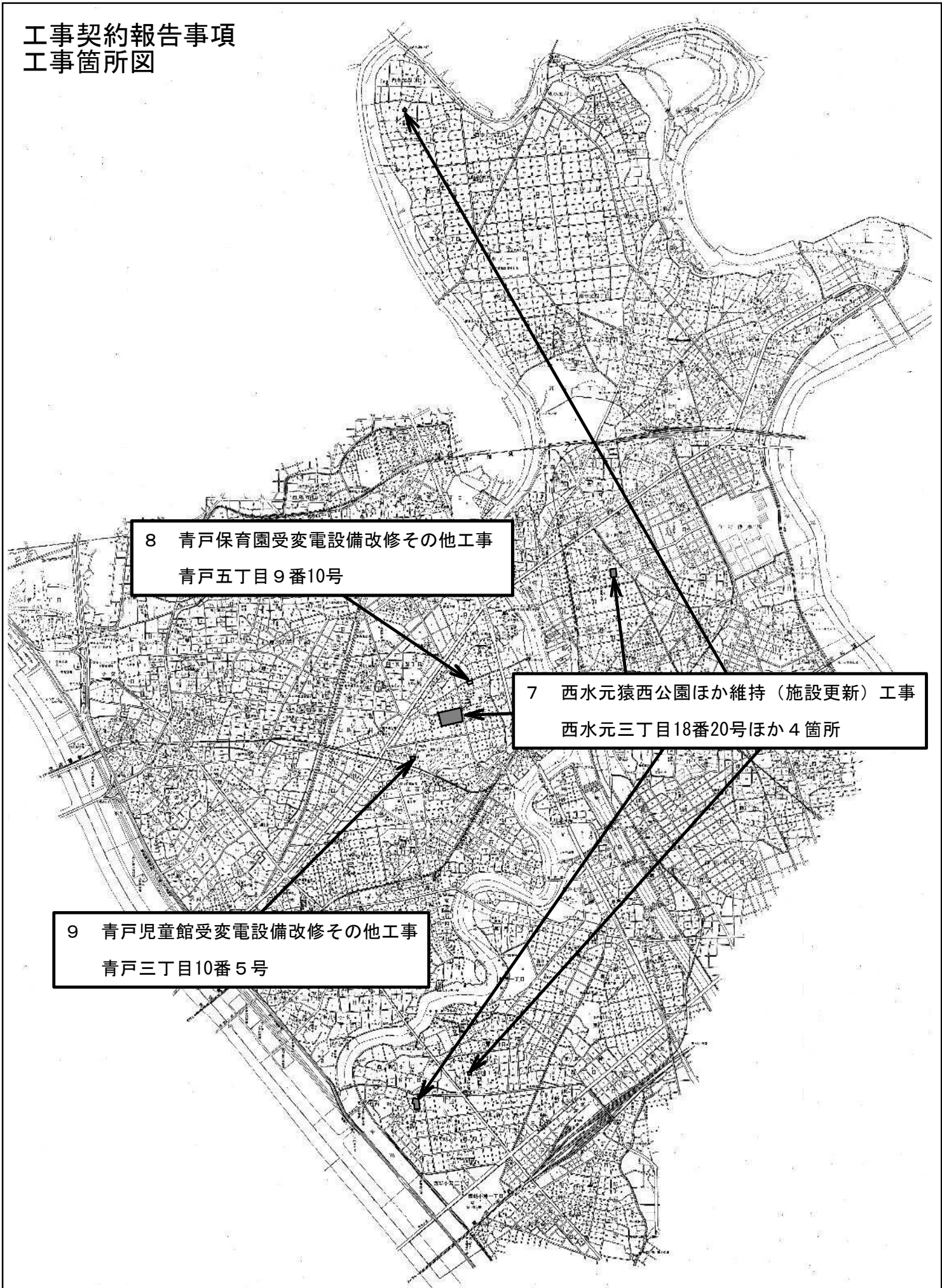
4 葛飾区立柴又小学校プール等解体工事
柴又四丁目30番1号

3 中川右岸緑道公園（奥戸橋下流）ほか照明設備設置工事
立石八丁目55番先から38番先までほか1箇所

2 かわばたコミュニティ通り道路改修（その3）工事
東立石三丁目22番先から25番先まで

6 上平井公園維持（防球ネット等更新）工事
西新小岩四丁目21番10号

工事契約報告事項
工事箇所図



8 青戸保育園受変電設備改修その他工事
青戸五丁目9番10号

7 西水元猿西公園ほか維持（施設更新）工事
西水元三丁目18番20号ほか4箇所

9 青戸児童館受変電設備改修その他工事
青戸三丁目10番5号

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002712
件名	古隅田川緑道修繕（床板）工事
履行場所	東京都葛飾区小菅三丁目 3 番先から 4 番先まで
工期	令和 8 年 1 月 6 日から令和 8 年 10 月 23 日まで 190 日間
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和 7 年 12 月 15 日
開札日時	令和 7 年 12 月 26 日 13 時 30 分 電子入札
落札者名	東香園株式会社 代表取締役 池田 重信 東京都葛飾区小菅三丁目 5 番 23 号
落札金額	48,950,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	株式会社歩土建工業					辞退
2	東香園株式会社	48,950,000				落札
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	49,507,700 円
------	--------------

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002681
件名	かわばたコミュニティ通り道路改修（その3）工事
履行場所	東京都葛飾区東立石三丁目22番先から25番先まで
工期	令和8年1月19日から令和8年11月17日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和7年12月5日
開札日時	令和7年12月23日 13時30分 電子入札
落札者名	株式会社歩土建業 代表取締役 興梠 隆志 東京都葛飾区西水元二丁目6番8号
落札金額	73,480,000 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	株式会社歩土建業	73,480,000	8.7	19.5	28.2	落札
2	株式会社錦江					辞退
3	新隆建設株式会社	74,094,900	8.1	19.5	27.6	
4	株式会社マルトシンケン	77,000,000	4.8	16.5	21.3	
5	株式会社ワイオリ					入札不参
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	81,423,100 円
------	--------------

低入札価格調査結果	低入札価格調査の結果、入札額による契約の内容に適合した履行が可能であると判断したため、当該入札者を落札者と決定した。
-----------	--

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002846
件名	中川右岸緑道公園（奥戸橋下流）ほか照明設備設置工事
履行場所	東京都葛飾区立石八丁目55番先から38番までほか1箇所
工期	令和8年2月16日から令和8年6月30日まで
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和8年1月23日
開札日時	令和8年2月12日 13時30分 電子入札
落札者名	株式会社大洋電設 代表取締役 穴澤 辰幸 東京都葛飾区水元三丁目9番11号
落札金額	77,873,400 円

項番	企業名	第1回目 入札価格 (円)	第2回目 入札価格 (円)	第3回目 入札価格 (円)	第4回目 入札価格 (円)	備考
1	共栄電設工業株式会社					辞退
2	工藤電業株式会社					辞退
3	国弘電設株式会社					辞退
4	有限会社KH Yテクノ					辞退
5	大豊電設株式会社					辞退
6	株式会社大洋電設	77,873,400				落札
7	高野電気工業株式会社					辞退
8	株式会社テクノサイジング					入札不参
9	有限会社中村電気					辞退
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	77,873,400 円
------	--------------

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002840
件名	葛飾区立柴又小学校プール等解体工事
履行場所	東京都葛飾区柴又四丁目30番1号
工期	令和8年2月16日から令和8年8月31日まで
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和8年1月23日
開札日時	令和8年2月12日 13時30分 電子入札
落札者名	株式会社誠和土木 代表取締役 麻生 悟 東京都葛飾区柴又二丁目12番10号
落札金額	59,328,500 円

項番	企業名	第1回目 入札価格 (円)	第2回目 入札価格 (円)	第3回目 入札価格 (円)	第4回目 入札価格 (円)	備考
1	成紀工業株式会社	62,283,813				
2	株式会社誠和土木	59,328,500				落札
3	株式会社高田工業	59,400,000				
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	65,197,000 円
------	--------------

令和7年度

入札経過調書

案件番号	0000002870
件名	金町小学校校庭改修その他工事
履行場所	東京都葛飾区金町三丁目44番1号及び金町三丁目43番8号
工期	令和8年2月17日から令和8年9月30日まで
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和8年1月26日
開札日時	令和8年2月13日 13時30分 電子入札
落札者名	株式会社優造園 代表取締役 吉岡 壽人 東京都葛飾区水元三丁目17番13号
落札金額	71,272,300 円

項番	企業名	第1回目 入札価格 (円)	第2回目 入札価格 (円)	第3回目 入札価格 (円)	第4回目 入札価格 (円)	備考
1	株式会社相川造園	71,282,200				
2	株式会社山溪緑地					辞退
3	株式会社優造園	71,272,300				落札
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	71,282,200 円
------	--------------

令和7年度

入札経過調書

案件番号	0000002904
件名	上平井公園維持（防球ネット等更新）工事
履行場所	東京都葛飾区西新小岩四丁目21番10号
工期	令和8年2月24日から令和8年8月26日まで 120日間
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和8年1月30日
開札日時	令和8年2月19日 13時30分 電子入札
落札者名	東香園株式会社 代表取締役 池田 重信 東京都葛飾区小菅三丁目5番23号
落札金額	64,900,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	株式会社桂造園					辞退
2	株式会社山溪緑地					辞退
3	東香園株式会社	64,900,000				落札
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	64,945,100 円
------	--------------

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002903
件名	西水元猿西公園ほか維持（施設更新）工事
履行場所	東京都葛飾区西水元三丁目18番20号ほか4箇所
工期	令和8年2月25日から令和8年8月27日まで 120日間
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和8年2月6日
開札日時	令和8年2月20日 13時30分 電子入札
落札者名	株式会社山溪緑地 代表取締役 松田 太郎 東京都葛飾区青戸八丁目5番16号
落札金額	41,800,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	株式会社相川造園	42,020,000				
2	株式会社山溪緑地	41,800,000				落札
3	東香園株式会社					辞退
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	42,098,100 円
------	--------------

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002937
件名	青戸保育園受変電設備改修その他工事
履行場所	東京都葛飾区青戸五丁目 9 番10号
工期	令和 8 年 3 月 2 日から令和 9 年 3 月15日まで
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和 8 年 2 月 5 日
開札日時	令和 8 年 2 月26日 13時30分 電子入札
落札者名	株式会社オプテック 東京営業所 東京営業所所長 笹渕 光明 東京都葛飾区亀有三丁目21番 6 号
落札金額	48,958,800 円

項番	企業名	第1回目 入札価格 (円)	第2回目 入札価格 (円)	第3回目 入札価格 (円)	第4回目 入札価格 (円)	備考
1	安食電設工業株式会社					最低制限価格割れ
2	株式会社オプテック 東京営業所	48,958,800				落札
3	共栄電設工業株式会社					辞退
4	工藤電業株式会社					辞退
5	国弘電設株式会社					辞退
6	有限会社KH Yテクノ					辞退
7	大豊電設株式会社					辞退
8	株式会社大洋電設					辞退
9	高野電気工業株式会社					辞退
10	株式会社テクノサイジング					辞退
11	有限会社中村電気	50,589,000				
12	株式会社良電社 東京営業所					入札不参
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	50,732,000 円
------	--------------

令和7年度

入札経過調書

案件番号	0000002936
件名	青戸児童館受変電設備改修その他工事
履行場所	東京都葛飾区青戸三丁目10番5号
工期	令和8年3月4日から令和9年3月15日まで
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和8年2月9日
開札日時	令和8年3月2日 13時30分 電子入札
落札者名	有限会社KH Yテクノ 代表取締役 眞川 昭夫 東京都葛飾区西新小岩三丁目14番23号
落札金額	59,529,800 円

項番	企業名	第1回目 入札価格 (円)	第2回目 入札価格 (円)	第3回目 入札価格 (円)	第4回目 入札価格 (円)	備考
1	共栄電設工業株式会社					辞退
2	工藤電業株式会社					辞退
3	国弘電設株式会社					辞退
4	有限会社KH Yテクノ	59,529,800				落札
5	大豊電設株式会社					辞退
6	株式会社大洋電設					辞退
7	高野電気工業株式会社					辞退
8	大光電気工業株式会社					辞退
9	株式会社テクノサイジング					辞退
10	有限会社中村電気					辞退
11	株式会社良電社 東京営業所					辞退
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	64,738,300 円
------	--------------

地方税法改正案の概要について

税務課

1 個人住民税

(1) 給与所得控除の見直し

物価上昇局面における税負担の調整等のため、給与所得控除の最低保障額を74万円（現行65万円）に引き上げる。

非課税ライン（単身者給与収入のみの場合）

	令和7年度	令和8年度 (現行)	令和9年度 (改正後)
基本額等*	45万円	45万円	45万円
給与所得控除	55万円	65万円	74万円
計	100万円	110万円	119万円

※ 個人住民税の非課税判定を行う際に考慮する基礎的な金額

(2) ひとり親控除の拡充

ひとり親控除の控除額を、現行の30万円から33万円に引き上げる。

(3) ふるさと納税制度の見直し

特例控除額に193万円（給与収入1億円相当以上の場合）の上限を新たに設定する。

2 軽自動車税

(1) 環境性能割の廃止

国内自動車市場の活性化及び自動車取得時における負担軽減を図るため、令和7年度末をもって環境性能割を廃止する。なお、本措置に伴う地方税の減収分については、地方の安定財源の確保に向けた具体的方策が検討され、当面は国において必要な財政措置が講じられる見込みである。

庶務報告 No. 1
施設部
令和8年3月18日

SHIBAMATA FU-TEN Bed And Localの運営方法について

施設管理課

1 趣旨

SHIBAMATA FU-TEN Bed And Localの運営方法については、令和7年12月10日総務委員会において、一般観光客拡大に向けた協議を運営事業者である株式会社R. project（以下「事業者」という。）と継続していくことを庶務報告したところである。その後、事業者と運営についての協議を行ったことから、その状況について報告するもの

2 事業者との協議状況

(1) 区の意向

- ア 一般観光客メインの宿泊形態に戻し、PRを行うこと。
- イ 地元商店街等と連携した地域の活性化を図る取組など、地域貢献に資する活動を積極的に行うこと。

(2) 事業者の意向

- ア 当該施設の開設に当たり、初期投資を行っており、減価償却費を含めると本事業が黒字になることは極めて厳しく、投資の回収も不可能な状況にある。
- イ 昨今のインバウンド需要は、円安を背景に「高付加価値・体験型」へシフトし、宿泊施設には、個室の快適性が求められる傾向にあるなかで、当該施設は「風呂なし・トイレ共同」の仕様かつ建物も老朽化しているため、訪日外国人のニーズと乖離が生じており、低廉な価格であっても集客は厳しい。
- ウ 議会の意見は重く受け止めているところではあるが、令和8年1月末から一般観光客向けに開放している5部屋が埋まらない状況を踏まえると、これ以上枠を拡大し、一般観光客メインの宿泊形態に戻すことは経営上難しい。

3 区の見解

定期建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の使用目的における旅館業法の規定に基づく宿泊施設としては問題がないことを確認している。一方で、契約書上、運営形態に関する規定がないため、一般観光客の枠の拡大を求める根拠が乏しい状況である。一般観光客の枠の拡大に向けた方策については、区と事業者の間で隔たりがあるなか、これ以上事業者に対して区が求める当初の事業目的に立ち帰るよう協議を続けていくことは妥当ではないと考える。

4 今後の方向性

事業者から、契約書の規定による契約解約に向けた協議の申し出があった。区としては、事業者の意向を踏まえ協議に応じ、具体的な話を聞きながら、区の方針を固めたいと令和8年6月総務委員会において報告することとする。

位置図





定期建物賃貸借契約書

葛飾区（以下「賃貸人」という。）と株式会社 R.project（以下「賃借人」という。）は、別紙1記載の建物（以下「本件建物」という。）について、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定期建物賃貸借）

第1条 賃貸人は、本件建物を賃借人に賃貸し、賃借人は、これを賃貸人から賃借する。

- 2 本契約は、借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借であるものとする。
- 3 賃借人は、借地借家法第38条第2項に従い、賃貸人から事前に別紙2の書面の交付を受けた上で、本契約の更新がなく、期間の満了により本件建物の賃貸借が終了する旨の説明を受けたことをここに確認する。

（本件建物の引渡し）

第2条 賃貸人は、平成29年3月18日（以下「引渡日」という。）に賃借人に対して本件建物を引き渡す。

- 2 賃借人は、前項の本件建物の引渡前においても、賃貸人が認める範囲で本件建物に立ち入ることができる。

（使用目的）

第3条 賃借人は、本件建物を旅館業法（昭和23年法律第138号）の規定に基づく宿泊施設として運営することを目的として使用するものとする。

（地域貢献等）

第4条 賃借人は、葛飾区基本計画における観光まちづくりの推進を踏まえ、地域と協力・連携し、既存の観光資源を最大限に活用するとともに、新たな観光資源を創出し、本区の知名度の向上と国内外からの新たな観光客の誘客に努めるものとする。

- 2 賃借人は、本件建物で宿泊施設を運営するに当たり、地元商店会等と連携した地域の活性化を図る取組みや、施設の共用スペースを活用した地域住民も参加できるイベント等を実施するなど、地域貢献に資する活動を積極的に行うものとする。

- 3 賃借人は、本件建物で宿泊施設を運営するに当たり、近隣住民に不安や迷惑を与えないよう、必要な対策を講じるものとし、苦情に対しては、誠意をもって対応するものとする。

(賃貸借期間)

第5条 本契約による賃貸借の期間（以下「本契約期間」という。）は、平成29年3月18日（引渡日）から平成44年3月17日（15年後の応当日）（以下「本契約期間満了日」という。）までとする。

- 2 本契約は、本契約期間の満了により終了し、更新がないものとする。ただし、賃貸人及び賃借人は、本契約期間満了日の6か月前までに協議し、本契約期間満了日までに同日の翌日を始期として新たに借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約を締結することができる。
- 3 賃貸人は、借地借家法第38条第4項の規定に基づき、本契約期間満了日の1年前から6か月前までの間（以下「通知期間」という。）に賃借人に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知する。
- 4 賃貸人は、前項に規定する通知をしなければ本契約の下での賃貸借の終了を賃借人に対抗することができない。ただし、賃貸人が通知期間の経過後に賃借人に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6か月を経過した日に賃貸借は終了する。

(賃料)

第6条 本契約の賃料は、月額885,000円とする。

- 2 1か月に満たない期間の賃料は、1か月を30日として日割計算した額とする。

(費用等の負担)

第7条 本件建物についての賃貸人と賃借人の修繕及び保守管理等の費用負担区分は、別紙3の負担区分表に従うものとする。

- 2 賃借人は、前項による費用の負担のほか、施設管理運営費及び水道光熱費その他これらに準ずる費用を負担するものとする。

(賃料等の支払方法)

第8条 賃借人は、第6条に定める賃料を賃貸人が定める期限までに賃貸人が指定する方法で支払うものとする。

- 2 賃料の納付に係る費用は、賃借人が負担するものとする。

(遅延利息)

第9条 賃借人が賃料その他本契約に基づき賃貸人に対して支払うべき金銭債務の支払いを遅滞したときは、賃借人は、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）で定められた率（年当たりの割合は、閏年の場合も365日とする。）を乗じて得た金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はそ

の全額を切り捨てる。)を遅延利息として賃貸人に支払わなければならない。

(保証金)

第10条 賃借人は、賃料その他本契約に基づき生ずる賃借人の債務を担保するため、本契約の成立後、賃貸人に対し、保証金として、第6条第1項に定める賃料の10か月相当額金8,850,000円を賃貸人が定める期限までに賃貸人が指定する方法で預託するものとする。

2 賃貸人は、預託された保証金につき、本契約が終了し、賃借人が本件建物を賃貸人に対して完全に明け渡した後、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他本契約に基づく賃借人の債務の不履行がある場合には、その債務の額を差し引き、その残額を遅滞なく賃借人に返還するものとする。ただし、返還すべき保証金に対し利息を付さないものとする。

3 賃貸人は、保証金を賃借人の賃貸人に対する賃料支払債務その他の債務に不払いがあった場合に、賃借人に対し書面による通知を行った上で当該債務に充当することができる。

4 賃借人は、前項の規定による通知を受けた場合には、当該通知を受けた日から15日以内に、賃貸人に対し、保証金の不足額を補てんするものとする。

5 賃借人は、保証金返還請求権をもって、賃貸人に対する債務と相殺することはできない。

6 賃借人は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。

7 第6条第1項で規定する賃料月額が増額された場合には、増額された賃料による10か月分の賃料相当額を新たな保証金の額とする。この場合において、賃借人は、新たな保証金の額から既納した保証金の額を減じた額を追加して預託するものとする。ただし、第6条第1項で規定する賃料が減額された場合には、保証金の額は変更しない。

(禁止行為)

第11条 賃借人は、賃貸人の事前の承諾なく次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 賃貸人の事前の書面による承諾なくして本契約に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又はこれを担保に供すること。

(2) 賃貸人の事前の書面による承諾なくして、本件建物を転貸、共同使用、経営の委任、その他の方法により第三者に使用させること。

(3) 火災等のおそれのある危険行為その他近隣に迷惑を及ぼす行為をなすこと。

(4) 本件建物に損害を及ぼす行為をなすこと。

(5) 本契約の規定に基づく場合を除き、本件建物又はその造作、設備の原状を賃貸人の事前承諾なくして変更すること。

(6) 本件建物を第3条に規定する目的以外の目的で使用すること。

(賃借人の報告)

第12条 賃借人は、本件建物において修繕又は修理の必要な箇所を発見した場合、速やかに賃貸人に報告しなければならない。

2 賃借人は、本件建物の全部又は一部が滅失又は毀損した場合には、直ちに賃貸人にその状況を報告し、賃貸人の指示を受けなければならない。

3 前項の場合において、賃借人は、その責に帰すべき事由により、本件建物の全部又は一部を滅失又は毀損した場合は、自己の負担において原状に回復しなければならない。

4 賃借人は、宿泊施設の運営及び建物の維持管理の状況、その他賃貸人が求める内容について、賃貸人が定める期限までに書面により報告するものとする。

(損害の賠償)

第13条 賃借人又はその代理人、使用人、請負人、その他賃借人の関係者（以下総称して「賃借人等」という。）が故意又は過失によって賃貸人その他第三者に損害を与えた場合、賃借人は、かかる損害を全て賠償するものとする。

(立入点検)

第14条 賃貸人又はその指定する者（以下総称して「賃貸人等」という。）は、本件建物の保守、管理運営上必要がある場合、賃借人等の立会の下、本件建物に立入り、これを点検し、適宜の措置を講ずることができる。

2 前項の規定により賃貸人等が本件建物に立ち入る場合、賃借人等は、賃貸人等に協力しなければならない。

(善管注意義務)

第15条 賃借人は、本件建物を、その適用法令に従い、かつ善良な管理者の注意をもって使用し、維持、管理、運用しなければならない。また、本件建物の敷地についても同様とする。

2 賃借人は、その使用人、顧客、取引先業者その他本件建物に立ち入る者に対しても前項の規定を遵守させなければならない。

3 賃借人は、その使用人、顧客、取引先業者その他本件建物に立ち入る者が本件建物及びその敷地を使用するに当たって、近隣住民に迷惑をかけないようにさせなければならない。

(契約の消滅)

第16条 本件建物の引渡後、本件建物の全部又は一部が滅失又は毀損して本件

建物全体の使用が不可能となった場合には、本契約は当然に終了する。

- 2 本件建物の一部のみが使用不能となった場合には、使用不能な部分を除いて、本契約は存続するものとする。ただし、この場合の賃料は、使用可能な部分の割合に応じた額を基準として、賃貸人と賃借人が別途協議して定めるものとする。

(賃貸人の契約解除権)

第17条 賃貸人は、賃借人に次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事実が生じたときは、催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 賃料の支払いを3か月分以上怠ったとき。
- (2) 小切手又は手形の不渡が発生したとき。
- (3) 破産、会社整理、民事再生、会社更生又はこれに準じる法律手続の申立てがあったとき。
- (4) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立、強制執行、又は滞納処分のあったとき。
- (5) 会社が解散したとき。
- (6) 賃貸人に届出なく3月以上休業したとき。
- (7) 社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
- (8) 賃借人が葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年10月29日付け24葛総契第539号。以下「要綱」という。）別表の各号のいずれかに該当するとして要綱に基づく排除措置を受けたとき。
- (9) その他本契約に違反したとき。

2 賃借人は、前項の規定により賃貸人が本契約を解除した場合は、第6条第1項で規定する賃料の2か月相当額を違約金として賃貸人に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、違約罰であり、損害賠償額の予定又は一部と解釈しない。

4 第1項の規定により本契約を解除した場合において、賃貸人に損害が発生した場合には、賃借人は、違約金とは別に賃貸人が被った損害を賠償しなければならない。

5 賃貸人は、第1項の規定により本契約を解除したことにより賃借人に損失が生じても、その責めを負わないものとする。

6 賃貸人は、本契約期間満了日前であっても、本件建物を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定に基づき、本契約を解除することができる。この場合において、契約の解除に伴う本件建物の原状回復及び本件建物の返還等については、賃貸人と賃借人が協議の上、定めるものとする。

7 賃借人は、前項の規定により本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、地方自治法第238条の5第5項の規定に基づき、その補償を求

めることができるものとする。

(賃借人の中途解約)

第18条 賃借人は、本契約の締結日以降、本契約期間満了日までの期間中、本契約を中途解約することはできない。ただし、賃貸人及び賃借人が協議した上で本契約を解除することができるものとする。この場合、賃借人が被った損害については、賃貸人は何ら責任を負わず、賃借人は名目の如何を問わず、賃貸人に対して金銭その他一切の請求をすることはできない。

(原状回復及び明渡し義務)

第19条 第5条第2項の規定に基づき新たな定期建物賃貸借契約が締結される場合を除き、本契約期間満了日までに、賃貸人の指示の下、賃借人は、本件建物に設置した造作その他の設備及び賃借人所有の物件を賃借人の費用をもって取去し、本件建物を引渡し時点での原状に復して、これを賃貸人に明け渡すものとする。ただし、賃借人が本件建物に設置した造作その他の設備及び賃借人所有の物件のうち、賃貸人が認めたものについては、取去しないことができる。

- 2 前項において、賃借人が遅滞なく原状回復の処置をとらなかったときは、賃貸人は、賃借人の費用負担において原状回復の処置をとることができるものとし、賃借人は、これに異議を申し立てない。
- 3 第1項の期間内に賃借人がその責に帰すべき事由により本件建物を明け渡さない場合、明け渡し遅延により賃貸人が損害を被ったときは、賃借人は、その損害を賠償するものとする。

(残置物の収去)

第20条 本契約の終了に伴い賃借人が本件建物を退去した後に本件建物に残置された物件(以下「残置物」という。)がある場合、賃貸人は、賃借人の費用負担により任意に残置物を処分することができるものとする。かかる処分を行ったことにより賃貸人が第三者から損害賠償請求を受ける等の損害、損失又は費用負担(以下「損害等」という。)を被った場合には、賃借人は、当該損害等の一切を賃貸人に対して補償する。

(造作買取請求権・有益費償還請求権)

第21条 本件建物の明渡しに際し、賃借人は、造作買取請求権を行使できないものとする。また、賃借人は、本件建物の明け渡しに際し、賃貸人に対し、その事由及び名目の如何にかかわらず本件建物の諸造作及び設備について支出した賃借人の必要費及び本件建物の改良のために費やした有益費等の償還請求又は移転料、立退料その他一切の請求はできないものとする。

(本契約の変更)

第22条 本契約は、貸貸人及び賃借人の書面による合意によってのみ変更することができる。

(通知義務)

第23条 賃借人は、自らの商号、本店所在地、代表者その他商業登記事項に重要な変更があったときは、遅滞なく文書をもって貸貸人に通知する。

(協議)

第24条 本契約に定めのない事項又は本契約に関して生じた疑義については、法令の規定及び慣習に従い、貸貸人と賃借人とが協議の上、これを決定するものとする。

(不当介入に関する通報報告)

第25条 賃借人は、この契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入等を受けた場合は、速やかに貸貸人への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告に当たっては、書面にて貸貸人及び管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。

3 前項ただし書きの場合において、賃借人は、後日、速やかに書面を作成の上、貸貸人及び管轄警察署に提出しなければならない。

4 貸貸人は、賃借人が不当介入等を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく通報報告を怠ったと認められるときは、葛飾区の契約から排除する措置を講ずることができる。

(管轄裁判所)

第26条 本契約に関して、貸貸人と賃借人との間に紛争が生じたときは、本件建物の所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、貸貸人及び貸借人の双方が記名
押印の上、各々1通を保有する。

平成29年3月17日

貸貸人 東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

葛飾区長 青木克徳



貸借人 千葉県安房郡鋸南町大六1032

株式会社R. project

代表取締役 丹 埜



本件建物の表示

- 1 所在地 東京都葛飾区柴又七丁目 12 番 19 号 (住居表示)
- 2 構造 鉄筋コンクリート造 地上4階・地下1階
- 3 延べ床面積 1680.97 m²
(内訳)・1階 419.47 m²
2階 474.38 m²
3階 376.57 m²
4階 350.47 m²
PH 16.68 m²
地下1階 43.40 m²
- 4 敷地の地番 東京都葛飾区柴又七丁目 1869 番 1
東京都葛飾区柴又七丁目 1866 番 3
東京都葛飾区柴又七丁目 1868 番 1
東京都葛飾区柴又七丁目 1869 番 3
東京都葛飾区柴又七丁目 1869 番 4
- 5 敷地面積 1633.73 m² (別添求積図参照)



借地借家法第38条第2項書面

平成29年3月17日

株式会社 R. project
代表取締役 丹埜 倫 様

賃貸人
東京都葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区
葛飾区長 青木 克徳

定期建物賃貸借契約についての説明

下記建物について、定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明いたします。

下記建物の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに下記建物を明け渡さなければなりません。

記

(建物の表示)

所 在	東京都葛飾区柴又七丁目12番19号 (住居表示)
構 造	鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階
延べ床面積	延べ床面積計 1680.97 m ² (内訳) 1階 419.47 m ² 2階 474.38 m ² 3階 376.57 m ² 4階 350.47 m ² PH 16.68 m ² 地下1階 43.40 m ²

上記建物につきましては、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

平成29年3月17日

千葉県安房郡鋸南町大六 1032

株式会社 R. project 代表取締役 丹埜

負担区分表

1 目的

本負担区分表は、葛飾区を賃貸人とし、株式会社 R. project を賃借人として、建物の修繕及び保守管理（法定点検、官公署への届出等も含む。）における賃貸人と賃借人の両者の負担を明確化し、賃貸借期間中の建物維持管理を円滑に行うことを目的として定めるものである。

2 項目

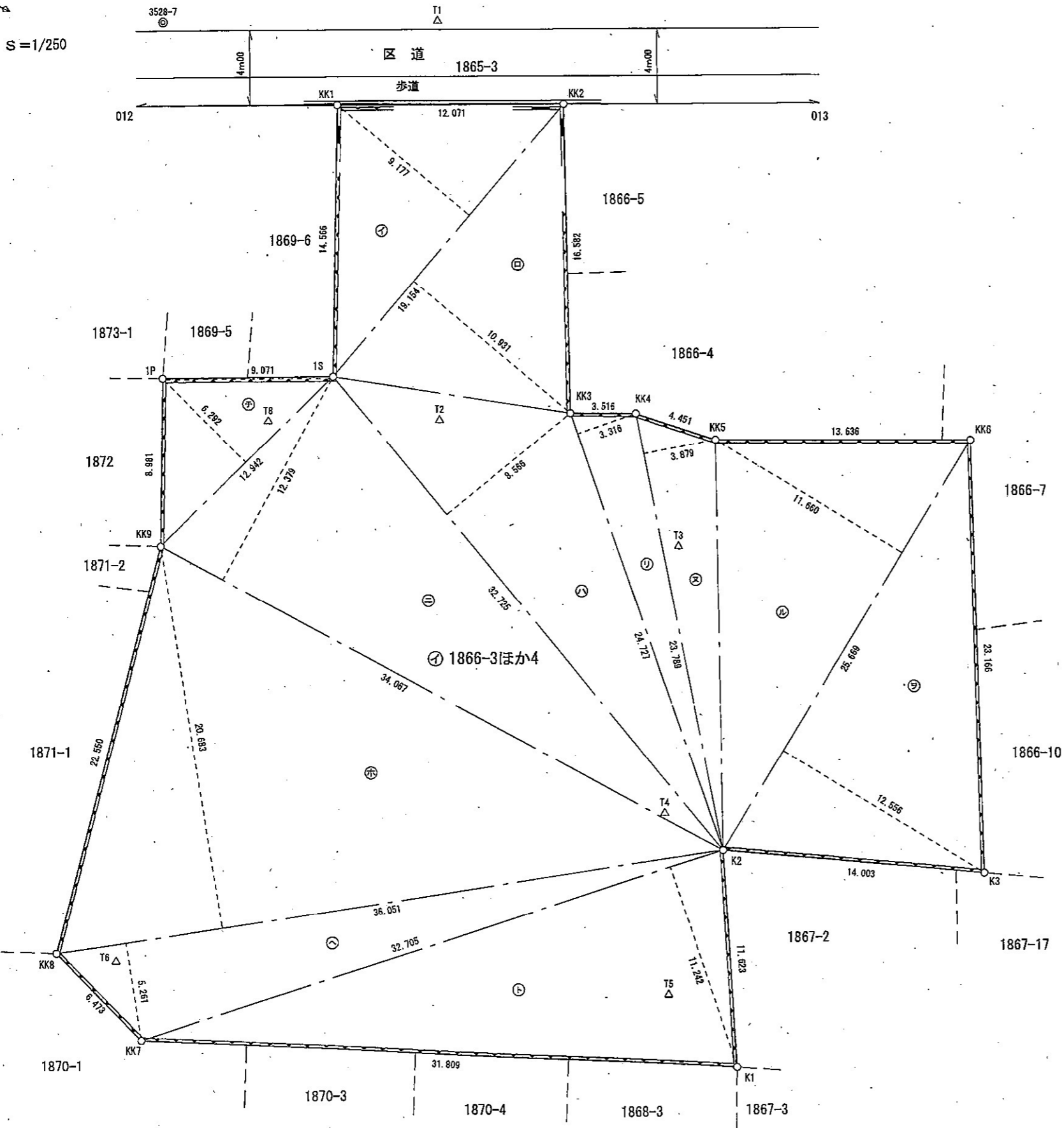
修繕及び保守管理の内容		負担区分	
		賃貸人	賃借人
建物外装及び躯体に係るもの（ただし、賃借人が改装、改修した部分を除く）		●	
内装に係るもの			●
外構に係るもの	敷地外周の塀、柵	●	
	敷地内の舗装	●	
	上記以外の外構の維持管理に関する こと		●
敷地内の清掃、除草及び植栽管理			●
電気設備に係るもの	高圧引込幹線設備	●	
	キュービクル（ただし、賃借人が増 設、改修した部分を除く）	●	
	幹線設備、分電盤、動力盤、警報盤 （ただし、賃借人が増設・改修した 部分を除く）	●	
	上記以外の電気設備等（各部屋の分 電盤を含む）		●
給排水衛生・空調設備 に係るもの	給水ポンプ及び高置水槽までの配管 設備（電源を含む）	●	
	排水ポンプ（電源を含む）	●	
	上記以外の給排水衛生、空調設備等		●
消防設備・防火設備に 係るもの	防火・防排煙設備（ただし、賃借人 が増設、改修した部分を除く）	●	
	上記以外の消防設備、防火設備等		●
上記以外の設備に係るもの			●
法定点検等	建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく建築物、外壁、建築設備 （昇降機を除く）の定期点検	●	
	上記以外の法令に基づく点検等		●

求積図

葛飾区柴又七丁目1866番3ほか4箇所



S=1/250



基準点座標リスト

点名	X座標	Y座標	備考
3528-7	-26993.163	4299.094	区基準点
T1	-26986.720	4312.217	基準点(鉄杭)
T2	-27005.935	4321.541	基準点(木杭)
T3	-27006.457	4335.972	"
T4	-27019.664	4341.493	"
T5	-27028.352	4345.885	"
T6	-27039.601	4318.537	"
T8	-27009.977	4313.368	"

境界点座標リスト

点名	X座標	Y座標	備考
KK1	-26993.093	4309.347	計算点
KK2	-26987.772	4320.183	"
KK3	-27002.563	4327.680	"
KK4	-27001.053	4330.856	"
KK5	-27000.473	4335.270	"
KK6	-26994.534	4347.545	"
K3	-27015.100	4358.209	既存成果値
K2	-27020.089	4345.124	"
K1	-27030.225	4350.813	"
KK7	-27042.809	4321.599	計算点
KK8	-27040.636	4315.501	"
KK9	-27018.521	4311.083	"
1P	-27010.374	4307.313	既存民会属標
1S	-27006.328	4318.432	既存民コンクリート杭

道路境界座標リスト

点名	X座標	Y座標	備考
012	-27001.618	4281.990	区画点
013	-26973.618	4349.001	"

求積表

地番	① 1866-3ほか4		
符号	底辺	高さ	倍面積
①	19.154	9.177	175.776258
②	19.154	10.931	209.372374
③	32.725	8.566	280.322350
④	34.067	12.379	421.715393
⑤	36.051	20.683	745.642833
⑥	36.051	5.261	189.664311
⑦	32.705	11.242	367.669610
⑧	12.942	6.292	81.431064
⑨	24.727	3.316	81.994732
⑩	23.789	3.879	92.277531
⑪	25.669	11.660	299.300540
⑫	25.669	12.556	322.299964
合計			3267.466960
合計面積			1633.7334800
地積			1633.73 m ²



庶務報告 No. 2
施設部
令和8年3月18日

専決処分（和解）の報告について

施設整備担当課

1 専決処分事項

和解

2 和解の相手方

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目9番5号

株式会社山下テクノス

代表取締役社長 山下 稔

3 対象契約

件名：（仮称）葛飾区柴又地域観光拠点施設改修工事工事監理等業務委託

履行場所：葛飾区柴又七丁目19番14号

履行期間：令和6年10月24日から令和7年11月28日まで

契約金額：2,809万1,030円

既支払額：840万円

4 事案の概要

(1) 令和6年10月23日に、区は相手方と対象契約を締結した。

この対象契約は、令和6年10月10日に締結した（仮称）葛飾区柴又地域観光拠点施設改修工事請負契約（以下「工事請負契約」という。）の工事監理を行うものである。

(2) 工事請負契約において、区と工事受注者である株式会社トーヨー富士工（以下「工事受注者」という。）は、設計図書の認識に齟齬があることに気付かずに、そのまま現場の施工を終わらせた。そのため、工事請負契約の工期満了間際に、

契約対象物の構造について、安全性の確認が必要となった。

- (3) 工事請負契約において、安全性の確認が必要になったことから、対象契約の履行に必要な、建築基準法に基づく検査済証の交付が受けられず、履行期間内に履行が完了できない事態となった。
- (4) 令和7年11月28日に、検査済証の交付が受けられない事態について、相手方にヒアリングを行った結果、対象契約の「監理業務技術者（構造）」の認識に区と相手方の間に齟齬があることが判明した。
- (5) 令和7年12月15日に、区、相手方及び工事受注者の3者で協議を行い、協力し早期に施設の引渡しを行うことで一致をみた。
相手方は、この協議に基づいて、安全性の早期確認のための構造再計算を行うこととなった。
- (6) (5)により安全性の確認が取れたことから、令和8年1月16日に検査済証の交付がされた。

5 和解の内容

- (1) 区及び相手方は、本和解の成立日をもって対象契約の業務の完了日及び履行期間満了日とし、検査及び引渡しの手続を進める。
- (2) 区は、相手方に対し、設計図書及び軽微な変更をもって検査を行う。
- (3) 区は、前号の検査合格後、相手方の請求に基づき契約代金の残額として金19,691,030円を相手方に支払う。
- (4) 区及び相手方は、令和7年11月29日以降に、相手方が行った、安全性確認のための構造再計算については、対象契約に含まれる業務内容とし、相手方は、区に対し別途請求しない。
- (5) 区は、令和7年11月29日から引渡し日までの期間を履行遅滞として取り扱わない。
- (6) 区及び相手方は、契約不適合責任、追完不履行時の契約解除、成果物の完成後の契約解除、損害賠償請求及び契約不適合責任期間に関しては本和解においても対象契約のとおりとする。
- (7) 区及び相手方は、区及び相手方との間には、対象契約に関し、本和解書に定

めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 専決処分年月日

令和8年2月19日

庶務報告	No. 3
施設	部
令和8年3月18日	

柴又川甚まちなみ館改修工事の検査未了事態について

施設整備担当課

1 趣旨

安全性の確認が必要となり、工期内に検査及び引渡しをすることができなかった標記改修工事及び同工事の工事監理等業務委託について、再発防止策を報告するもの

2 事態の発生に見られた主な問題点

今回の事態の発生に見られた主な問題点は、次のとおりと考える。

- (1) 工事監理業務等委託契約の際に、構造の監理業務技術者の設置について、監理受託者と認識の齟齬があるまま契約をした。
- (2) 設計図書の相違から生じた現場の施工方法の錯誤について、関係者全員が気づく機会を逸した。

3 問題点に対する原因分析

問題点に対する主な原因は、次のとおりと考える。

(1) 組織内におけるコミュニケーション不足

工事や委託業務における課題を早期に認識し、区として課題解決を図っていくためには、組織内における報告・連絡・相談が円滑に行われなければならない。

当該工事及び委託業務では、区職員である監督員が、工事受注者及び監理受託者から挙げられる問題点や課題を抱え込んでしまい、上司への報告・連絡・相談が遅滞し、結果として、区としての課題の認識に時間を要し、適切な対応がとれなかった。

(2) 区と工事受注者及び監理受託者とのコミュニケーション不足

円滑な工事の施工及び適正な品質の確保を図るためには、関係者間での適切な

コミュニケーションを確保し、遅滞のない応答により、問題解決の迅速化を図ることが必要不可欠である。

当該工事では、どこまでの業務を工事監理業務内容として委託するのかが曖昧なまま工事が進められたため、工事受注者及び監理受託者の協議及び相談先も曖昧となり、結果として、設計図書の相違から生じた現場の施工方法の錯誤に気付くことができなかった。

4 再発防止策

原因分析を受けて、再発防止策を以下のとおりとし、実施を徹底させる。

(1) 組織内におけるコミュニケーションと組織力の強化

工事受注者や監理受託者から挙げられる問題点や課題を、監督員が抱え込まないよう、どんなに些細な問題点や課題でも報告・連絡・相談することを徹底する。また、遠隔臨場やWEB会議等を活用し上司も会議に参加して、共に問題点や課題を共有し、解決策を検討するなど、組織として課題解決にあたる。

(2) 区と工事受注者及び監理受託者とのコミュニケーションの強化

工事受注者及び監理受託者からの質問、協議等に対して、「即日対応」することを基本とし、即日回答が困難な場合は、適切な時期に「回答期限」を設定するなど、「現場を待たせない」、「速やかに回答」という対応を各監督員に徹底する。

中小企業融資事業について

産業経済課

1 趣旨

区では、区内中小企業を対象として、様々な用途に応じた融資を金融機関へあつせんし、融資が実行された場合の信用保証料及び利子の補助を行う中小企業融資事業を実施している。令和8年度より、本事業の内容拡充等を行うため報告するもの

2 概要

区内企業の成長と稼ぐ力の強化促進を目的として、以下を実施する。

(1) 固定金利の見直し

現行の固定金利を廃止し、金融機関における金利設定の自由度を高めることで、企業がより低利で借入できる機会を創出する。

(2) 生産性向上・事業拡大融資の拡充

区内企業の業績改善・拡大等を目的とした本融資の本人負担を軽減し、生産性向上に取り組む企業への支援を強化する。本融資のあつせんは、事業計画書の作成と中小企業診断士との面談を条件とし、融資実行の翌年度に、業況や事業計画の進捗を確認するフォローアップ訪問相談を実施する。

		現行	令和8年度
(1) 年利 (全融資メニュー共通)		1.6%	1.6%以下
業 拡 大 融 資 (2) 生 産 性 向 上 ・ 事 業	利率 (本人負担)	0.3%	0.1%
	利率 (区補助)	1.3%	1.5%以下
	信用保証料の区補助	30万円まで	50万円まで
	あつせん限度額、最大口数	8,000万円、3口	変更なし
	返済期間	10年 (据置12か月以内)	変更なし

3 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ等のほか、融資あっせん制度のパンフレットや中小企業支援ガイドブックを作成し、金融機関や東京商工会議所葛飾支部など関係団体を通じて周知する。

庶務報告 No. 2
産業観光部
令和8年3月18日

しごと発見プラザかつしかの事業拡充について

産業経済課

1 事業概要等

しごと発見プラザかつしかは、平成19年度から区が実施している無料職業紹介所であり、区内事業所に対して、人材確保・人材定着の支援、求人開拓や各種情報提供を実施している。また、求職者に対しては、ニーズに合った求人紹介や個別カウンセリングをはじめとした伴走型支援を実施することで、区内事業所と求職者のマッチングを行っている。令和8年度より、しごと発見プラザかつしかの事業拡充を行うため報告するもの

2 事業対象者

- (1) 求職者・従業員
- (2) 区内事業所

3 拡充事業

- (1) 求職者・従業員向け

社会保険・労働問題に関する社会保険労務士による相談窓口を設置

- (2) 区内事業所向け

ア 区内事業所が抱えている潜在的な課題を明確化し、原因追究のための助言・各種情報提供等を行うなど人事コンサルティング要素を持ち合わせた（仮）人材なんでも相談室を設置

イ 国・都・区の各種補助金・助成金や事業等の周知をはじめ、雇用情勢や業界動向、労働法の法改正（カスハラ対策、熱中症対策強化、障害者の法定雇用率等）及び税制改正（年収の壁等）の最新の情報を相談時やSNS等で提供

4 周知方法

区公式ホームページ・区公式SNS、しごと発見プラザかつしかのホームページ・SNS、チラシ等のほか、庁内及び関係団体と連携して周知を行う。

【参考】しごと発見プラザかつしかの概要

- 1 場 所 青戸7-2-1 地域産業振興会館（テクノプラザかつしか）1階
- 2 利用料 無料
- 3 開設時間 月曜日～金曜日 時間 10：00～18：00（※）
土曜日（毎月第1・3週） 時間 10：00～17：00
（内職あっせんについては 毎週火・木曜 時間10:00～16:00）
（※）令和7年度は19：00まで
- 4 休業日 日曜日、祝日、第1・3週以外の土曜日
年末年始（12月29日～1月3日）
- 5 事業内容
 - （1）求職者支援：個別キャリアカウンセリング、適職診断、就職活動セミナー
面接会・イベントの実施、若者や就職氷河期世代の支援
 - （2）事業所支援：求人情報の登録・開拓、人材マッチング、雇用関連セミナー
 - （3）内職相談：内職の紹介・あっせん

庶務報告 No. 3
産業観光部
令和8年3月18日

機械設備メンテナンス等助成事業の新設について

商工振興課

1 事業内容

製造業を営む中小企業者が、工場内の製造に関する機器を健全な状態で維持し、高品質な製品を生産し続けられる環境を整えるため、長期間加工に使用されている機械設備のメンテナンス及び修理に要する経費の一部補助を行う。

さらに、本補助金の利用を契機として経営相談を活用することで、事業者の潜在的な経営課題を把握し、業務改善や経営の安定化に結び付ける機会としていく。

2 補助対象者

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する製造業を営む中小企業者であって、区内に主たる事業所を有するもの

イ 区の実施する経営相談において機械設備のメンテナンス計画を立てている事業者であること

3 補助内容

ア 補助対象経費

補助対象者が保有する製造から20年以上経っている加工に使用する機械設備のメンテナンス及び修理に要する経費

イ 補助率及び補助上限額

補助率 1/2 補助上限額 10万円

4 予算措置

10,000千円（令和8年度当初予算案に計上）

5 スケジュール

令和8年4月より実施（予定）

6 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ、区公式SNS等のほか、金融機関や東京商工会議所葛飾支部など関係団体を通じて周知する。

庶務報告 No. 4
産業観光部
令和8年3月18日

葛飾区観光経済実態調査の結果報告について

観光課

1 調査目的

葛飾区を訪れる観光客の実態把握及び観光入込客数の推計などを行うことにより、今後の観光による地域の賑わい創出や地域経済の活性化に寄与する観光施策の企画立案における基礎資料として活用するもの

2 調査内容

調査詳細は、別紙1のとおり

(1) 日本人観光客の来訪実態調査

- ①GPSデータを活用した調査
- ②インターネット調査（葛飾区訪問経験者・訪問未経験者）
- ③現地ヒアリング調査
- ④観光施設等アンケート調査

(2) 訪日外国人観光客の来訪実態調査

- ①GPSデータを活用した調査
- ②携帯電話基地局データを活用した調査
- ③現地ヒアリング調査
- ④観光施設等アンケート調査

(3) 事業者ヒアリング調査

3 調査結果の概要

(1) 葛飾区の観光入込客数（令和6年度）

- ①日本人観光入込客数（年間）は約298万人の推計であった（調査結果報告書12頁）。
- ②日本人観光入込客数（年間）が多い区内地域は、柴又地域が約181万人（60%）、次いで亀有地域が約115万人（38%）、金町・水元地域が約83万人（28%）であった（調査結果報告書13頁）。

③訪日外国人観光入込客数（年間）は約59万人と推計され、国籍・地域別では台湾が約12万人（21%）、次いで韓国と中国が約10万人（17%）、香港が約4万人（7%）、フィリピンが約3万人（5%）、米国とヨーロッパがそれぞれ約2.5万人（4%）であった（調査結果報告書48頁）。

（2）宿泊利用実態

①日本人観光客では、葛飾区観光の訪問形態として「日帰り」が約72%、「区内宿泊」が約11%、「区外宿泊」が約17%であった（調査結果報告書22頁）。

②葛飾区訪問経験者の日本人観光客が区内宿泊施設を利用した理由としては、「目的地へのアクセス・交通の便」が約44%、次いで「宿泊料金が手頃」が約35%であった（調査結果報告書23頁）。

③訪日外国人観光客では、「区内宿泊」が約7%であり、「区外宿泊」が約93%であった（調査結果報告書52頁）。

④訪日外国人観光客の区内宿泊施設の利用理由としては、「宿泊料金が手頃」が約44%、次いで「空港（成田・羽田）へのアクセスが便利」が約35%、「目的地へのアクセス・交通の便」が約30%であった（調査結果報告書53頁）。

（3）人流動態

①日本人観光客の訪問地としては、「柴又地域のみ」が約19%、「亀有地域のみ」が約11%、「柴又地域と亀有地域」が約10%、「柴又地域と金町・水元地域」が約6%であった。また、近接地の観光スポット「東京スカイツリー・東京ソラマチ」や「浅草寺・仲見世商店街」から、柴又地域などへの回遊する動きが一定数存在している（調査結果報告書28～34頁）。

②訪日外国人観光客の訪問地として、柴又地域の訪問では「柴又地域のみ訪問」が多く、次いで「東京都内の観光地（葛飾区以外）」、「亀有地域」であった。亀有地域の訪問では「亀有地域と柴又地域」が多く、次いで「亀有地域のみ」、「東京都内の観光地（葛飾区以外）」であった。また、葛飾区を訪れた前後の訪問地では「墨田区」が多く、葛飾区を訪れた後の訪問地として、墨田区に次いで多いのは「千葉県成田市」であった。葛飾区訪問前後の宿泊地としては、「台東区」が多い（調査結果報告書58～61頁）。

(4) 観光消費額

①日本人観光客の葛飾区内での1人当たり観光消費額は13,823円であり、その内、日帰り客は8,048円、区内宿泊客は44,794円（内、宿泊費12,462円）、区外宿泊客は15,431円であった（調査結果報告書35頁）。

②訪日外国人観光客の葛飾区内での1人当たり観光消費額は10,818円であり、区内宿泊客は29,728円（内、宿泊費11,757円）、区外宿泊客は9,329円であった（調査結果報告書62頁）。

(5) 葛飾区訪問未経験者（日本人観光客）

観光情報原は、「テレビ」が約34%、「その他インターネット」が約31%、「雑誌・ガイドブック」と「Youtube、TikTok等の動画共有サイト」がそれぞれ約29%であった（調査結果報告書36頁）。

(6) 旅行中の災害時に求められる対応

①災害時に必要な情報は、日本人観光客及び訪日外国人観光客ともに、「公共交通機関の運行状況」、「安全な避難先・行き方」、「食料や水の提供場所、給水所の情報」などであった（調査結果報告書44・63頁）。

②災害時に必要な支援物資は、日本人観光客及び訪日外国人観光客ともに、「食料・飲料水」、「携帯電話のモバイルバッテリー」、「医薬品・応急処置用品」、「簡易トイレや衛星用品」などであった（調査結果報告書45・64頁）。

(7) 事業者ヒアリング調査（調査結果報告書65～68頁）

①令和6年の日本人観光客と訪日外国人観光客の比率は区内事業者では8：2、区外事業者では4：6であった。

②令和6年の日本人観光客の動向としては、観光客数は「横ばい～増加傾向」であり、年代としては10代～60代と幅はあるが、50代以上という回答が多かった。

③令和6年の訪日外国人観光客の動向としては、観光客数は「増加傾向」であり、年代としては20代～60代までと幅はあるが、日本人より若い傾向がみられるという回答であった。また、国籍は「亀有地域」は台湾、「柴又地域」や「四つ木・立石地域」は欧米を挙げる回答が多かった。

4 調査結果の考察

- (1) 葛飾区を訪問する日本人観光客は、新型コロナウイルスの感染が拡大した令和2～3年度から、令和4年度には回復基調となり、その後増加傾向が続いている。訪日外国人観光客は増減があるものの、直近では増加している。
- (2) 日本人及び訪日外国人観光客ともに年代は10代～60代と幅広く、若年層の観光客も増えていると見受けられる。
- (3) 訪日外国人観光客の国籍と訪問地から、台湾は「こち亀＝亀有地域」、米国とヨーロッパは「歴史・文化＝柴又地域」や「キャプテン翼＝四つ木・立石地域」というように目的があると考えられる。
- (4) 葛飾区内の宿泊施設利用としては、目的地までや空港へのアクセスを理由とした利用が多いことから、葛飾区の前後訪問地への観光PRが有益と考えられる。
- (5) 区内観光消費額については、日帰りよりも区内宿泊利用の方が高いことから、宿泊利用者の区内観光への誘客が地域経済の活性化に貢献できるものと考えられる。
- (6) 観光客が観光先を検討する上で活用する情報収集源は、テレビやSNSといったデジタルが目立つが、ガイドブックのように紙媒体を求める層もあることから、デジタルと紙の双方による情報発信が必要であると考えられる。
- (7) 観光客が災害時に必要とする情報や支援物資は、観光客に特化したものではないと見受けられるため、求められる情報などの提供方法について検討していく必要がある。

5 今後の主な取組

- (1) 区内を訪れる観光客は、若年層の訪問も増加傾向であり、柴又や亀有の地域からも若年層が増えているという声がある。観光情報発信として、情報の拡散力が高いと考えられる若年層へのアプローチをSNSなど活用して強化していく。
- (2) 観光消費額については、日帰り客よりも区内宿泊利用客が高いことから、区内宿泊施設との連携した観光PRに取り組んでいく。

- (3) 区内宿泊施設利用は目的地や空港へのアクセスを理由としている傾向があることから、前後訪問地との連携を検討し、広域での観光PRに取り組んでいく。
- (4) 観光情報発信の手法としては、SNSやインフルエンサーなど若年層への効果が高い手法を積極的に活用するほか、紙媒体である観光ガイドマップの刷新などに取り組んでいく。
- (5) 観光客への災害時対応は、イベント時や情報発信への取り組みの中で効果的な手法を検討していく。

6 調査結果報告書

別紙2のとおり

葛飾区観光経済実態調査 調査内容

1 日本人観光客の来訪実態調査

(1)GPSデータを活用した調査
区内に任意で定めた観光スポットより20km以上離れた出発地からの来訪者調査
(2)インターネット調査
<p>①調査方法 楽天インサイト株式会社の登録モニター(約220万人)から全国15歳以上の男女を対象に調査</p> <p>②調査時期 令和7年11月20日から28日</p> <p>③調査対象 葛飾区を除く東京都在住、または東京都以外の都道府県に在住し、令和6年4月1日以降に観光目的での葛飾区訪問経験者・未経験者</p> <p>④回収数 合計 1,403票 内訳 訪問経験者 1,043票 訪問未経験者 360票</p>
(3)現地ヒアリング調査
<p>①調査方法 対面調査</p> <p>②調査時期 令和7年8月15日から17日及び8月19日から20日</p> <p>③調査場所・調査対象 JR亀有駅南口・柴又帝釈天前を訪れた16歳以上の男女</p> <p>④回収数 合計 320票 内訳 JR亀有駅南口 124票 柴又帝釈天前 196票</p>
(4)観光施設等アンケート調査
<p>①調査方法 柴又観光案内所、寅さん記念館、山本亭、亀有観光案内所、こち亀記念館に設置したWEBアンケート調査</p> <p>②調査時期 令和7年8月27日から9月30日</p> <p>③調査対象 (4)①を訪れた16歳以上の男女</p> <p>④回収数 合計 125票</p>

2 訪日外国人観光客の来訪実態調査

(1)GPSデータを活用した調査
スマートフォンアプリの位置情報記録を活用した区内訪日外国人来訪者調査
(2)携帯電話基地局データを活用した調査
株式会社ドコモ・インサイトマーケティングが提供する「モバイル空間統計訪日外国人動態(定量分析)」を用いて、令和6年4月と10月に区内を訪れた訪日外国人来訪者
(3)現地ヒアリング調査
①調査方法 対面調査 ②調査時期 令和7年8月15日から17日及び8月19日から20日 ③調査場所 JR亀有駅南口・柴又帝釈天前を訪れた16歳以上の男女 ④回収数 合計 220票 内訳 JR亀有駅南口 83票 柴又帝釈天前 137票
(4)観光施設等アンケート調査
①調査方法 柴又観光案内所、寅さん記念館、山本亭、亀有観光案内所、こち亀記念館、区内宿泊施設に設置したWEBアンケート調査 ②調査時期 令和7年8月27日から9月30日 ③調査対象 (4)①を訪れた16歳以上の男女 ④回収数 合計 95票

3 事業者ヒアリング調査

①調査方法 対面調査又は書面調査 ②調査時期 令和7年8月28日から10月31日 ③調査対象 観光に携わっている区内外の民間事業者 ④事業者数 合計18事業者 内訳 区内事業者 11 区外事業者 7
--

葛飾区観光経済実態調査

報告書

令和8年3月

葛飾区産業観光部観光課

葛飾区観光経済実態調査 報告書

目次

第1章	調査の目的と概要	4
1.1.	調査の目的	4
1.2.	調査の概要	4
1.3.	調査対象地域	5
1.4.	葛飾区の概況	6
第2章	日本人観光客の来訪実態	12
2.1.	日本人観光入込客数	12
2.2.	日本人観光客の来訪実態	15
2.3.	日本人観光客の人流動態	28
2.4.	葛飾区内での日本人観光消費額	35
2.5.	葛飾区訪問未経験者の葛飾区観光に対する意識	36
2.6.	帰宅困難者数の推計と旅行中の災害時に求められる対応	41
2.7.	RESAS観光マップを活用した周辺地域との比較	46
第3章	訪日外国人観光客の来訪実態	48
3.1.	訪日外国人観光入込客数	48
3.2.	訪日外国人観光客の来訪実態	50
3.3.	訪日外国人観光客の人流動態	58
3.4.	葛飾区内での訪日外国人観光消費額	62
3.5.	旅行中の災害時に求められる対応	63

第4章 事業者ヒアリング調査	65
4.1. 事業者ヒアリング調査の概要	65
4.2. 事業者ヒアリング調査結果	65
第5章 観光振興による地域経済活性化に向けて	69
5.1. 葛飾区観光の現状	69
5.2. 葛飾区観光の課題	70
5.3. 観光振興による地域経済の活性化に向けた提案	71

◎比率は全て百分率で表し、小数点第2位（または第1位）を四捨五入しているため、個々の回答比率の合計が100%にならないことがある。

◎複数回答できる設問の場合、回答比率の合計が100%を超えることがある。

例言

1. 本書は、葛飾区産業観光部観光課が株式会社サーベイリサーチセンター（東京都荒川区西日暮里 2-40-10）に委託して実施した調査報告書である。

2. 葛飾区観光経済実態調査は、葛飾区を訪れる観光客の実態及び観光消費の動向等を把握し、葛飾区の観光を地域の賑わい創出による地域活性化に貢献する一産業として位置づけ、今後の観光施策の企画立案における基礎資料として活用することを目的に実施しているもので、今まで葛飾区では下記の観光関連の調査報告書を刊行している。

平成 17 年度調査：『葛飾区観光基礎調査報告書』葛飾区地域振興部産業経済課（平成 18 年 3 月刊行）

平成 22 年度調査：『葛飾区観光経済実態調査報告書』葛飾区地域振興部産業経済課（平成 23 年 3 月刊行）

平成 26 年度調査：『葛飾区観光経済調査』葛飾区地域振興部観光課（平成 27 年 2 月刊行）

平成 29 年度調査：『葛飾区観光経済実態調査報告書』葛飾区産業観光部観光課（平成 30 年 2 月刊行）（以下、「前回調査」という。）

第1章 調査の目的と概要

1.1. 調査の目的

葛飾区では、「観光」を地域の賑わい創出による地域活性化に貢献する一産業として位置付けている。インバウンド戦略を含めた国内外へのPRや効果的な誘客事業など、今後の観光施策の企画立案における基礎資料の作成を目的として、葛飾区を訪れる観光客の実態及び観光消費の動向等の把握を行った。

また、近年の地震や集中豪雨などの自然災害が多くなっている状況を踏まえて、観光客及び観光事業者の危機管理に関する意見を調査したものである。

1.2. 調査の概要

主として令和6年度（2024年度）を対象期間とし、葛飾区内の観光地における入込客数及び観光消費額推計のための観光客実態調査、民間事業者等から見た区内観光の実態等を把握するための事業者調査及び外国人観光客の区内観光地への来訪実態調査を以下のとおり実施した。

1) 共通事項

本調査で使用する用語や定義については、原則として国土交通省観光庁作成の「観光入込客統計に関する共通基準」（以下「共通基準」という。）に基づくものとする。

2) 日本人観光客実態調査

葛飾区内の観光客の動向や観光消費額、葛飾区の強みを把握するため、日本人を対象として下記の調査を実施した。調査対象の詳細を**表 1-1**に示す。

- ・GPSデータを活用した調査
- ・インターネット調査（葛飾区訪問経験者および訪問未経験者対象）
- ・現地ヒアリング調査および観光施設等アンケート調査

3) 訪日外国人観光客実態調査

葛飾区における外国人観光客の観光動向や人流動態、観光消費額等の実態を把握するため、下記の調査を実施した。調査対象の詳細を**表 1-1**に示す。

- ・基地局データを活用した調査
- ・GPSデータを活用した調査
- ・現地ヒアリング調査および観光施設等アンケート調査

表 1-1 観光客実態調査の対象

調査名称	調査手法 報告書での表記	調査対象者	(調査対象者の居住地の範囲)		
			葛飾区内 在住者	葛飾区から 20km圏内 在住者	葛飾区から 20km圏外 在住者
日本人観光客 実態調査	GPSデータを 活用した調査 GPS	発地（居住地に相当）から20km以上離れた登録観光スポットを訪問した日本人（勤務地域を除く）	×	×	○
	インターネット調査 (葛飾区訪問経験者) ネット	2024～2025年度に観光・レジャー目的で葛飾区を訪問した日本人（葛飾区民を除く）	×	○	○
	インターネット調査 (葛飾区訪問未経験者) ネット	2024～2025年度に観光・レジャー目的で葛飾区を訪問していない日本人（葛飾区民を除く）	×	○	○
	現地ヒアリング調査 および観光施設等 アンケート調査 アンケート	調査時期（2025年8～9月）に調査地点（柴又および亀有）を訪問した日本人	○	○	○
訪日外国人 観光客実態調査	基地局データを 活用した調査 基地局	ローミング情報をもとに計測された、葛飾区内に一定時間※滞在した訪日外国人観光客（※区単位：2時間以上、メッシュ単位：1時間以上）			
	GPSデータを 活用した調査 GPS	葛飾区内でスマートフォンアプリの位置情報ログが連続して2回以上記録された訪日外国人			
	現地ヒアリング調査 および観光施設等 アンケート調査 アンケート	調査時期（2025年8～9月）に調査地点（柴又および亀有）を訪問した訪日外国人			

4) 事業者ヒアリング調査

葛飾区を訪れる観光客の動向を事業者目線で把握するとともに、葛飾区の観光に関する関連事業者の意見を把握するため、葛飾区内外の観光関連事業者（区内宿泊事業者を含む）を対象としたヒアリング調査を実施した。なお、今回の調査では国内外から葛飾区を訪れる観光客への災害時対応に関する考え方についても調査することとした。

1.3. 調査対象地域

本調査では、葛飾区内の調査対象地域を下表のように設定した。このほか、区外近隣観光地（浅草、東京スカイツリー、上野、松戸、柏等）も調査対象地域としている。

表 1-2 調査対象地域（葛飾区内）

観光地域	地名（五十音順）
①柴又地域	鎌倉、柴又
②金町・水元地域	金町、金町浄水場、新宿、西水元、東金町、東水元、水元、水元公園、南水元
③堀切地域	小菅、宝町、東堀切、堀切
④亀有地域	亀有、白鳥、西亀有
⑤四つ木・立石地域	お花茶屋、立石、東立石、東四つ木、四つ木
⑥新小岩地域	奥戸、新小岩、西新小岩、東新小岩
その他地域	青戸、高砂、細田

1.4. 葛飾区の概況

1) 位置

葛飾区は東京都の東北端に位置し、区の中心部（京成青砥駅）から日本橋の全国里程元標まではおよそ 10.1 キロメートルの距離にある。江戸川と荒川に挟まれ、区の中央部を中川、新中川が流れる、水と緑に恵まれた地域である。西に足立区・墨田区、南に江戸川区、北は大場川を境に埼玉県八潮市・三郷市、東は江戸川を境に千葉県松戸市に接している。



図 1-1 葛飾区の位置（葛飾区史ウェブサイトより引用）

2) 面積と人口

葛飾区の面積は 34.80 平方キロメートルであり、東京都の 23 の特別区のうち 7 番目に大きい。世帯数はおおよそ 25 万世帯、人口はおおよそ 47 万人の規模である（令和 7 年 4 月 1 日現在）。

表 1-3 葛飾区の世帯数と人口（令和 7 年 4 月 1 日現在）

(単位：世帯)		(単位：人)		
	全体	全体		
世帯数	254, 618	男性	女性	
人口	470, 812	234, 482	236, 330	
[構成比]	[100.0%]	[49.8%]	[50.2%]	

3) 交通

葛飾区を通る主要な道路は、四つ木地域と金町・水元地域を通過する国道6号線(通称水戸街道)のほか、足立・北・杉並区など都西部方面と江戸川区臨海部とを連絡する環状7号線道路が亀有地域と奥戸地域を南北に通過している。

鉄道はJR線と京成線、北総線が主に西方向に通っている。区北部にはJR常磐線が亀有地域(亀有駅)と金町・水元地域(金町駅)を通り、南部にはJR総武線が新小岩地域(新小岩駅)を通っている。また、JR常磐線と総武線の間を京成線が通っている。京成線は、京成上野駅から成田空港駅を結ぶ京成本線(堀切菖蒲園・お花茶屋・青砥・京成高砂駅)と、押上駅と青砥駅を結び都営浅草線・京急線へ乗り入れている京成押上線(四ツ木・京成立石駅)が通っており、本線と押上線とは青砥駅で連絡している。京成高砂駅からは、柴又駅、京成金町駅を結ぶ京成金町線があり、京成金町駅はJR常磐線金町駅と近距離に位置している。さらに、京成高砂駅は成田空港駅を結ぶ北総線の発着駅ともなっており、新柴又駅が所在する。葛飾区は、東西に成田空港と羽田空港という空の玄関口を擁し、いずれへも鉄道で往来できる良好なアクセス環境にある。

4) 観光資源

葛飾区は、下町情緒と水辺環境が調和した地域である。映画『男はつらいよ』の舞台として知られる柴又地域には「柴又帝釈天」や「帝釈天参道」があり、全国的な知名度を持つ。漫画『こちら葛飾区亀有公園前派出所』の舞台として知られる亀有地域には、2025年3月に「こち亀記念館」が開館した。金町・水元地域には「水元公園」、堀切地域には「堀切菖蒲園」、四つ木・立石地域には文化施設「かつしかシンフォニーヒルズ」などがあり、歴史・文化・自然などが多様に集積している。

表 1-4 葛飾区内の主な観光・レジャースポット

観光地域	ジャンル名称	スポット名称
①柴又地域	神社・寺院・教会	柴又帝釈天(日蓮宗経栄山題経寺)
	神社・寺院・教会	柴又八幡神社
	参道	帝釈天参道
	美術館・博物館	寅さん記念館(柴又公園)
	美術館・博物館	葛飾かまくら郷土資料館
	建造物	山本亭
	その他	矢切の渡し
	その他	フーテンの寅像・見送るさくら像
	その他	映画の碑
	②金町・水元地域	神社・寺院・教会
神社・寺院・教会		葛西神社
庭園・公園		水元公園
庭園・公園		新宿交通公園
動植物園・水族館		葛飾区金魚展示場
スポーツ施設		葛飾にいじゅくみらい公園運動場
スポーツ施設		水元スポーツセンター
③堀切地域	庭園・公園	曳舟川親水公園
	庭園・公園	堀切水辺公園
	庭園・公園	小菅東スポーツ公園
	庭園・公園	小菅西公園
	動植物園・水族館	堀切菖蒲園
④亀有地域	神社・寺院・教会	香取神社
	庭園・公園	上千葉砂原公園
	庭園・公園	西亀有せせらぎ公園
	美術館・博物館	こち亀記念館
	美術館・博物館	葛飾区郷土と天文の博物館
	文化・芸術	かめありリリオホール
	その他	こち亀銅像
	その他	こち亀デザインマンホール
⑤四つ木・立石地域	神社・寺院・教会	熊野神社
	庭園・公園	渋江公園
	庭園・公園	四つ木つばさ公園
	駅	京成四つ木駅
	文化・芸術	かつしかシンフォニーヒルズ
	その他	キャプテン翼銅像
	その他	トミカデザインマンホール
	その他	リカちゃんデザインマンホール
⑥新小岩地域	神社・寺院・教会	上品寺(えんま大王像)
	庭園・公園	西新小岩五丁目公園(モンチッチ公園)
	庭園・公園	奥戸ローズガーデン
	庭園・公園	葛飾あらかわ水辺公園
	庭園・公園	外谷汐入庭園
	スポーツ施設	奥戸総合スポーツセンター
	その他	モンチッチ銅像
	その他	モンチッチデザインマンホール
⑦青戸・高砂地域	庭園・公園	葛西城社公園
	庭園・公園	鎌倉公園

葛飾区ゆかりのキャラクターを活用した事業

キャラクター銅像

葛飾区には、地域の魅力を象徴する銅像が点在している。柴又地域の「フーテンの寅像」「見送るさくら像」や亀有地域の「両津勘吉像」等は、映画や漫画と街を結び付ける存在であり、観光客にとって分かりやすい目印となっている。これらの銅像は、撮影スポットとして親しまれているとともに、物語性を通じて葛飾区らしい下町の個性を伝える役割を果たしている。

表 1-5 葛飾区内に設置されている銅像

観光地域	名称	設置場所
①柴又地域	寅さん（男はつらいよ）	
	○ フーテンの寅像	京成柴又駅前広場
	○ 見送るさくら像	京成柴又駅前広場
④亀有地域	こち亀（こちら葛飾区亀有公園前派出所）	
	○ 両津勘吉像	JR亀有駅北口正面
	○ 両津勘吉祭り姿像	亀有リリオパーク入口前
	○ 少年両さん像	ゆうろーどポケットパーク内
	○ 少年よ、あの星を目指せ！両さん像	亀有香取神社境内
	○ ダブルピース両さん像	葛飾葛飾区立亀有公園内
	○ 敬礼両さん像	亀有血液センター入口前
	○ 麗子像	亀有地区センター内
	○ 中川像	リリオ式番館入口前
	○ サンバ両さん像	亀有中央商店街 靴の東洋前
	○ 本田像	亀有信用金庫本店前
	○ ワハハ両さん像	旧亀有名画座跡地前
	○ 薔薇と麗子像	JR亀有駅北口駅前交番横
	○ ひとやすみ両さん像	葛飾葛飾区立亀有公園内
	○ ようこそ亀有へ両さん像	JR亀有駅南口交通島内
	○ ようこそ こち亀の街へ！ 両津・中川・麗子がお出迎え！像	JR亀有駅南口正面
⑤四つ木・立石地域	キャプテン翼	
	○ 大空翼	四つ木つばさ公園
	○ ロベルト本郷と大空翼	めだかの小道
	○ 日向小次郎	四つ木公園
	○ 石崎了	四ツ木駅前ポケットパーク
	○ 中沢早苗	葛飾郵便局前
	○ 岬太郎	渋江公園
	○ 大空翼（ヒールリフト）	立石一丁目児童遊園
	○ 若林源三	立石みちひろば
	○ 大空翼（ツインシュート）	東京都立南葛飾高等学校正門横
⑥新小岩地域	モンチッチ	
	○ モンチッチ像	JR新小岩駅 北口駅前広場内
	○ モンチッチ この指とまれ像	JR新小岩駅 北口駅前広場内

葛飾ゆかりのキャラクターを活かしたデザインマンホール蓋

葛飾区には、地域の文化や物語を表現したデザインマンホールが設置されている。『こちら葛飾区亀有公園前派出所』や『モンチッチ』といったゆかりの作品をモチーフにしたものが多く、街歩きの中で楽しめる観光資源となっている。また、下水道広報プラットフォーム（GKP）と共同でマンホールカードを発行している。

表 1-6 葛飾区内のデザインマンホール蓋

観光地域	名称	設置場所
	こち亀	
【④亀有地域】	○両津勘吉	JR亀有駅北口亀有公園の角
【④亀有地域】	○中川圭一	JR亀有駅北口駅前
【④亀有地域】	○秋本・カトリーヌ・麗子	JR亀有駅南口駅前のリリオパークの角
【④亀有地域】	○本田速人	JR亀有駅北口駅前のバスターミナルの角
【④亀有地域】	○麻里愛	JR亀有駅北口の敬礼両さん像の近く
【④亀有地域】	○大原次郎	JR亀有駅南口亀有銀座商店街の少年両さん像の近く
	トミカ	
【⑤四つ木・立石地域】	○トミカ（イエロー）	立石4丁目
【⑤四つ木・立石地域】	○トミカ（レッド）	立石7丁目
【⑦青戸地域】	○トミカ（ブルー）	青戸3丁目
	リカちゃん	
【⑤四つ木・立石地域】	○リカちゃん（堀切菖蒲園）	立石4丁目
【⑦青戸地域】	○リカちゃん（葛飾納涼花火大会）	青戸4丁目
【⑦青戸地域】	○リカちゃん（水元公園）	青戸3丁目
	モンチッチ	
【⑥新小岩地域】	○モンチッチデザインマンホール	JR新小岩駅 北口駅前広場 1箇所
【⑥新小岩地域】	○モンチッチデザインマンホール	JR新小岩駅 北口東北広場 4箇所
【⑥新小岩地域】	○モンチッチデザインマンホール	JR新小岩駅 南口 5箇所

5) 宿泊施設

台東区や墨田区などと比べると宿泊機能の集積度は高くないが、比較的落ち着いた滞在環境を提供している点が葛飾区の特徴と言える。葛飾区では駅周辺のビジネスホテルに加え、いわゆる「民泊」を含む住宅型宿泊施設が多く、下町の日常に近い滞在が可能となっている。都心や空港へのアクセスの良さを踏まえると、観光地密集型の地域を補完する滞在先として位置付けられる。

葛飾区の旅館業一覧表によると、令和7年3月31日時点で旅館・ホテル営業が306施設、簡易宿所営業が29施設、計335施設である。なお、葛飾区内の大規模ホテル（50室以上）は新小岩地域に集中している（表1-7）。

表1-7 葛飾区内の主な宿泊施設（50室以上）

観光地域	名称	客室数
③堀切地域	スマイルホテル東京綾瀬駅前	168室
⑥新小岩地域	スマイルホテル東京新小岩	232室
	スーパーホテル東京・JR新小岩	110室
	サイプレスイン東京	70室
その他地域（青戸）	ホテルアカイ	54室

住宅宿泊事業法に基づく、いわゆる「民泊」も葛飾区内に複数立地しており、近年増加傾向にあるものとみられる。葛飾区の住宅宿泊事業施設一覧表をみると、令和7年11月30日時点で352施設の届出が出ていることがわかる（ただし、これらの施設は事業者より情報の公表について同意が得られた住宅宿泊施設のみであり、葛飾区内の全ての施設を網羅しているわけではない点に留意が必要）。

第2章 日本人観光客の来訪実態

2.1. 日本人観光入込客数

GPSデータとインターネット調査結果を用いて葛飾区（全域）の日本人観光入込客数を推計したところ、令和6年度は年間298.4万人回¹となった。新型コロナウイルスの感染が拡大した令和2～3年度は年間200万人回を下回っていたが、令和4年度には回復基調となり、その後増加傾向が続いている。

令和6年度の年間298.4万人回のうち、宿泊客数は11%（33.1万人回）、日帰り客数は89%（265.3万人回）を占める。

表2-1 葛飾区（全域）の日本人観光入込客数

(単位：千人回)

	観光入込客数（推計値）		
	観光入込客数（推計値）	宿泊客数	日帰り客数
令和2年度（2020年度）	1,756	149	1,607
令和3年度（2021年度）	1,893	171	1,722
令和4年度（2022年度）	2,687	282	2,405
令和5年度（2023年度）	2,810	289	2,522
令和6年度（2024年度）	2,984	331	2,653

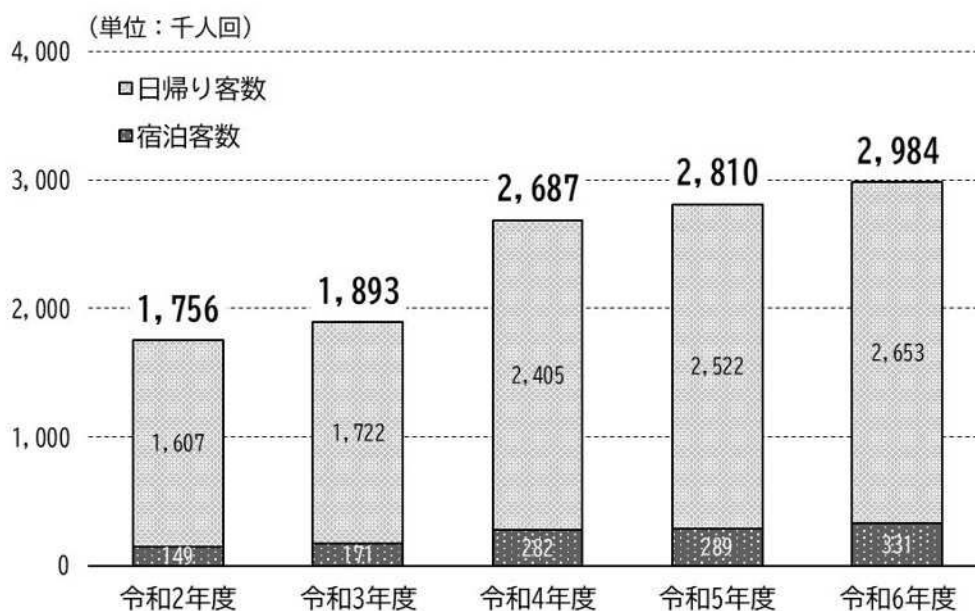


図2-1 葛飾区（全域）の日本人観光入込客数の推移

¹ 「人回」とは、1人の人が葛飾区を3回訪れた場合に3とカウントする単位である。

次に、令和6年度における調査対象地域別の観光入込客数を示す。先に推計した葛飾区（全域）の観光入込客数に対し、インターネット調査結果から得られた調査対象地域の訪問率を乗じることによって推計する。

観光入込客数が最も多い地域は【①柴又地域】であり、年間181.9万人回と推計される。次いで、【④亀有地域】が多く年間115.5万人回と推計される。

表 2-2 調査対象地域の観光入込客数（令和6年度）

		観光入込客数（推計値）	
		（単位：千人回）	訪問率 （ネット調査結果より推計）
令和6年度 (2024年度)	葛飾区（全域）	2,984	100.0%
	①柴又地域	1,819	60.9%
	②金町・水元地域	839	28.1%
	③堀切地域	441	14.8%
	④亀有地域	1,155	38.7%
	⑤四つ木・立石地域	403	13.5%
	⑥新小岩地域	387	13.0%
	地域延べ合計	5,043	169.0%

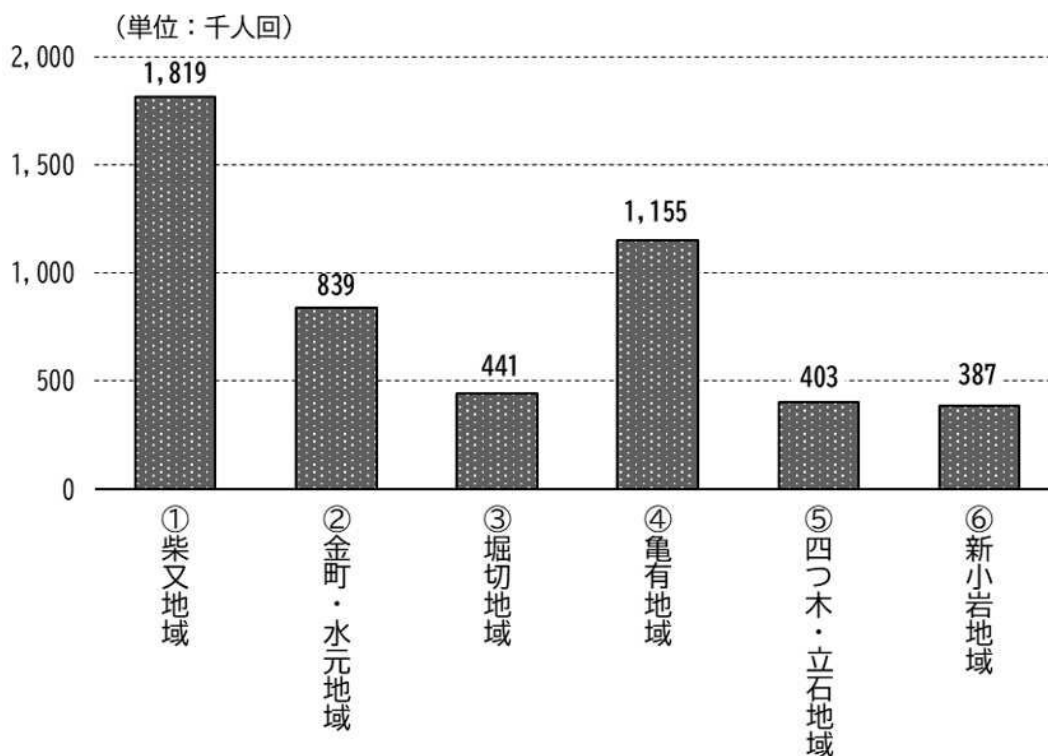


図 2-2 調査対象地域の日本人観光入込客数（令和6年度）

過去の観光入込客数との相違

葛飾区の観光入込客数の算出について、今回（令和6年度）はGPSデータに基づく推計方法を採用した。したがって、平成26～28年度の推計結果とは単純に比較できないことに留意されたい。なお、平成26～28年度当時の推計方法と比較すると、GPSデータに基づく推計方法では【②金町・水元地域】の観光入込客数が少なく、【③堀切地域】【④亀有地域】【⑤四つ木・立石地域】の観光入込客数が多い傾向がみられる。【②金町・水元地域】については、平成26～28年度当時は水元公園の駐車台数をもとに推計しており、地元客による日常的な利用者が含まれていた可能性が考えられる。

参考までに、インターネット調査結果における令和6年度の調査対象地域の訪問率を用いて、令和2～5年度の調査対象地域別の観光入込客数を算出した結果を表2-3に示す。

表 2-3 調査対象地域の日本人観光入込客数の推移

	(参考) 過去の観光入込客数			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	平成26年度	平成27年度	平成28年度					
葛飾区(全域)	-	-	-	1,756	1,893	2,687	2,810	2,984
①柴又地域	1,664	1,743	1,835	1,070	1,154	1,638	1,713	1,819
②金町・水元地域	1,526	1,621	1,921	493	532	755	790	839
③堀切地域	83	111	97	260	280	397	415	441
④亀有地域	426	428	428	679	732	1,040	1,087	1,155
⑤四つ木・立石地域	130	131	131	237	256	363	380	403
⑥新小岩地域	-	-	-	227	245	348	364	387
地域延べ合計	3,829	4,034	4,412	2,967	3,199	4,541	4,749	5,043

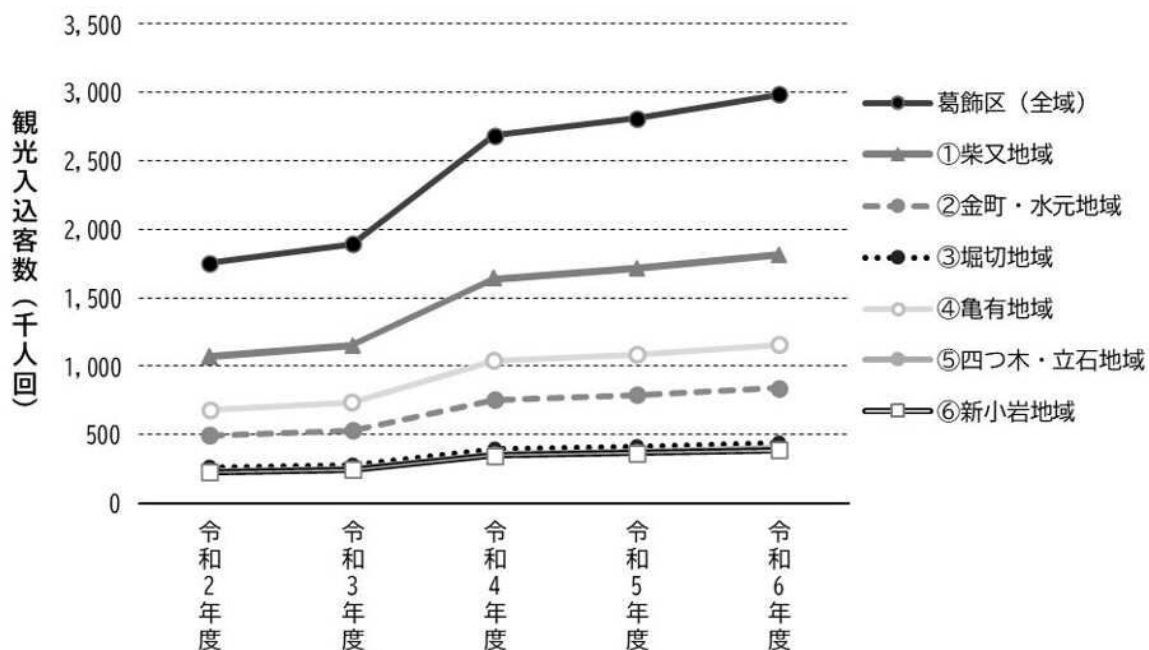


図 2-3 調査対象地域の日本人観光入込客数の推移

2.2. 日本人観光客の来訪実態

葛飾区の日本人観光客の実態を、インターネット調査結果（令和6年度以降）とGPSデータ（令和6年度）を用いて明らかにする。なお、インターネット調査結果は人回単位（たとえば1人が1回の旅行で2泊3日葛飾区に滞在した場合は1人回とカウント）、GPSデータは人日単位（たとえば1人が1回の旅行で2泊3日葛飾区に滞在した場合は3人日とカウント）での集計であることに留意されたい。さらには、それぞれの計測または調査手法の特性上、両者の結果が必ずしも一致しない点にも留意が必要である。

1) 個人属性（性別、年代、居住地など）

葛飾区の日本人観光客には「男性」が多い傾向がみられる。年代別では、インターネット調査結果では若年層が少ないが、GPSデータでみると必ずしも若年層が少ないとはいいきれない。

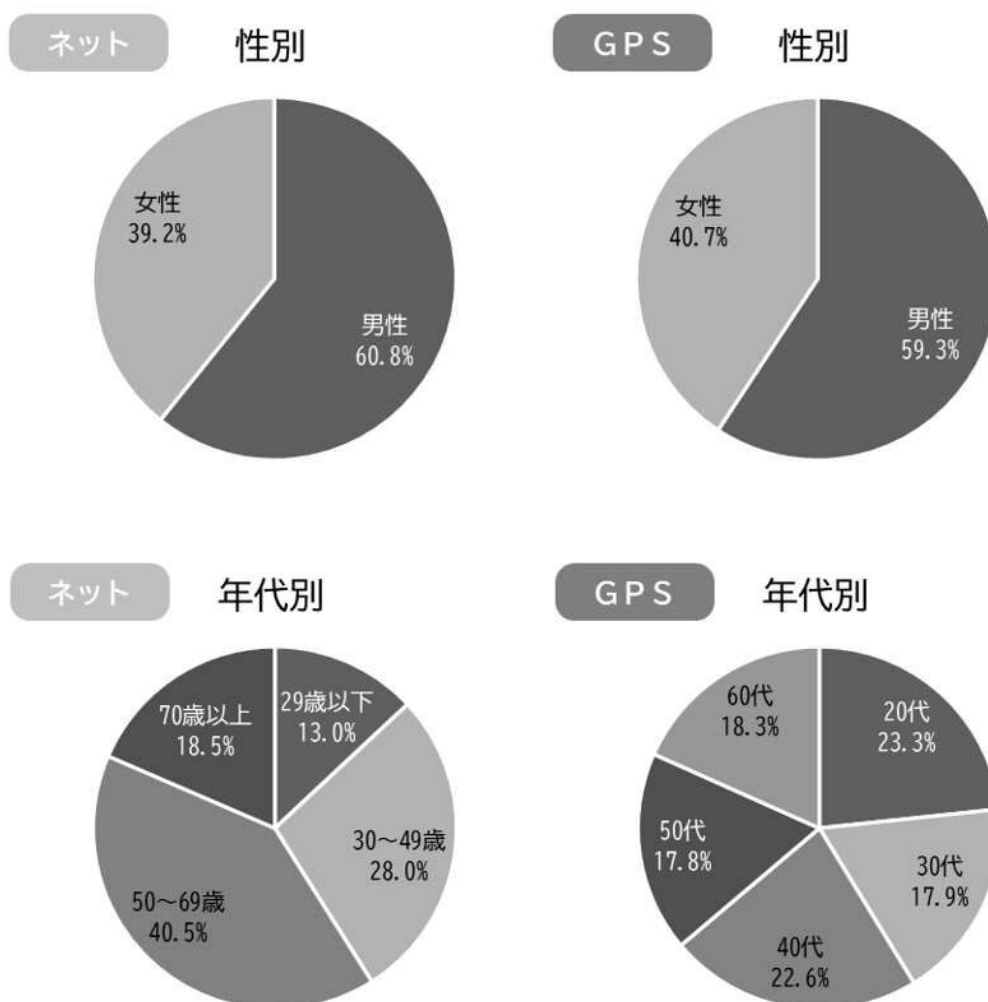


図 2-4 葛飾区を訪れる日本人観光客の性別・年代

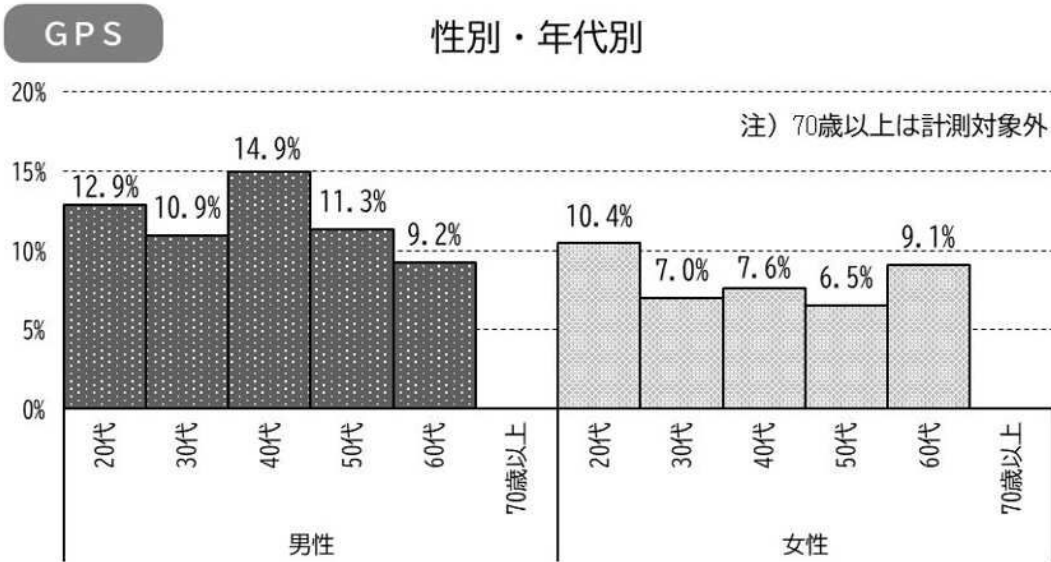
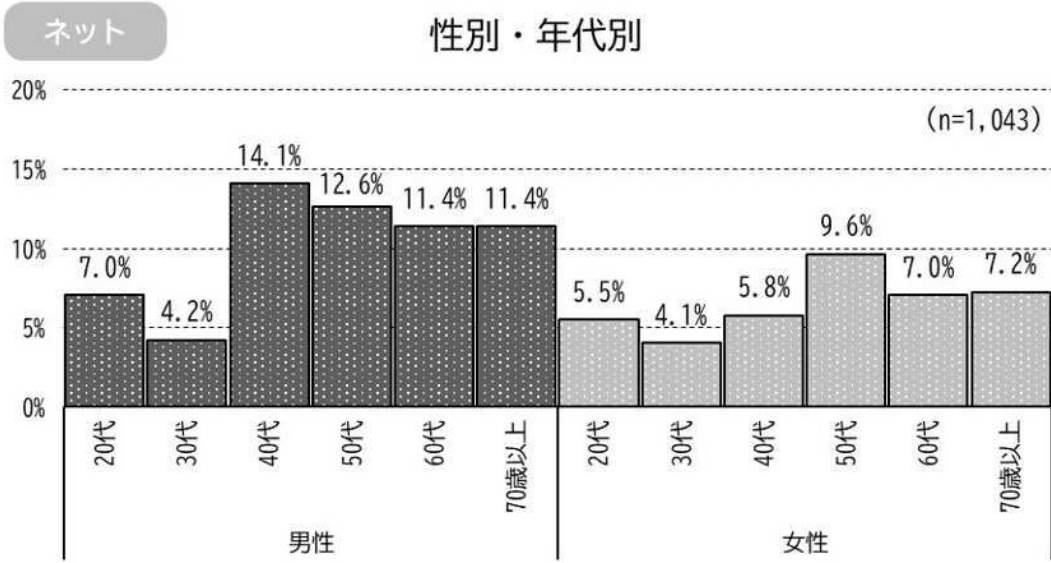


図 2-5 葛飾区を訪れる日本人観光客の性年代

葛飾区の日本人観光客の居住地をみると、インターネット調査結果では「東京都」が最も多く 30.6%を占め、次いで「千葉県」「神奈川県」「埼玉県」といった近隣地域が多い。これら 1 都 3 県で全体の 6 割超を占める。

一方、GPS データでは葛飾区から 20km 圏内が計測対象から除外されるため、「東京都」のシェアがインターネット調査結果に比べてその分小さくなる。1 都 3 県では、全体のおよそ 6 割を占める。

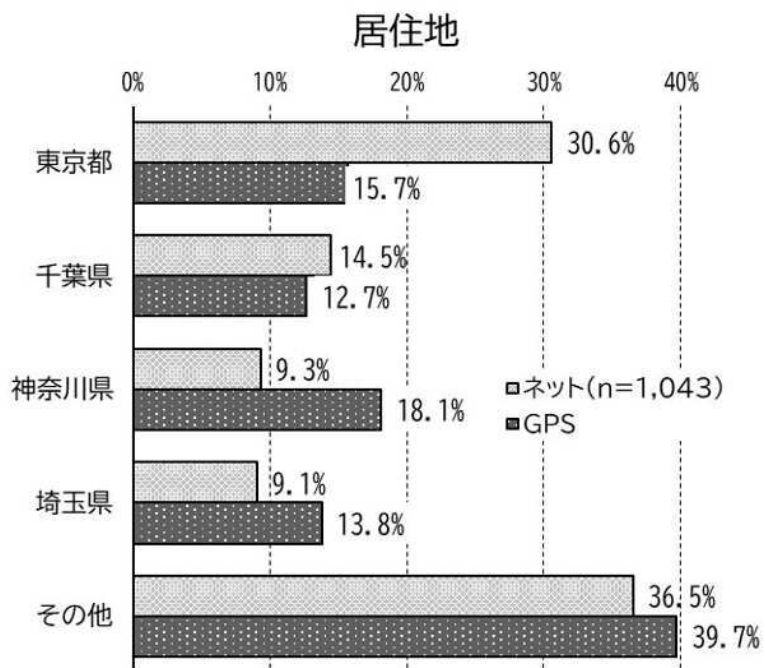


図 2-6 葛飾区を訪れる日本人観光客の居住地

2) 葛飾区を訪れる日本人観光客の特徴

葛飾区訪問経験者を対象とするインターネット調査結果等に基づき、葛飾区の日本人観光客のペルソナを整理する。「葛飾区を訪れる代表的な観光客像」を、年齢・性別・目的などを組み合わせて“ひとりの人物像”（ペルソナ）として把握することにより、実際の観光客の傾向やニーズを具体的にイメージすることができ、より効果的な施策の検討が可能となる。

▼葛飾区を訪れる日本人観光客 3つのペルソナ

【ペルソナ①】文化・歴史探訪型シニア層（シニア世代男性）	
属性	<ul style="list-style-type: none"> - 性年代：男性 70 歳以上 - 居住地：関東～全国 - 訪問頻度：5 回以上のリピーター - 同行者：夫婦または自分ひとり
行動特性	<ul style="list-style-type: none"> - 目的：「名所・旧跡」「葛飾柴又の文化的景観」 - 旅行形態：日帰り中心、個人旅行が主体 - 情報収集方法：テレビ、新聞、雑誌・ガイドブック - 立ち寄り：柴又地域への訪問率が高い - 交通手段：私鉄・地下鉄、JR、自家用車も利用
価値観・ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> - 「歴史・文化」「下町の風情」「自然」に強い魅力を感じる - 満足度・再訪意向が非常に高い - 推奨意向も高く、友人知人へのおすすめ意欲が強い - 不便と感じる点は少ない
観光消費の傾向	<ul style="list-style-type: none"> - 名所・旧跡、伝統体験、老舗店での消費が中心 - 夫婦・単独利用が多く、質・体験重視 - 地元の名物料理や和菓子、お土産品を選ぶ傾向

【ペルソナ②】食・まち歩き中心の個人旅行者（ミドル層女性）	
属性	<ul style="list-style-type: none"> - 性年代：女性 30 代～50 代 - 居住地：関東圏在住 - 訪問頻度：2 回以上のリピーターが多い - 同行者：友人・知人、3 名前後のグループ
行動特性	<ul style="list-style-type: none"> - 目的：「グルメ・食べ歩き」「まち歩き・ウォーキング」「買い物」 - 旅行形態：主に日帰り、個人旅行が主体（団体旅行は少数） - 情報収集方法：家族・友人等の口コミ、テレビ、Instagram - 立ち寄り：柴又地域、亀有地域への訪問率が高い - 交通手段：私鉄・地下鉄、JR 利用が中心
価値観・ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> - 葛飾区の「食事」「下町の風情」「リーズナブルな価格」「お土産・ショッピング」に肯定的 - 主に日帰りだが宿泊時は「交通アクセス」「清潔感」「安全性」を重視 - 不便と感じる点は「区内移動」「トイレ」「案内表示」
観光消費の傾向	<ul style="list-style-type: none"> - グルメ・食べ歩き、カフェ、スイーツへの支出が高い - 商店街での惣菜・お土産購入も積極的 - SNS や口コミで話題の店舗・メニューに関心

【ペルソナ③】キャラクター・ポップカルチャー体験型若年層（20 代男女）	
属性	<ul style="list-style-type: none"> - 性年代：男女 20 代 - 居住地：全国（関東以外も含む） - 訪問頻度：初回～2 回程度 - 同行者：友人・知人、単独
行動特性	<ul style="list-style-type: none"> - 目的：「漫画・アニメキャラクター巡り」「ロケ地巡り」「買い物」 - 旅行形態：個人旅行が中心だが、団体旅行利用も他層よりやや多い - 宿泊：民泊やユニークな宿泊施設を比較的利用 - 情報収集方法：Instagram、YouTube、TikTok、WEB サイト - 立ち寄り：亀有地域、キャラクター関連スポットへの訪問率高い - 交通手段：JR、私鉄・地下鉄、場合によってはレンタカー
価値観・ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> - 「キャラクター」「食事」「リーズナブルな価格」に強い魅力 - 推奨意向が高い - 情報収集や案内表示の不便さを感じやすい - 災害情報・支援物品への関心は相対的に低め
観光消費の傾向	<ul style="list-style-type: none"> - キャラクター・アニメ関連グッズ、コラボ飲食への支出が高い - SNS 映えするメニューや限定イベント消費に積極的 - 友人同士や単独での回遊・食べ歩きが多い

3) 葛飾区内の観光地域ごとの特徴

次に、葛飾区訪問経験者について、葛飾区内の観光地域ごとの特徴を整理する。

【①柴又地域】歴史・文化・観光拠点、シニア層・初訪層中心	
日本人観光客の特徴	<p>訪問率：全体で最も高い（57.2%）</p> <p>年代：高年層ほど訪問率が高く、70歳以上では67%以上</p> <p>訪問目的：「名所・旧跡」「葛飾柴又の文化的景観」目的層が多数</p> <p>初回訪問者：訪問率が高い（63.5%）</p> <p>交通手段：鉄道（私鉄・地下鉄53.9%、JR45.6%）中心、リピーター層は自家用車利用も増加</p> <p>ペルソナ：シニア層、文化・歴史探訪型、まち歩き・食べ歩き層</p>
観光消費の傾向	<ul style="list-style-type: none"> - 観光・食・土産消費が中心、柴又帝釈天参道の食べ歩きや伝統和菓子、名所関連グッズが主力 - シニア層・文化探訪層の割合が高く夫婦・グループでゆったり消費 - 初回訪問層は観光地消費、リピーター層は体験型・高単価商品も利用

【②金町・水元地域】自然・リピーター層、ファミリーや長時間滞在型	
日本人観光客の特徴	<p>訪問率：27.1%、訪問回数が増えるほど比率上昇</p> <p>訪問目的：自然・公園、まち歩き、スポーツ等</p> <p>ペルソナ：リピーター層、ファミリー層も一定数</p> <p>交通手段：JR、私鉄・地下鉄、自家用車を併用</p> <p>旅行形態：広域からの来訪、長時間滞在型</p>
観光消費の傾向	<ul style="list-style-type: none"> - 自然・公園・アウトドア消費が中心：飲食（カフェ、ピクニックフード）、地元農産物、体験型消費 - リピーターやファミリー層が多く、長時間滞在での飲食・物販利用が伸びやすい

【③堀切地域】イベント・祭り・銭湯消費が中心、地元密着型	
日本人観光客の特徴	<p>訪問率：14.9%</p> <p>訪問目的：イベント・祭り、銭湯利用、まち歩き</p> <p>ペルソナ：地元・近隣住民、特定イベント参加者</p> <p>交通手段：私鉄・地下鉄が最多</p>
観光消費の傾向	<ul style="list-style-type: none"> - イベント・祭り・銭湯消費が主力で地元密着型 - 地元・近隣住民の利用が多く日常的な飲食・物販消費も多い

【④亀有地域】キャラクター・買い物目的、若年層中心

日本人観光客の特徴	<p>訪問率：41.0%、若年層（15～29歳）が50.0%と高い</p> <p>訪問目的：「漫画・アニメキャラクター巡り」「買い物」目的中心</p> <p>ペルソナ：キャラクター・ポップカルチャー体験型若年層、グループ・友人同士</p> <p>交通手段：JR利用が最多、若年層で特に高い</p>
観光消費の傾向	<ul style="list-style-type: none"> - キャラクター・ポップカルチャー消費が主力：こち亀関連グッズや飲食、イベント限定商品 - 若年層・友人グループ中心でSNS映えや限定企画への消費意欲が強い - 買い物・飲食の“ついで消費”も多い

【⑤四つ木・立石地域】ミドル層女性や若年層の利用中心、地元密着型

日本人観光客の特徴	<p>訪問率：12.5%</p> <p>訪問目的：商店街巡り、食べ歩き、銭湯、イベント</p> <p>ペルソナ：ミドル層女性、若年層、地元住民</p> <p>交通手段：鉄道中心、女性は自家用車利用がやや高い</p>
観光消費の傾向	<ul style="list-style-type: none"> - 商店街・食べ歩き・地元グルメ消費が中心、惣菜やテイクアウト、B級グルメの需要が高い - ミドル層女性や若年層の利用、地元密着型

【⑥新小岩地域】駅周辺でのビジネス・買い物・イベント消費が中心

日本人観光客の特徴	<p>訪問率：13.5%</p> <p>訪問目的：ビジネス、買い物、イベント</p> <p>ペルソナ：ビジネス利用者、若年層、女性単独・友人グループ</p> <p>交通手段：JR利用中心（62.4%）、女性は私鉄・地下鉄や自転車も</p>
観光消費の傾向	<ul style="list-style-type: none"> - ビジネス・買い物・イベント消費が中心で、駅周辺での飲食や日用品購入が多い - 女性単独・友人グループ、ビジネス客など目的多様

4) 葛飾区内での宿泊施設の利用実態

葛飾区訪問経験者を対象とするインターネット調査結果等に基づき、葛飾区内での宿泊施設の利用実態について整理する。

1. 宿泊の傾向と宿泊数

葛飾区観光の訪問形態は「日帰り」が主流であり、全体の72.2%が区内への日帰り訪問である。「葛飾区内に宿泊した」は全体のおよそ1割を占める。なお、「葛飾区外に宿泊し、葛飾区は日帰りで訪問した」は16.6%と、区外宿泊を含めた滞在層も一定数存在する。

居住地別では、関東在住者の「日帰り」率が93.2%と圧倒的に高く、関東以外からの来訪者では「葛飾区内に宿泊」や「葛飾区外に宿泊」の比率が高い。

訪問地域別では、【⑥新小岩地域】で「葛飾区内に宿泊」が22.7%と高く、【①柴又地域】で9.2%と低い。

葛飾区内に宿泊した人の区内平均泊数は1.74泊である。「1泊」が宿泊客全体のおよそ6割を占めており、短期宿泊が主流である。

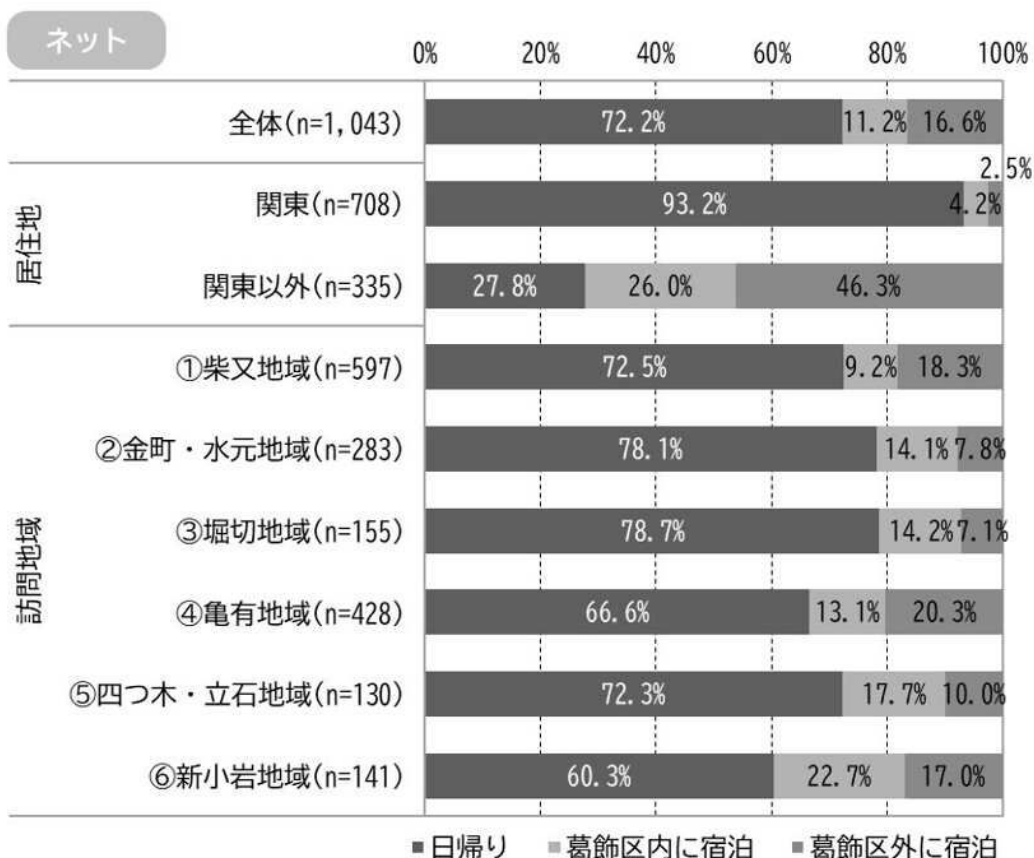


図 2-7 葛飾区内での宿泊の有無

2. 区内宿泊客の訪問地域

葛飾区内での宿泊客の訪問地をみると、「亀有地域」（区内宿泊客の47.9%）と「柴又地域」（同47.0%）が多い。次いで、「金町・水元地域」（同34.2%）、「新小岩地域」（同27.4%）と続く。

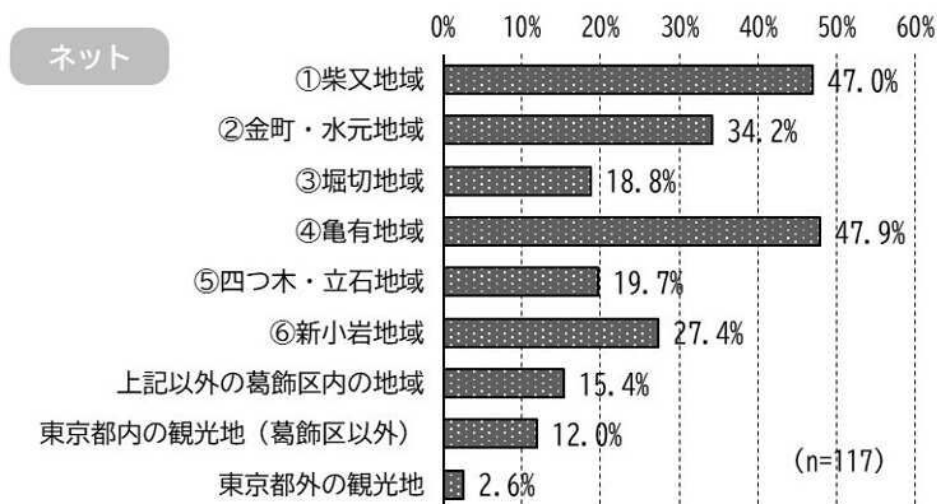


図 2-8 葛飾区内宿泊客の訪問地域（複数回答）

3. 区内の宿泊施設を利用した理由

葛飾区内宿泊施設の利用理由としては、「目的地へのアクセス・交通の便が良いから」が全体の44.4%と最も多く、次いで「宿泊料金が手頃だったから」が35.0%、「宿泊施設に魅力があったから」が20.5%であった。男性では「宿泊料金が手頃だったから」が他の属性より高く、30～49歳では「交通の便」重視が顕著となっている。目的別では、「漫画・アニメキャラクター巡り」層において「交通の便」「空港アクセス」の理由が特に高い傾向がみられた。

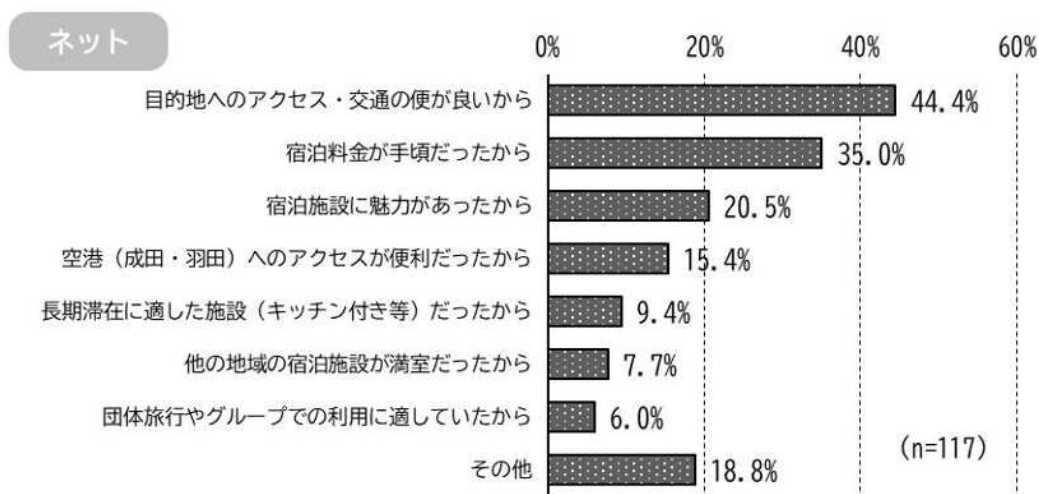


図 2-9 葛飾区内の宿泊施設を利用した理由（複数回答）

4. 宿泊施設を選ぶ上での条件

宿泊施設選定時に重視される条件は、「宿泊料金の安さ」が38.5%、「交通アクセスの良さ」が34.2%、「宿泊施設の清潔感」が24.8%と上位を占めている。男性は「宿泊料金の安さ」が46.0%と高く、女性では「交通アクセスの良さ」37.0%、「口コミ・評価の高さ」24.1%がやや高めであった。年代別では若年層で「宿泊料金の安さ」、60代で「交通アクセスの良さ」の高さが目立つ。目的別では「漫画・アニメキャラクター巡り」や「銭湯」利用者において、複数の条件が全体より高く重視されている傾向が確認できる。

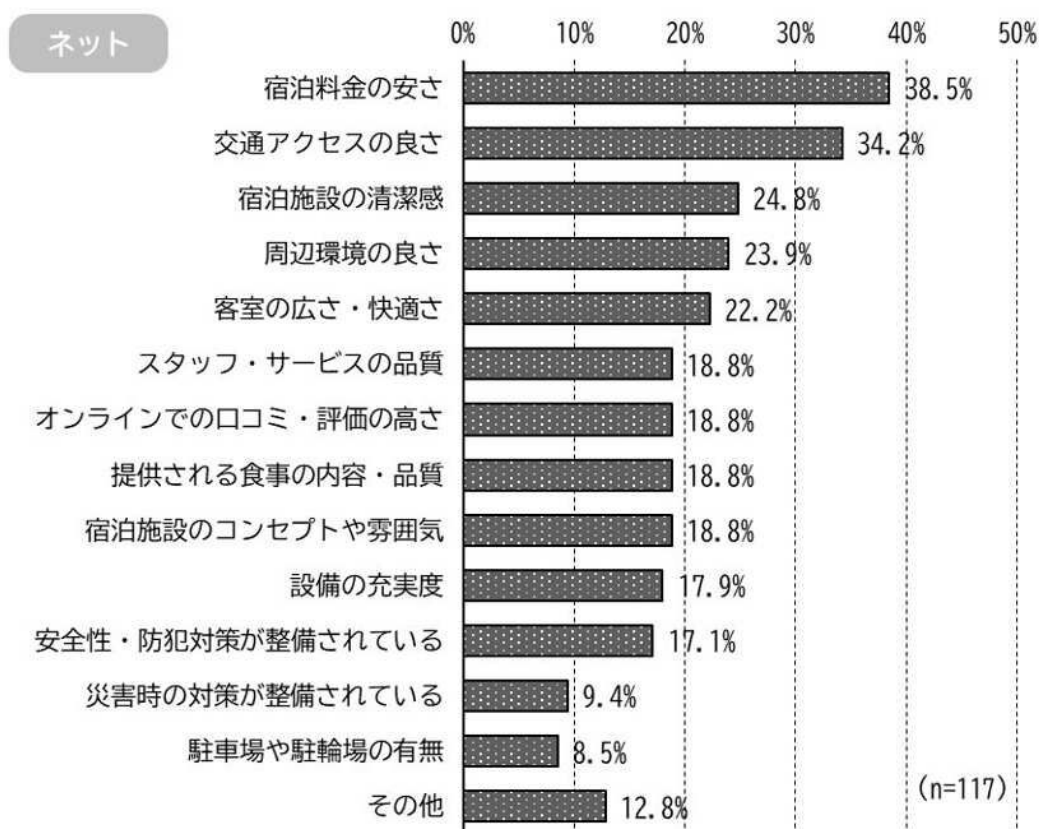


図 2-10 宿泊施設を選んだ際に重視したこと（複数回答）

5. 葛飾区内に宿泊した際に困ったこと

宿泊時の困りごととしては、「宿泊料金が想定より高かった」が19.7%で最も多く、次いで「客室が狭かった、または快適でなかった」(11.1%)、「スタッフの対応・サービスに不満があった」(10.3%)となっている。男性では「客室の狭さ」「スタッフ対応」「食事の不満」などが女性より高く、女性は「特に困ったことはなかった」が過半数を占める。30代・60代以上では「宿泊料金が安い」が24.4%以上、若年層では「清潔感への不満」が目立つ結果となった。目的別では「漫画・アニメキャラクター巡り」「博物館・記念館」層で料金、快適性、サービスへの不満が全体より高い傾向である。

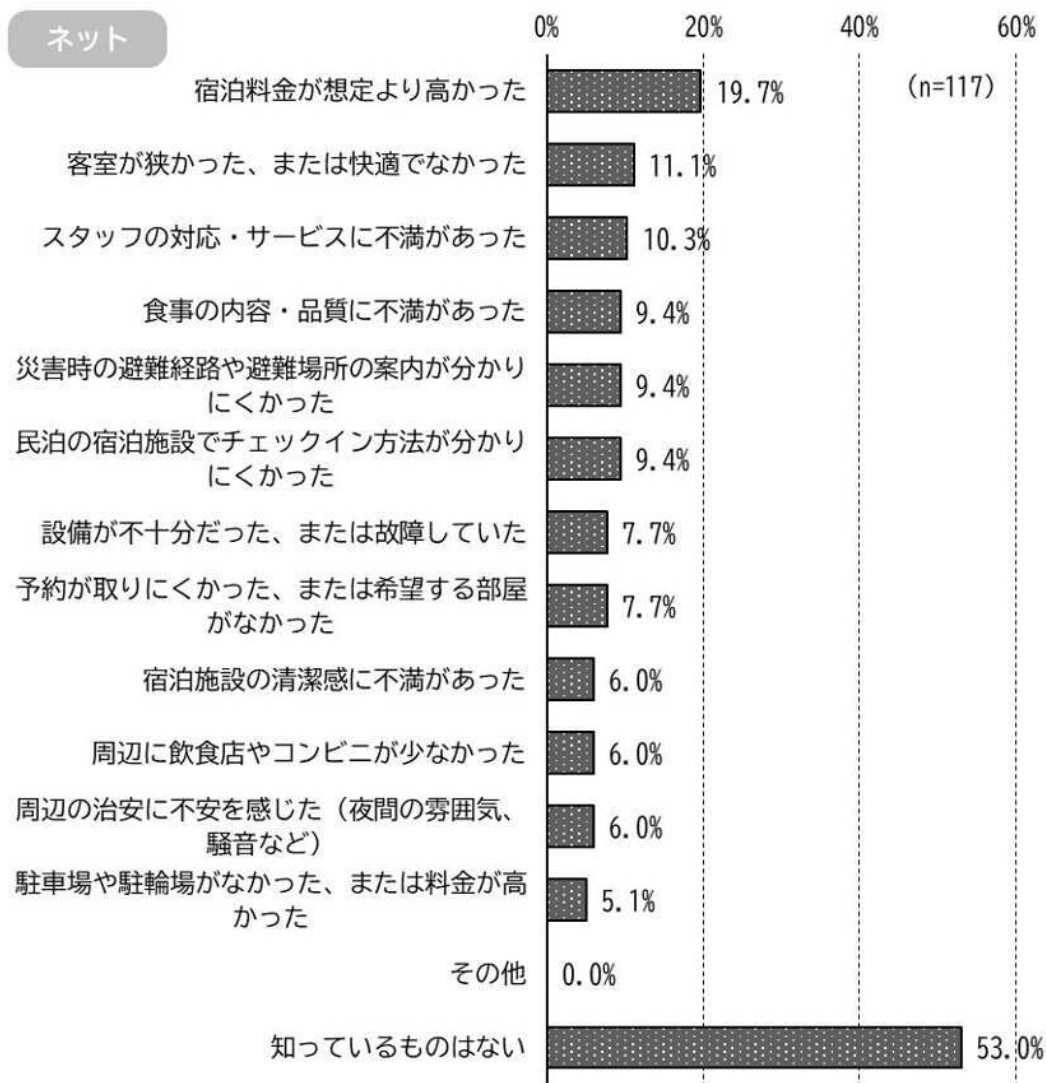


図 2-11 葛飾区内に宿泊した際に困ったこと（複数回答）

6. 民泊利用の実態

ホテル・旅館以外の住宅型宿泊施設（民泊等）の利用率は全体で 41.0%と高い水準であり、特に男性 52.4%、女性 27.8%と性別による差が大きい。年代別では若年層の利用が顕著である。訪問目的では「ビジネス・会議」や「漫画・アニメキャラクター巡り」で利用率が高い。

利用理由は「宿泊費を抑えたいから」が 52.1%で最多、「ホテルにはないユニークな宿泊施設に泊まりたいから」27.1%、「プライベートな空間を確保したいから」22.9%、「グループや家族と一緒に泊まりたいから」20.8%が続く。女性、30～49 歳、近畿・中国・四国エリアでは「宿泊費」重視が特に高い傾向が認められる。

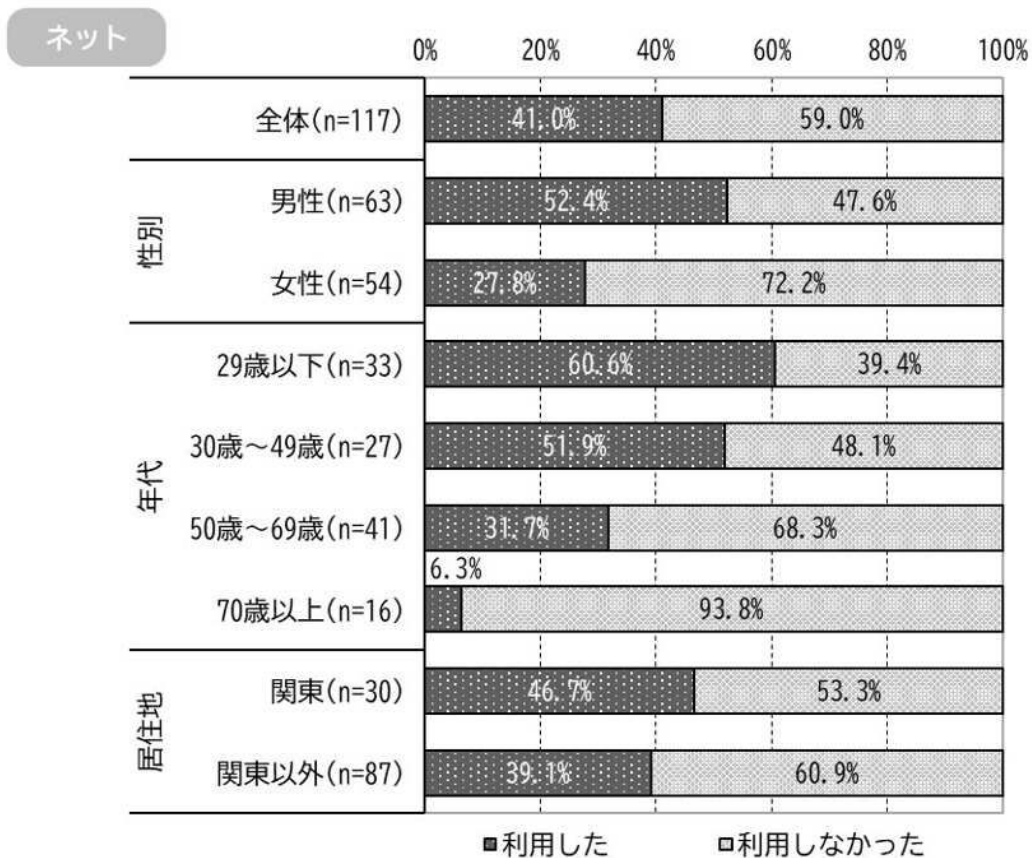


図 2-12 住宅型宿泊施設（民泊等）の利用率

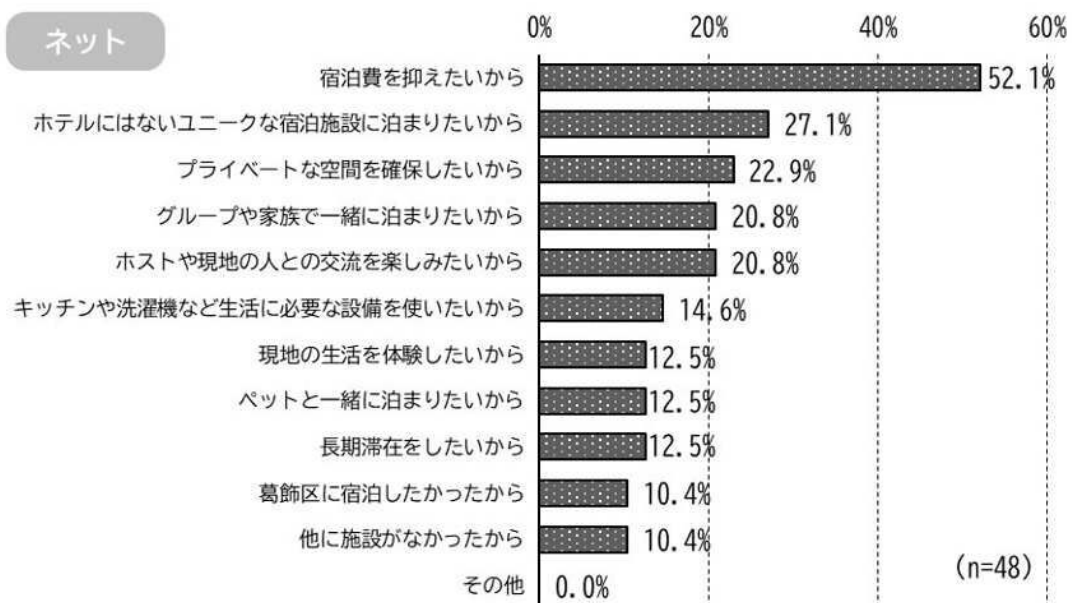


図 2-13 住宅型宿泊施設（民泊等）を利用した理由（複数回答）

7. 総括

葛飾区内宿泊施設の利用実態を俯瞰すると、交通アクセスの良さや料金の手頃さが主な利用条件となっている。若年層や男性は価格志向が強く、女性やシニア層はアクセス・ロコミ・清潔感などをより重視する傾向が顕著である。また、リピーター層は困りごとが少なく、初回訪問者や特定目的層では料金やサービス面での不満が目立つ。

住宅型宿泊施設（民泊等）の利用は区内宿泊客全体のおよそ4割と高く、若年層やビジネス、漫画・アニメキャラクター巡り目的での利用が見受けられる。

2.3. 日本人観光客の人流動態

葛飾区を訪れる日本人観光客の人流動態について、GPSデータに基づき、葛飾区内の主要観光スポット毎に前後の来訪地の傾向を把握する。なお、目安として15分以上同一の観光スポットに滞在するとそれぞれの来訪者数にカウントされる仕組みである。

【①柴又地域】

柴又地域内では、まずは「柴又帝釈天」で参拝し、その後「帝釈天参道」や「寅さん記念館」を訪れる傾向がみられる。「寅さん記念館」の後は「山本亭」を訪れる人が多い。区内では、柴又地域とあわせて「水元公園」や「堀切菖蒲園」を訪れる動きがみられる。葛飾区以外では、「東京スカイツリー・東京ソラマチ」や「浅草寺・仲見世商店街」を訪れる観光客が一定数存在するが、訪問順としては柴又地域を訪れた後に「東京スカイツリー・東京ソラマチ」や「浅草寺・仲見世商店街」を訪れる人が多い。

【①柴又地域】 柴又帝釈天

▼前の来訪地



▼当該スポットの前に訪れた来訪地 上位5スポット

- 帝釈天参道
- 寅さん記念館 (柴又公園)
- 浅草寺・仲見世商店街
- 東京スカイツリー・東京ソラマチ
- 山本亭

▼後の来訪地



▼当該スポットの後に訪れた来訪地 上位5スポット

- 帝釈天参道
- 寅さん記念館 (柴又公園)
- 山本亭
- 浅草寺・仲見世商店街
- 柴又観光案内所

【①柴又地域】 帝釈天参道

▼前の来訪地



▼当該スポットの前に訪れた来訪地 上位5スポット

- 柴又帝釈天
- 寅さん記念館 (柴又公園)
- 山本亭
- 東京スカイツリー・東京ソラマチ
- 浅草寺・仲見世商店街

▼後の来訪地

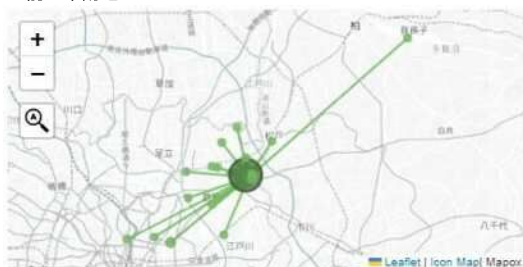


▼当該スポットの後に訪れた来訪地 上位5スポット

- 柴又帝釈天
- 寅さん記念館 (柴又公園)
- 東京スカイツリー・東京ソラマチ
- 浅草寺・仲見世商店街
- 寅さんの碑

【①柴又地域】 寅さん記念館（柴又公園）

▼前の来訪地



▼当該スポットの前に訪れた来訪地 上位5スポット

- 柴又帝釈天
- 帝釈天参道
- 山本亭
- 東京スカイツリー・東京ソラマチ
- 柴又野球場

▼後の来訪地



▼当該スポットの後に訪れた来訪地 上位5スポット

- 帝釈天参道
- 山本亭
- 柴又帝釈天
- 柴又野球場
- 東京スカイツリー・東京ソラマチ

【②金町・水元地域】

金町・水元地域の主要観光スポットは「水元公園」であるが、地域外や葛飾区外の観光スポットへの回遊の動きはあまりみられない。その中では、柴又地域の「帝釈天参道」との組み合わせが目立つ。

【②金町・水元地域】 水元公園

▼前の来訪地



▼当該スポットの前に訪れた来訪地 上位5スポット

- 帝釈天参道
- 東京理科大学葛飾キャンパス
- 堀切菖蒲園
- 柴又帝釈天
- 葛飾区金魚展示場

▼後の来訪地



▼当該スポットの後に訪れた来訪地 上位5スポット

- 帝釈天参道
- アリオ亀有
- 柴又帝釈天
- 葛飾区金魚展示場
- 東京理科大学葛飾キャンパス

【③堀切地域】

「曳舟川親水公園」の来訪者では、亀有地域の「アリオ亀有」や「亀有駅前商店街」、「葛飾区郷土と天文の博物館」との回遊が目立つ。「葛飾区郷土と天文の博物館」は曳舟川親水公園通り沿いに立地しているためアクセスは容易である。亀有地域へは多少距離があることから、車でのアクセスが多いものと推測される。なお、「曳舟川親水公園」は曳舟川親水公園通り沿いに長距離にわたり整備されており、この通りを通過する車移動も一部来訪者数として計測されている可能性がある。

「堀切菖蒲園」の来訪者は、そこを訪れた後に「東京スカイツリー・東京ソラマチ」や「帝釈天参道」「堀切水辺公園」「水元公園」「柴又帝釈天」「上野公園」を訪れる動きがみられる。

【③堀切地域】 曳舟川親水公園

▼前の来訪地



▼当該スポットの前に訪れた来訪地 上位5スポット

- アリオ亀有
- 亀有駅前商店街 (南口)
- 葛飾区郷土と天文の博物館
- 四つ木駅前商店街
- 東京スカイツリー・東京ソラマチ

▼後の来訪地



▼当該スポットの後に訪れた来訪地 上位5スポット

- アリオ亀有
- 葛飾区郷土と天文の博物館
- 亀有駅前商店街 (南口)
- 亀有駅前商店街 (北口)
- 上野公園

【③堀切地域】 堀切菖蒲園

▼前の来訪地



▼当該スポットの前に訪れた来訪地 上位5スポット

- 堀切水辺公園
- 上野公園
- 水元公園
- 帝釈天参道
- 東京スカイツリー・東京ソラマチ

▼後の来訪地



▼当該スポットの後に訪れた来訪地 上位5スポット

- 東京スカイツリー・東京ソラマチ
- 帝釈天参道
- 堀切水辺公園
- 水元公園
- 柴又帝釈天

【④亀有地域】

亀有地域では、「アリオ亀有」から「亀有駅前商店街（南口）」への動きが目立つ。他の地域との回遊の動きはあまりみられない。

【④亀有地域】 亀有駅前商店街（北口）

▼前の来訪地



▼当該スポットの前に訪れた来訪地 上位5スポット

- アリオ亀有
- 亀有駅前商店街（南口）
- スマイルホテル東京綾瀬駅前
- 両さん像（亀有駅北口）
- 香取神社

▼後の来訪地

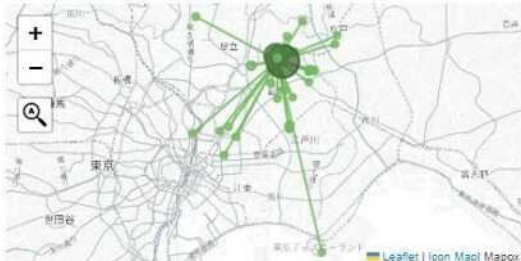


▼当該スポットの後に訪れた来訪地 上位5スポット

- 亀有駅前商店街（南口）
- アリオ亀有
- 両さん像（亀有駅北口）
- スマイルホテル東京綾瀬駅前
- 香取神社

【④亀有地域】 亀有駅前商店街（南口）

▼前の来訪地



▼当該スポットの前に訪れた来訪地 上位5スポット

- アリオ亀有
- 亀有駅前商店街（北口）
- 香取神社
- スマイルホテル東京綾瀬駅前
- 帝釈天参道

▼後の来訪地



▼当該スポットの後に訪れた来訪地 上位5スポット

- アリオ亀有
- 亀有駅前商店街（北口）
- 香取神社
- 曳舟川親水公園
- スマイルホテル東京綾瀬駅前

【⑤四つ木・立石地域】

四つ木・立石地域では、「四つ木駅前商店街」の来訪者が「京成立石駅前商店街」や「曳舟川親水公園」を一緒に訪れる動きが観察される。また、「京成立石駅前商店街」や「かつしかシンフォニーヒルズ」の来訪前後に、「東京スカイツリー・東京ソラマチ」を訪れる動きがみられる。

【⑤四つ木・立石地域】 四つ木駅前商店街

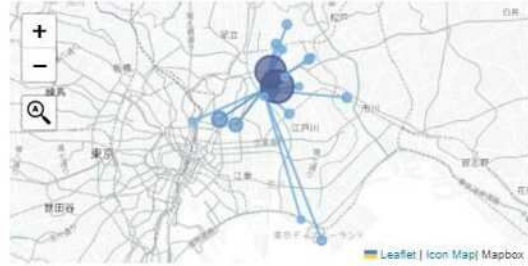
▼前の来訪地



▼当該スポットの前に訪れた来訪地 上位5スポット

- 京成立石駅前商店街
- 曳舟川親水公園
- 亀有駅前商店街（南口）
- 東京スカイツリー・東京ソラマチ
- 渋谷公園

▼後の来訪地

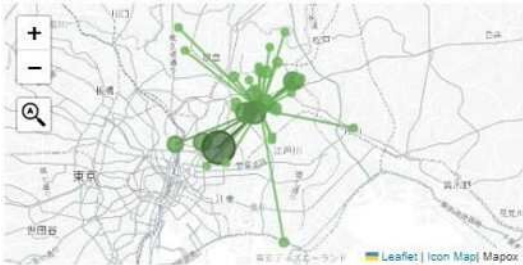


▼当該スポットの後に訪れた来訪地 上位5スポット

- 京成立石駅前商店街
- 曳舟川親水公園
- 浅草寺・仲見世商店街
- 渋谷公園
- 東京スカイツリー・東京ソラマチ

【⑤四つ木・立石地域】 京成立石駅前商店街

▼前の来訪地



▼当該スポットの前に訪れた来訪地 上位5スポット

- 東京スカイツリー・東京ソラマチ
- 渋谷公園
- 四つ木駅前商店街
- 浅草寺・仲見世商店街
- 帝釈天参道

▼後の来訪地



▼当該スポットの後に訪れた来訪地 上位5スポット

- 東京スカイツリー・東京ソラマチ
- 浅草寺・仲見世商店街
- 四つ木駅前商店街
- 渋谷公園
- 亀有駅前商店街（南口）

【⑤四つ木・立石地域】 かつしかシンフォニーヒルズ

▼前の来訪地



▼当該スポットの前に訪れた来訪地 上位5スポット

- 東京スカイツリー・東京ソラマチ
- 帝釈天参道
- 浅草寺・仲見世商店街
- 京成立石駅前商店街
- 上野公園

▼後の来訪地



▼当該スポットの後に訪れた来訪地 上位5スポット

- 東京スカイツリー・東京ソラマチ
- ホテルアカイ
- 京成立石駅前商店街
- 浅草寺・仲見世商店街
- 上野公園

【葛飾区外】

「浅草寺・仲見世商店街」と「東京スカイツリー・東京ソラマチ」の回遊は多いが葛飾区への回遊の動きは少ない。柴又地域などへ回遊する動きが一定数存在する。

【葛飾区外】浅草寺・仲見世商店街

▼前の来訪地



▼当該スポットの前に訪れた来訪地 上位5スポット

- 東京スカイツリー・東京ソラマチ
- 隅田公園
- 上野公園
- 帝釈天参道
- すみだ北斎美術館

▼後の来訪地



▼当該スポットの後に訪れた来訪地 上位5スポット

- 東京スカイツリー・東京ソラマチ
- 隅田公園
- 上野公園
- 東京ディズニーランド
- 東京ディズニーシー

【葛飾区外】東京スカイツリー・東京ソラマチ

▼前の来訪地



▼当該スポットの前に訪れた来訪地 上位5スポット

- 浅草寺・仲見世商店街
- 隅田公園
- 上野公園
- 帝釈天参道
- 錦糸公園

▼後の来訪地



▼当該スポットの後に訪れた来訪地 上位5スポット

- 浅草寺・仲見世商店街
- 隅田公園
- 上野公園
- 東京ディズニーランド
- 帝釈天参道

次に、インターネット調査結果に基づき、葛飾区内の観光地域の回遊の動きを把握する。1回の旅行で訪れた葛飾区内の観光地域の組み合わせを集計すると、【①柴又地域】のみが18.5%、【④亀有地域】のみが11.1%と多いが、その次に【①柴又地域】と【④亀有地域】を回遊する日本人観光客が10.0%と多いことがわかる。【①柴又地域】と【②金町・水元地域】の組み合わせも5.7%とやや多い。

【①柴又地域】と【④亀有地域】を回遊する日本人観光客の客層をみると、居住地が「関東以外」、「葛飾区外に宿泊」、「漫画・アニメキャラクター巡り」を目的とする客層が多い。つまり、遠方からの宿泊客や、漫画・アニメキャラクター好きな客層には、【①柴又地域】と【④亀有地域】を回遊しやすくする施策を講じることで、利便性が高まるとともに、葛飾区全体としての誘客力を高めることが期待できる。

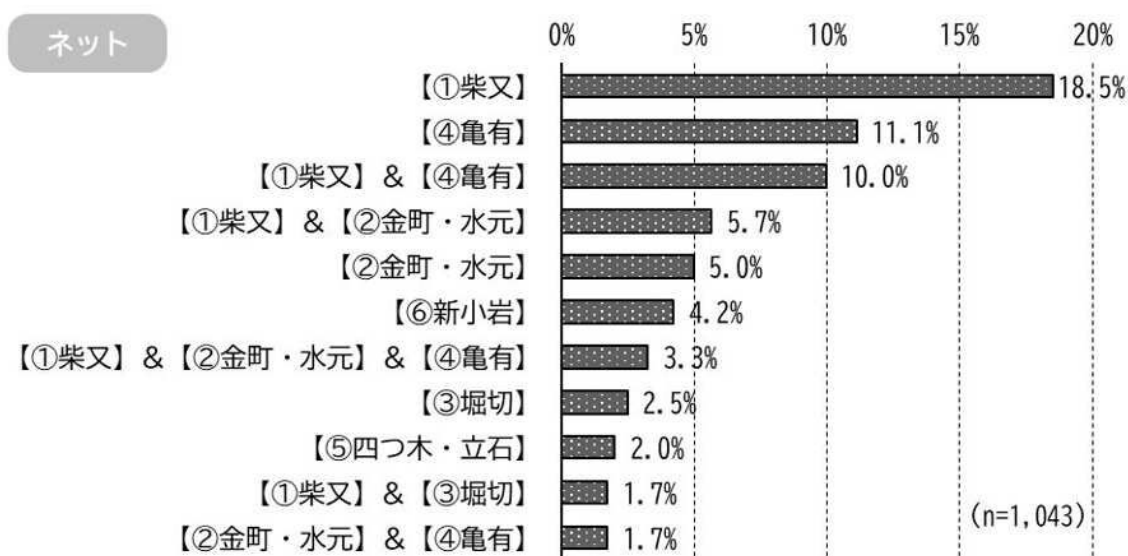


図 2-14 葛飾区内の観光地域の回遊状況（上位 10 の組み合わせ）

2.4. 葛飾区内での日本人観光消費額

令和6年度における葛飾区内での1人当たり観光消費額は13,823円/人回と推計される。このうち、日帰り客は8,048円/人回、区内宿泊客は44,794円/人回、区外宿泊客は15,431円/人回である。費目別では、「飲食費」(4,391円/人回)が最も多く、次いで「交通費」(3,146円/人回)が多い。区内平均泊数は1.84泊であり、1泊当たり宿泊費は6,779円/泊と推計される。

表2-4 葛飾区内での1人当たり観光消費額（令和6年度）

【葛飾区内1人当たり観光消費額】（費目毎0円を含む1人当たり平均）（単位：円/人回）

	交通費	宿泊費	飲食費	土産・ 買い物費	入場・ 観覧費	その他	合計
(構成比)	3,146 (22.8%)	1,512 (10.9%)	4,391 (31.8%)	2,449 (17.7%)	1,104 (8.0%)	1,221 (8.8%)	13,823 (100.0%)
日帰り客	1,672	0	3,283	1,830	686	576	8,048
区内宿泊客	9,938	12,462	10,323	5,083	3,324	3,664	44,794
区外宿泊客	4,311	0	4,710	3,085	1,236	2,088	15,431

【購入率】（区内滞在中に支出した人の割合）

	交通費	宿泊費	飲食費	土産・ 買い物費	入場・ 観覧費	その他
全体	89.2%	9.2%	89.0%	63.1%	43.9%	22.1%
日帰り客	87.4%	0.0%	90.0%	58.0%	37.5%	15.7%
区内宿泊客	95.5%	75.8%	93.9%	84.8%	65.2%	47.0%
区外宿泊客	91.8%	0.0%	81.4%	68.0%	54.6%	29.9%

【購入者単価】（費目毎0円を除く1人当たり平均）（単位：円/人回）

	交通費	宿泊費	飲食費	土産・ 買い物費	入場・ 観覧費	その他
全体	3,528	16,450	4,936	3,883	2,514	5,533
日帰り客	1,914	-	3,646	3,155	1,828	3,660
区内宿泊客	10,411	16,450	10,989	5,991	5,102	7,800
区外宿泊客	4,699	-	5,784	4,534	2,262	6,985

（参考①）1泊当たり宿泊費

	(単位：人回)	(単位：泊)	(単位：円/泊)
	1人当たり宿泊費	区内平均泊数	1泊当たり宿泊費
区内宿泊客	12,462	1.84	6,779

（参考②）民泊を含む住宅を活用した宿泊施設利用者の葛飾区内1人当たり観光消費額

(単位：円/人回)

	交通費	宿泊費	飲食費	土産・ 買い物費	入場・ 観覧費	その他	合計
区内宿泊客	9,938	12,462	10,323	5,083	3,324	3,664	44,794
うち民泊等宿泊客	9,889	16,222	12,704	6,315	5,996	5,774	56,900

2.5. 葛飾区訪問未経験者の葛飾区観光に対する意識

葛飾区訪問未経験者を対象とするインターネット調査結果を観察しながら、潜在市場へのアプローチの方向性を考察する。

1. 国内旅行を計画するときの観光情報源 ～情報源の多様化と属性間の差異～

観光情報源は「テレビ (34.4%)」「その他インターネット (30.6%)」「雑誌・ガイドブック (29.4%)」「YouTube、TikTok等の動画共有サイト (29.2%)」が上位を占め、伝統的メディアとインターネット双方が主要な情報源となっている。

性別・年代・地域別で利用メディアに顕著な差があり、女性は「テレビ」「口コミ」「行政メディア」の活用が男性より高く、男性は「YouTube等」をより利用。若年層(15～29歳)は「YouTube等」「ソーシャルメディア」の活用が目立ち、70歳以上は「テレビ」「旅行会社パンフレット」など伝統的メディアの利用が多い。

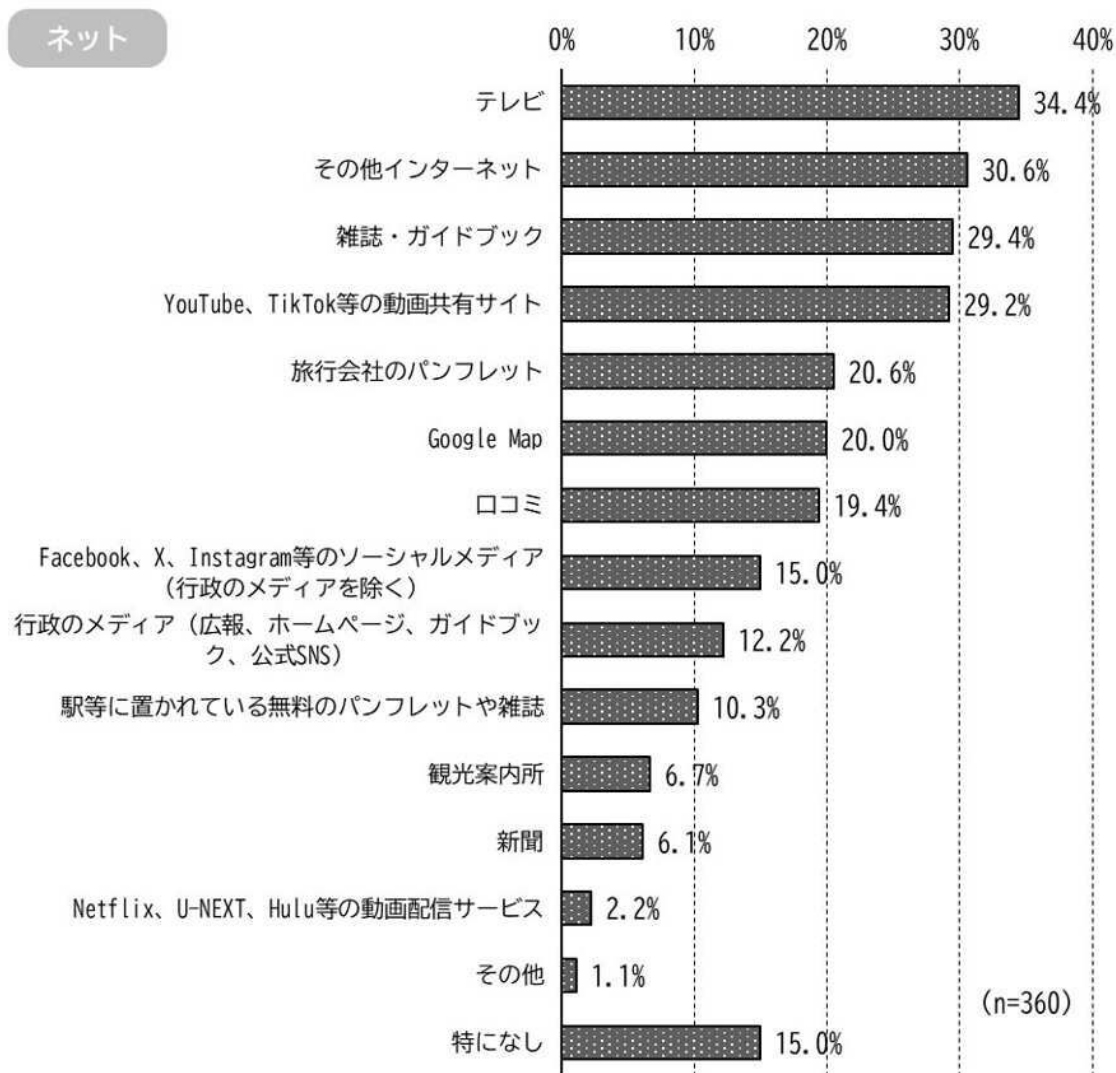


図 2-15 葛飾区訪問未経験者の国内旅行計画の観光情報源 (複数回答)

2. 東京周辺で行ったことがある場所 ～女性や若年層はTDL、男性は秋葉原～

東京とその周辺の観光スポットで行ったことがあるところを、訪問回数の多い場所から5つまで選んでもらったところ、「東京駅（42.2%）」「東京ディズニーリゾート（37.8%）」「横浜（31.9%）」「新宿（30.0%）」「渋谷（29.2%）」が訪問経験の上位を占めた。

女性では「東京ディズニーリゾート」「お台場・銀座」、男性では「秋葉原」が多い。年代別では、20～30代で「東京ディズニーリゾート」、70歳以上で「銀座」の訪問経験率が高い。

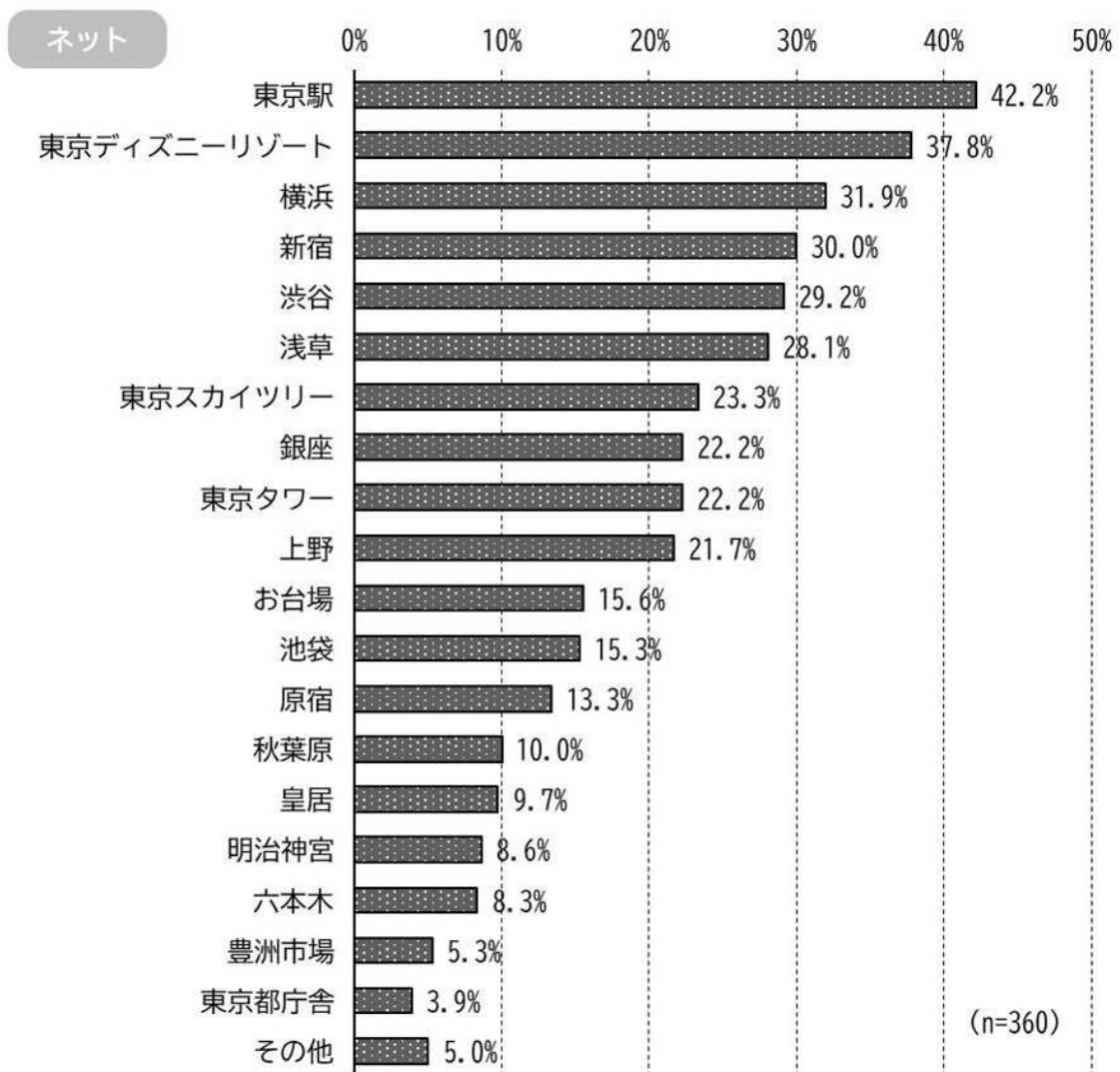


図 2-16 葛飾区訪問未経験者が東京周辺で行ったことのあるところ（複数回答）

3. 葛飾区の観光イメージ ～「下町の風情」のイメージは若年層で弱まる傾向～

「下町の風情」(48.3%)が圧倒的に多く、「映画やドラマ、アニメ等のキャラクター」(24.2%)が続く。「特にイメージはない」(28.9%)も高い。

男性や60代以上で「下町の風情」が特に高く、若年層や女性では「イメージがない」が目立つ。地域別では、関東・北海道・東北で「下町の風情」のイメージが強い。

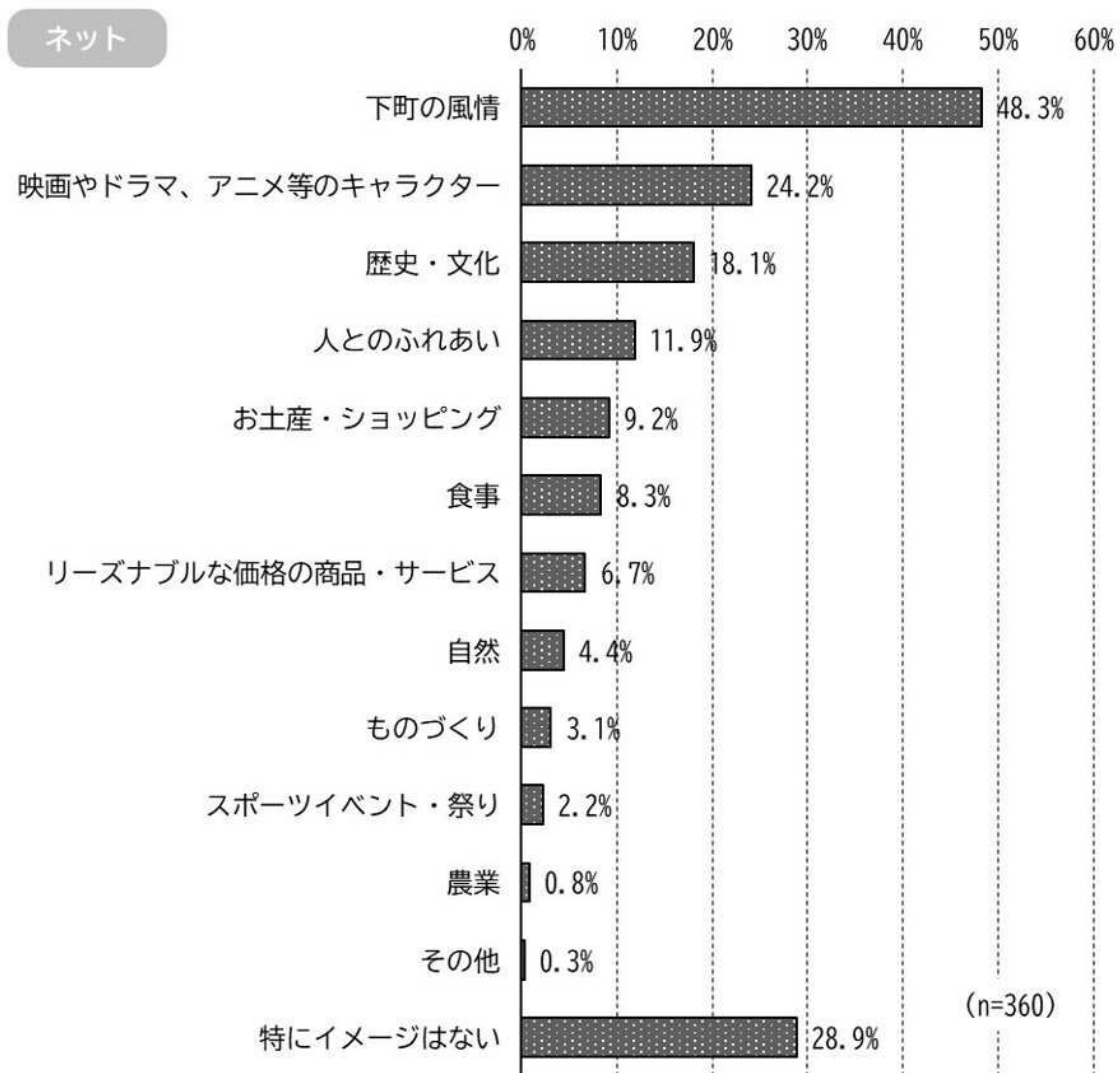


図 2-17 葛飾区訪問未経験者が持つ葛飾区の観光イメージ (複数回答)

4. 観光資源の認知率と訪問希望率 ～シニアで強い寅さん認知、若年層で弱まる～

葛飾区の主な観光資源の認知度では、「柴又帝釈天・参道」(40.0%)、「寅さん像・さくら像」(34.4%)など“寅さん”に係る観光資源の知名度が高い。また、令和7年3月に開館した「こち亀記念館」の認知度も28.6%と高い。属性別では、70歳以上で「柴又帝釈天・参道」等の伝統資源の認知が高く、15～29歳では「知っているものはない」が目立つ。

訪問希望率では「柴又帝釈天・参道」(24.7%)が最も高く、次いで「寅さん記念館・山田洋次ミュージアム」(16.7%)が高い。「こち亀記念館」「両さん像」のほか、「伝統産業の見学・体験」の訪問希望も一定数存在する。

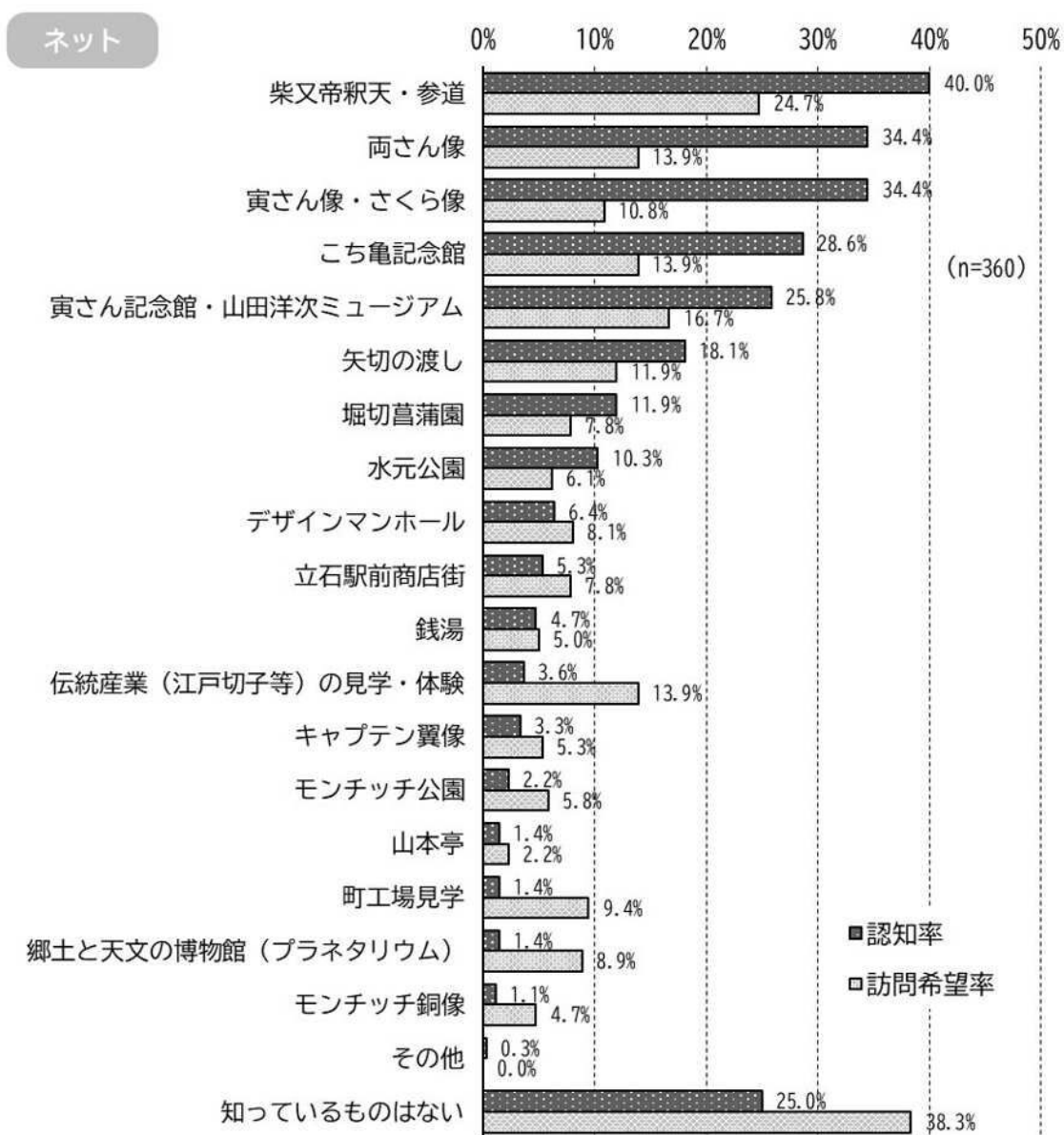


図 2-18 葛飾区訪問未経験者の区内観光資源の認知率と訪問希望率（複数回答）

5. 葛飾区への訪問意向

葛飾区訪問未経験者における葛飾区への訪問意向は、「ぜひ訪れたい」「やや訪れたい」を合わせて40.0%、「どちらともいえない」が42.2%、「あまり/全く訪れたくない」が17.8%である。男性や50代で「ぜひ訪れたい」が高く、葛飾区への訪問に意欲的である。一方、女性や70代以上は「どちらともいえない」が高い。

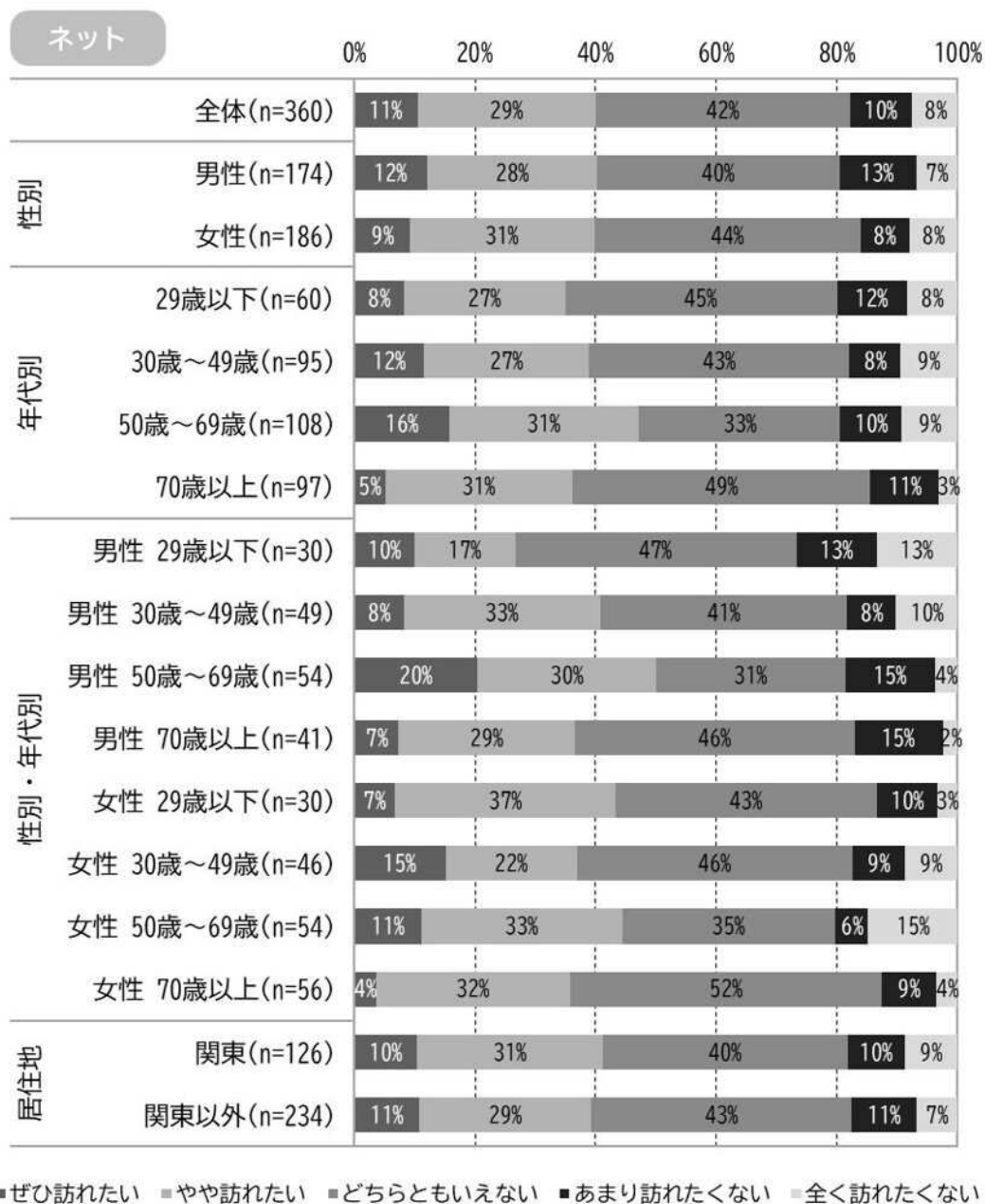


図 2-19 葛飾区訪問未経験者の葛飾区への訪問意向

6. 総括

葛飾区訪問未経験者を対象とするインターネット調査結果より、葛飾区の観光市場は“下町の風情”や漫画・映画キャラクター資源が高い認知を持つ一方で、若年層・女性を中心にイメージが形成されていない層も多いことが明らかとなった。観光情報源や観光ニーズは年代・性別で大きく異なり、シニア層は伝統的な観光資源やメディアへの関心が引き続き高い一方、若年層ではデジタルメディアへの関心が高く従来型の観光資源・体験への関心が低い傾向がみられる。

訪問意向は「どちらともいえない」層が最多であり、関心喚起の余地が大きい。既存資源への支持は年代・属性により異なるため、ターゲットごとに訴求軸を変えるアプローチが有効と考える。

2.6. 帰宅困難者数の推計と旅行中の災害時に求められる対応

大規模地震や風水害等の災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止や道路網の寸断等により、自宅へ帰ることが困難となる者、いわゆる「帰宅困難者」が発生する可能性がある。住民や通勤・通学者に加え、葛飾区外から訪れている日本人観光客が帰宅困難者となる状況も想定される。

こうした帰宅困難者の発生は、主要駅周辺や観光拠点等における一時的な滞留や混雑を引き起こし、周辺環境や災害対応全体に影響を及ぼすおそれがある。そのため、災害時における帰宅困難者の発生規模を一定の前提条件のもとで把握しておくことは、関係機関による対応の検討や、必要となる受入体制のあり方を考える上で、基礎的な情報となる。

本節では、葛飾区の日本人観光客を対象として、GPSデータを用いることにより、災害発生時に想定される「帰宅困難者数」を一定の前提条件の下で算出した。具体的には、葛飾区内の主要観光スポットの来訪者数（20km圏内居住者を除く）を1時間単位で計測し、地域ごとに集計した人数を「帰宅困難者数」と想定した。帰宅困難者数の月内（2024年4月、7月、10月、2025年1月）の最大値と中央値を**表2-5**に示す。

1) 地域別の帰宅困難者数

昼間（12時台）の帰宅困難者のピークは土日祝日で1日に2,000人規模であり、【①柴又地域】や【④亀有地域】の人数が他地域に比べ多い。なお、平日のピークは1,000人前後である。

夜間（24時台）の帰宅困難者は、基本的には駅前に宿泊施設が複数立地する【⑥新小岩地域】に多い（2025年1月で最大680人規模）。しかし、民泊など住宅型宿泊施設が複数立地する【③堀切地域】や【その他地域】（青戸・高砂など）でも、1日に300人前後が滞在している日もあると見受けられる。

表 2-5 地域別にみる帰宅困難者数（令和 6 年度）

◆2024年4月 (単位：人日)

	平日				土日祝日			
	昼間（12時台）		夜間（24時台）		昼間（12時台）		夜間（24時台）	
	最大値	中央値	最大値	中央値	最大値	中央値	最大値	中央値
①柴又地域	765	362	-	-	2,097	984	-	-
②金町・水元地域	1,395	846	54	-	1,281	936	-	-
③堀切地域	148	-	439	116	325	120	213	162
④亀有地域	819	502	88	-	1,947	760	117	62
⑤四つ木・立石地域	927	188	103	-	438	184	118	-
⑥新小岩地域	258	71	495	151	232	124	454	213
その他地域	48	-	168	77	78	-	126	75

◆2024年7月 (単位：人日)

	平日				土日祝日			
	昼間（12時台）		夜間（24時台）		昼間（12時台）		夜間（24時台）	
	最大値	中央値	最大値	中央値	最大値	中央値	最大値	中央値
①柴又地域	543	216	-	-	967	608	-	-
②金町・水元地域	473	275	-	-	576	346	57	-
③堀切地域	187	50	500	269	144	52	341	157
④亀有地域	664	508	204	22	1,248	925	68	-
⑤四つ木・立石地域	1,239	199	104	-	517	184	141	-
⑥新小岩地域	412	76	527	213	207	101	277	121
その他地域	118	-	184	-	138	-	167	-

◆2024年10月 (単位：人日)

	平日				土日祝日			
	昼間（12時台）		夜間（24時台）		昼間（12時台）		夜間（24時台）	
	最大値	中央値	最大値	中央値	最大値	中央値	最大値	中央値
①柴又地域	787	313	-	-	2,210	955	-	-
②金町・水元地域	688	285	74	-	1,050	526	-	-
③堀切地域	296	44	362	132	447	54	250	86
④亀有地域	957	513	187	99	1,244	978	171	-
⑤四つ木・立石地域	501	163	117	-	535	219	-	-
⑥新小岩地域	205	56	458	158	583	106	316	207
その他地域	67	-	173	-	180	-	359	81

◆2025年1月 (単位：人日)

	平日				土日祝日			
	昼間（12時台）		夜間（24時台）		昼間（12時台）		夜間（24時台）	
	最大値	中央値	最大値	中央値	最大値	中央値	最大値	中央値
①柴又地域	702	359	-	-	2,198	1,483	-	-
②金町・水元地域	470	131	55	-	493	152	57	-
③堀切地域	224	52	289	103	425	74	276	158
④亀有地域	860	445	213	72	2,377	845	174	-
⑤四つ木・立石地域	1,176	172	139	-	392	258	118	-
⑥新小岩地域	210	-	680	199	344	137	591	96
その他地域	67	-	266	-	108	-	270	-

各月・時間帯における帰宅困難者数最大の地域

注) 12/30～1/3は土日祝日に含めている。

2) ゴールデンウィークにおける帰宅困難者数

ゴールデンウィークの帰宅困難者数を時間帯別に観察する。【①柴又地域】で12～14時台に2,000人規模、【④亀有地域】で12時～14時台に1,300人規模の帰宅困難者の発生が見込まれる。

表 2-6 繁忙期における帰宅困難者数（令和6年度）

◆ゴールデンウィーク（2024年5月3日） （単位：人日）

	8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時
①柴又地域	181	1,362	2,179	2,224	874	-	-	-
②金町・水元地域	103	446	978	683	422	150	-	-
③堀切地域	-	-	91	230	-	-	43	177
④亀有地域	315	305	1,374	1,444	1,353	996	469	229
⑤四つ木・立石地域	53	260	458	366	440	379	162	69
⑥新小岩地域	239	284	327	600	538	399	287	287
その他地域	69	-	-	-	69	-	76	160

地域ごとの帰宅困難者数最大の時間帯

3) 旅行中の災害時に求められる対応

葛飾区訪問経験者を対象とするインターネット調査結果等に基づき、旅行中の災害時に求められる対応について整理する。

1. 旅行中の災害時に求められる情報

葛飾区観光客が旅行中の災害時に必要と考える情報として、「公共交通機関の運行状況」(52.9%)、「安全な避難場所の場所と行き方」(50.4%)、「現在の正確な災害状況」(48.4%)、「滞在している地域や周辺の危険情報」(41.7%)が上位に挙げられた。特に女性や高齢層でこれらの情報ニーズが高く、訪問回数が多い層ほど災害時の情報重視傾向が強い。

また、「名所・旧跡」や「ロケ地巡り」目的の客層では、正確な災害情報や避難案内、交通情報への関心が他層より高い傾向がみられた。

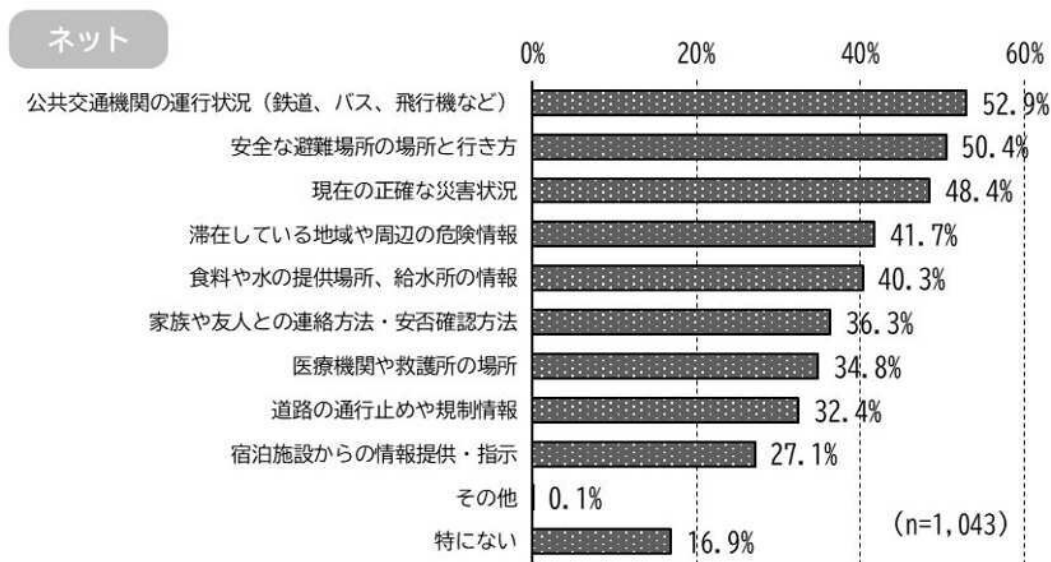


図 2-20 旅行中の災害時に求められる情報 (複数回答)

2. 災害時に必要とされる支援物品

支援物品としては「食料や飲料水」(69.0%)、「携帯電話のモバイルバッテリー」(54.5%)、「簡易トイレや衛生用品」(54.1%)、「毛布や防寒具」(51.0%)が重視されている。関東在住者やリピーター層で特に生活必需品・情報機器のニーズが高い傾向がみられた。

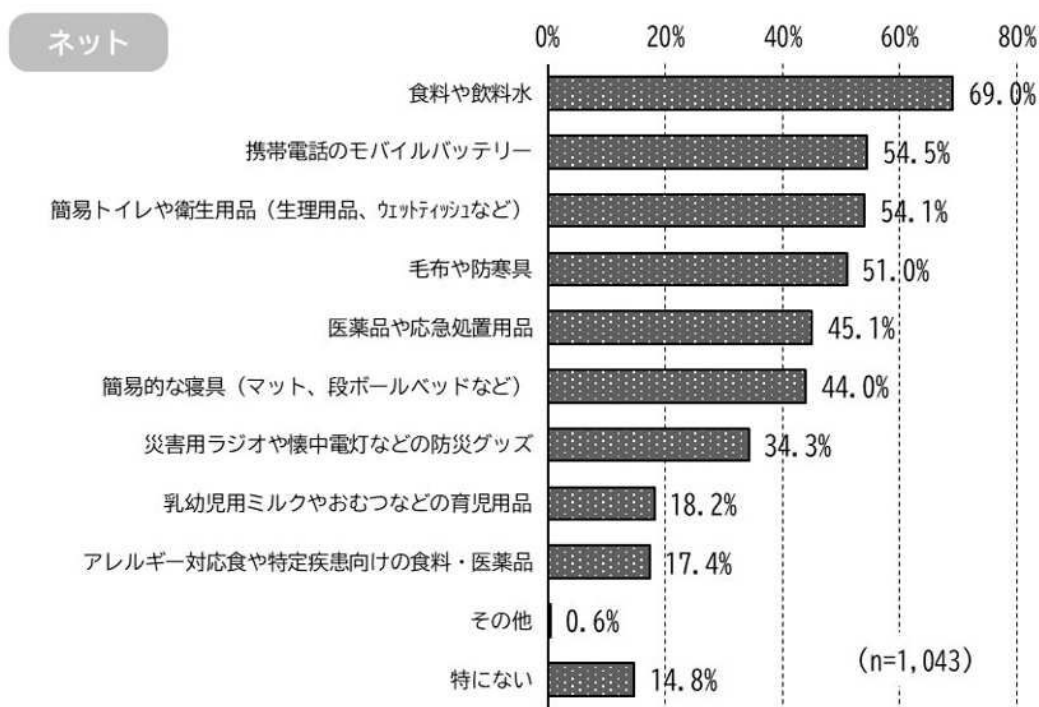


図 2-21 災害時に必要とされる支援物品 (複数回答)

3. 総括

旅行中の災害時においては、観光客は自身の安全確保と迅速な避難行動のため、「交通機関の運行状況」「安全な避難場所」「災害状況」の正確な情報提供を強く求めている。加えて、食料・水・情報端末の充電・衛生用品など、観光客特有ということではなく、基本的な生活物資へのニーズも高く、これらの供給体制の整備が不可欠である。特に女性や高齢層、高頻度訪問層は災害対応情報に対する期待が高い。

2.7. RESAS観光マップを活用した周辺地域との比較

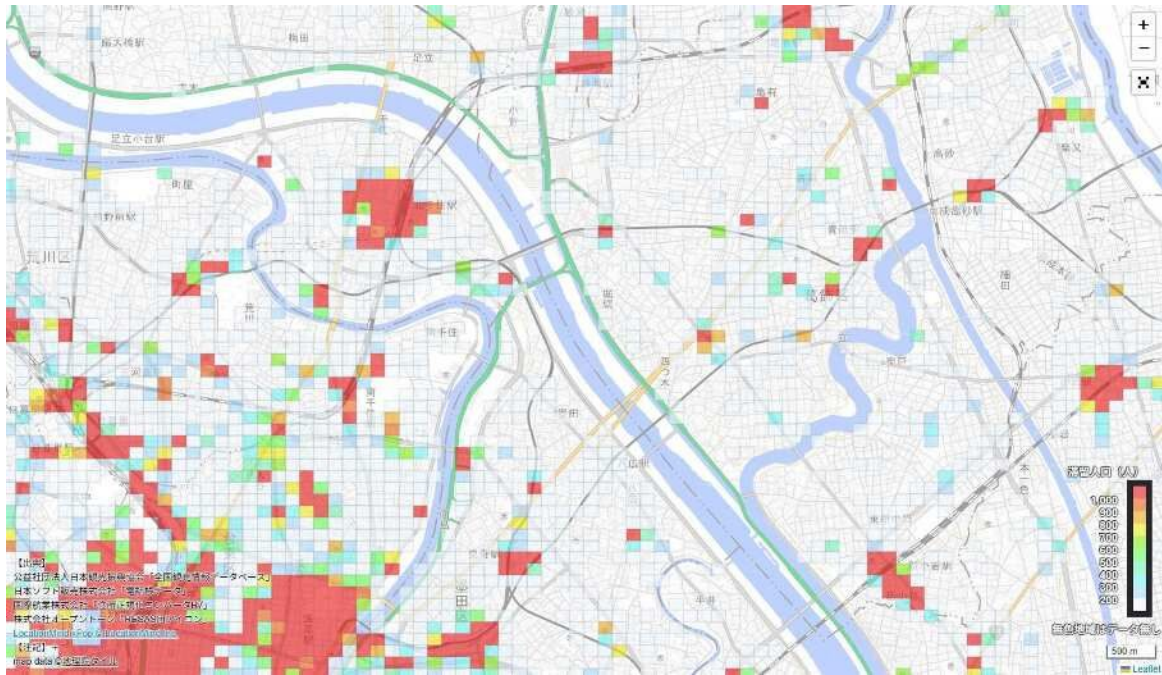
本節では、RESAS観光マップを活用して、葛飾区とその周辺の地域の滞在人口（観光入込客に相当）を比較する。

RESASは、地域経済に関するビッグデータを地図上やグラフで見える化できる政府のシステムであり、内閣府と経済産業省が提供している。RESASの一機能として「観光マップ」があり、メッシュ単位で滞在人口を概観することができる。本節では、葛飾区の観光入込客数の実態を周辺の地域と比較する目的でRESAS観光マップを活用する。

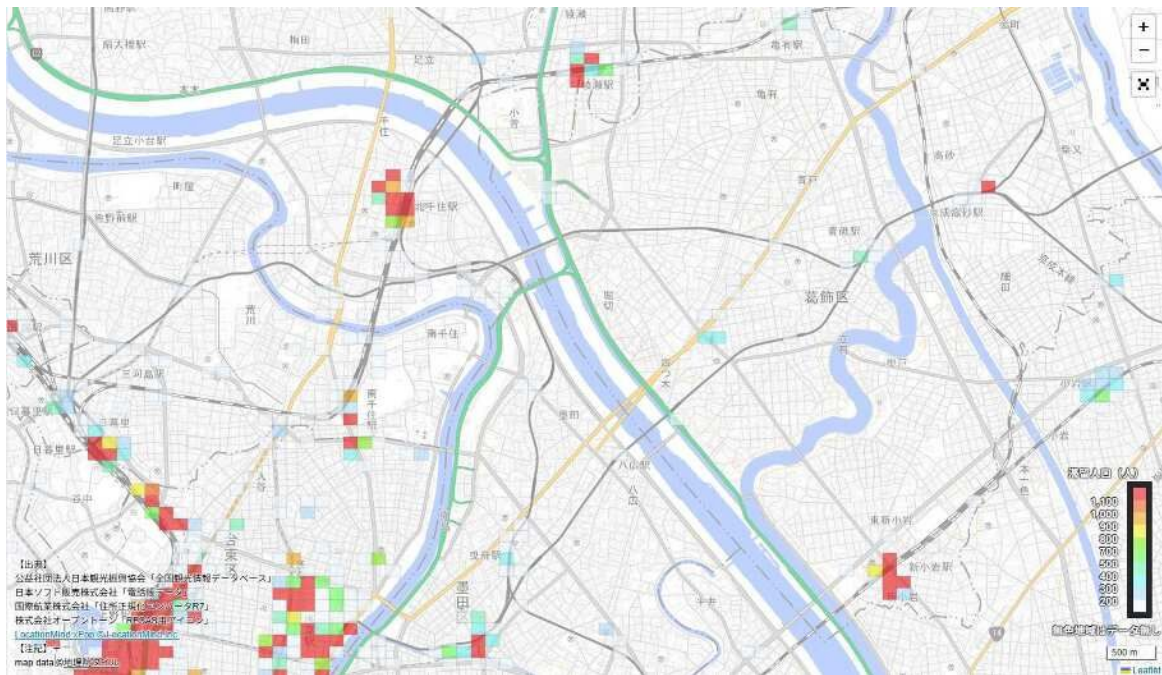
昼間の滞在人口（東京都居住者を除く）をみると、葛飾区内では柴又駅や亀有駅をはじめ、綾瀬駅、京成高砂駅、青砥駅、新小岩駅の周辺で滞在人口が局所的に大きい。上野、浅草は広範囲にわたって滞在人口が大きい様子が見られる。常磐線沿線では北千住駅周辺の滞在人口の広がりも大きい。

夜間の滞在人口（東京都居住者を除く）をみると、上野や浅草周辺の集積にはかなわないが、葛飾区内では大規模宿泊施設の立地する綾瀬駅と新小岩駅周辺に滞在人口の集積が見られる。局所的ではあるが、京成高砂駅や青砥駅、亀有駅の周辺、四つ木エリアにも滞在人口の多いメッシュが存在しており、住宅型宿泊施設の利用者がここに宿泊している可能性がある。

[昼間 (13時)]



[夜間 (3時)]



出典：地域経済分析システム RESAS ウェブサイト (<https://resas.go.jp/population-composition>)

図 2-22 RESAS 観光マップ滞留人口 (令和 6 年、東京都居住者を除く)

第3章 訪日外国人観光客の来訪実態

3.1. 訪日外国人観光入込客数

携帯電話の基地局データによると、葛飾区を訪れた訪日外国人観光入込客数は令和6年4月におよそ12,600人回、10月におよそ14,100人であった。このうち、宿泊客数は令和6年4月におよそ7,600人回、10月におよそ8,200人回である。

表3-1 葛飾区の訪日外国人観光入込客数（基地局データ）

（単位：千人回）

		訪日外国人観光入込客数		
			宿泊客数	日帰り客数
令和6年度(2020年度)	4月	12.6	7.6	5.0
	10月	14.1	8.2	5.9

一方、スマートフォン等のGPSデータによると、葛飾区を訪れた訪日外国人観光入込客数は令和6年度で年間およそ59万人と推計される。訪日外国人の国籍・地域別にみると、「台湾」が最も多くおよそ12万6千人であり、全体の2割強を占める。次いで「韓国」（およそ10万6千人）、「中国」（およそ10万5千人）、「香港」（およそ4万1千人）、「フィリピン」（およそ3万人）、「米国」（およそ2万7千人）、「ヨーロッパ」（およそ2万5千人）の順が多い。

前年比をみると、令和6年度は主要マーケットである「台湾」「韓国」で前年度に比べ減少している。一方、「中国」は前年度に比べて大きく増加しているが、中国からの訪日観光客はコロナ禍からの回復が他の国籍・地域に比べ遅く、令和6年度に大きく回復したものである。

表3-2 葛飾区の訪日外国人観光入込客数（GPSデータ）

（単位：千人回）

	訪日外国人観光入込客数			宿泊客数	日帰り客数
	[構成比]	(前年比)	(前年比)		
令和6年度(2024年度)	593.9	[100.0%]	(-3.4%)	127.1	(4.8%)
台湾	126.2	[21.3%]	(-21.4%)	19.8	(-0.5%)
韓国	105.7	[17.8%]	(-31.4%)	21.9	(-35.4%)
中国	104.7	[17.6%]	(150.2%)	18.2	(198.2%)
香港	41.4	[7.0%]	(-19.2%)	8.6	(-21.2%)
フィリピン	29.5	[5.0%]	(33.8%)	8.8	(58.9%)
米国	26.6	[4.5%]	(-31.5%)	10.4	(-15.1%)
ヨーロッパ	24.7	[4.2%]	(-9.6%)	5.9	(-4.7%)
タイ	21.3	[3.6%]	(-8.6%)	4.3	(-6.7%)
カナダ	20.8	[3.5%]	(24.4%)	3.0	(160.9%)
その他	93.0	[15.7%]	(17.9%)	26.2	(26.5%)

GPSデータを用いて、葛飾区を訪れた訪日外国人観光入込客数を月別にみると、極端なピークは観察されず、令和7年6月までは各月とも4～6万人回の間で推移している。令和7年7月以降の人数が増加しているが、これは東京都全域で見られる傾向である。

表 3-3 月別にみる葛飾区（全域）の訪日外国人観光入込客数（GPSデータ）

（単位：千人回）

	訪日外国人観光入込客数		
	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
1月	49.5	43.1	47.4
2月	50.4	43.5	47.6
3月	53.1	56.7	55.1
4月	55.5	51.8	59.5
5月	50.5	50.4	57.9
6月	58.6	54.0	50.7
7月	57.6	57.9	69.6
8月	50.8	46.5	68.0
9月	51.5	40.9	69.7
10月	53.6	48.3	82.9
11月	47.6	42.8	75.9
12月	45.8	51.2	81.6

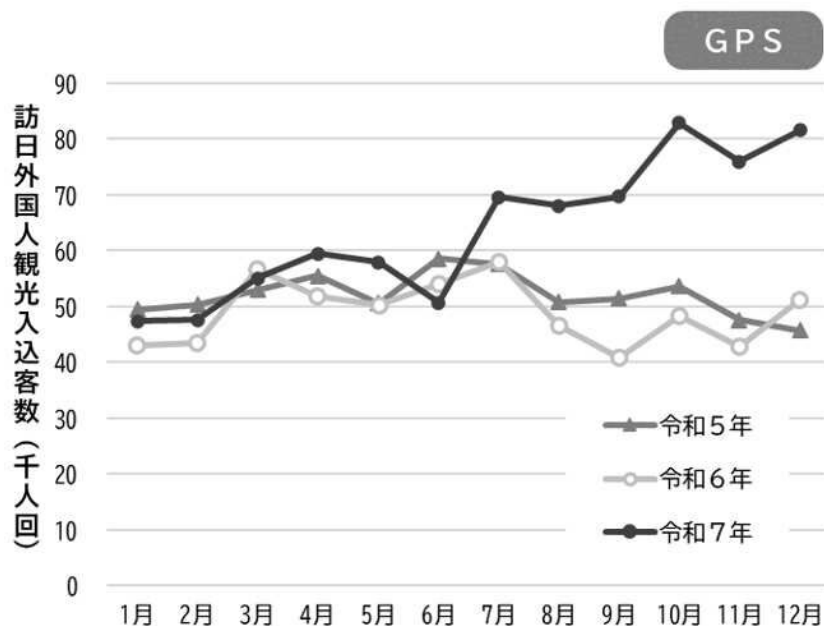


図 3-1 月別にみる葛飾区の訪日外国人観光入込客数（GPSデータ）

3.2. 訪日外国人観光客の来訪実態

1) 個人属性（国籍・地域）

葛飾区を訪れた訪日外国人観光客の国籍・地域の構成比を観察すると、調査手法によって結果が異なるものの、「台湾」「ヨーロッパ」が主要なマーケットである様子が見えてくる。なお、それぞれの調査手法の調査対象時期は、基地局データが令和6年4月と10月の合算値、GPSデータは令和6年度、現地ヒアリング調査および観光施設等アンケート調査（アンケート）は令和7年8～9月である。

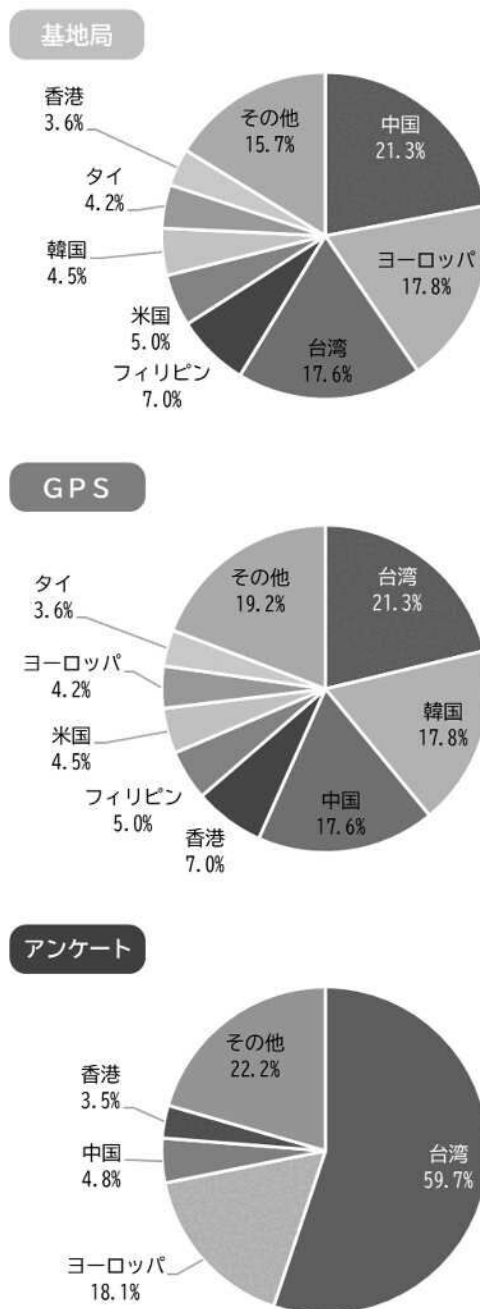


図 3-2 葛飾区の訪日外国人観光客の国籍・地域

2) 葛飾区を訪れる外国人観光客の特徴

柴又地域および亀有地域で実施した現地ヒアリング等調査結果に基づき、訪日外国人観光客のペルソナを整理する。「葛飾区を訪れる代表的な観光客像」を、国籍・地域や目的などを組み合わせて“ひとりの人物像”（ペルソナ）として把握することで、実際の利用者の傾向を具体的にイメージでき、より効果的な施策の検討が容易となる。

▼葛飾区を訪れる外国人観光客 2つのペルソナ

【ペルソナ①】台湾からのアニメ好き若年層 <亀有地域の主要客層>	
属性	<ul style="list-style-type: none"> - 年代：29歳以下 - 訪問頻度：5回以上のヘビーリピーター - 同行者：友人／知人
行動特性	<ul style="list-style-type: none"> - 目的地：亀有地域（+柴又地域） - 目的：漫画・アニメキャラクター巡り - 旅行形態：個人旅行、葛飾区外に宿泊 - 情報収集方法：テレビ、YouTube、Instagram、口コミ - 交通手段：鉄道
価値観・ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> - 「映画やドラマ、アニメ等のキャラクター」に強い魅力を感じる - 満足度・再訪意向・推奨意向はやや高め
観光消費の傾向	<ul style="list-style-type: none"> - 区内での「飲食費」「土産・買い物費」「入場・観覧費」の購入率はやや高め

【ペルソナ②】ヨーロッパからの歴史・文化関心層 <柴又地域の主要客層>	
属性	<ul style="list-style-type: none"> - 年代：30～49歳 - 訪問頻度：初めて - 同行者：夫婦
行動特性	<ul style="list-style-type: none"> - 目的地：柴又地域 - 目的：名所・旧跡 - 旅行形態：個人旅行、葛飾区外に宿泊 - 情報収集方法：YouTube、Instagram、Google Map、口コミ - 交通手段：鉄道
価値観・ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> - 「歴史・文化」「下町の風情」に強い魅力を感じる - 満足度・再訪意向・推奨意向は非常に高い
観光消費の傾向	<ul style="list-style-type: none"> - 消費は控えめだが、区内宿泊者の「宿泊費」は高い傾向

3) 葛飾区内での宿泊施設の利用実態

柴又および亀有地域で実施した現地ヒアリング等調査結果に基づき、葛飾区内での宿泊施設の利用実態について整理する。

1. 宿泊の傾向と宿泊数

葛飾区を訪れた訪日外国人観光客のうち「葛飾区内に宿泊」した人は7.3%であり、9割強は「葛飾区外に宿泊」していた。葛飾区内に宿泊した人の区内平均泊数は5.26泊であり、台湾などアジアからの旅行者は「1泊」がおよそ半数を占めるが、アジア以外では10泊以上の長期滞在者が目立つ。

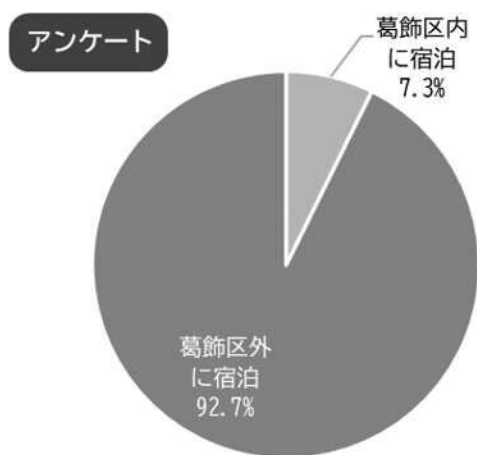


図 3-3 葛飾区内での宿泊の有無

2. 区内の宿泊施設を利用した理由

葛飾区内宿泊施設の利用理由としては、「宿泊料金が手頃だったから」が全体の43.5%と最も多かったが、2番目に多かった「空港（成田・羽田）へのアクセスが便利だったから」（34.8%）は訪日外国人観光客ならではのニーズである。「目的地へのアクセス・交通の便が良いから」（30.4%）よりも高いことから、訪日外国人観光客は目的地よりも空港へのアクセスの良さを重視している人が多いことがわかる。

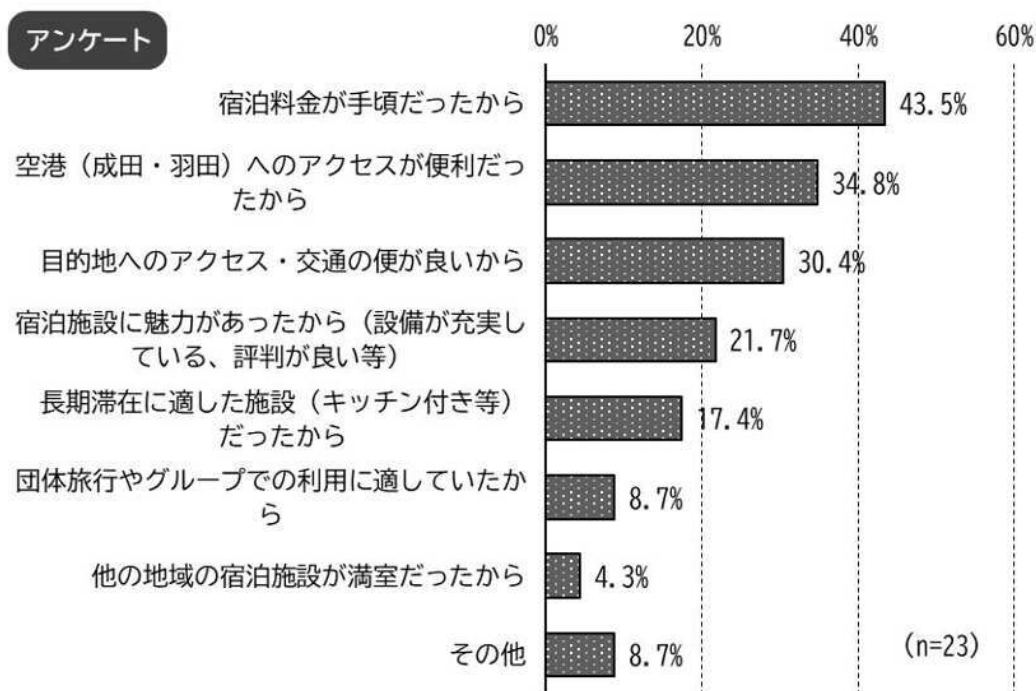


図 3-4 葛飾区内の宿泊施設を利用した理由（複数回答）

3. 宿泊施設を選ぶ上での条件

宿泊施設選定時に重視される条件は「交通アクセスの良さ」が43.5%と最も高かった。次いで、「宿泊料金の安さ」「周辺環境の良さ（飲食店やコンビニが近い等）」（それぞれ30.4%）が上位を占めた。

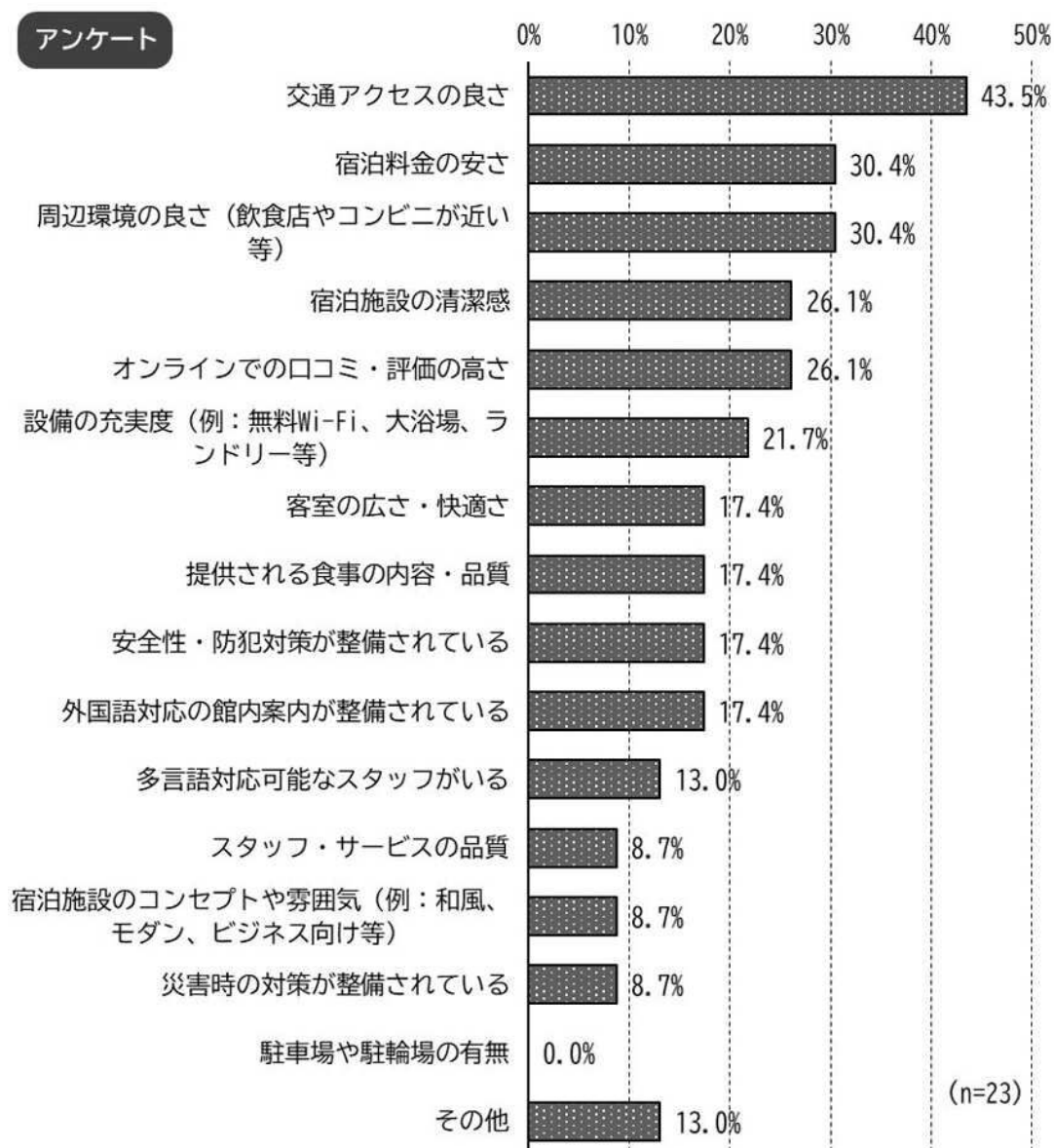


図 3-5 宿泊施設を選んだ際に重視したこと（複数回答）

4. 葛飾区内に宿泊した際に困ったこと

宿泊時の困りごととしては「宿泊料金が想定より高かった」「設備が不十分だった、または故障していた」がそれぞれ17.4%で最も高い。一方、「特に困ったことはなかった」がおよそ半数を占めた。

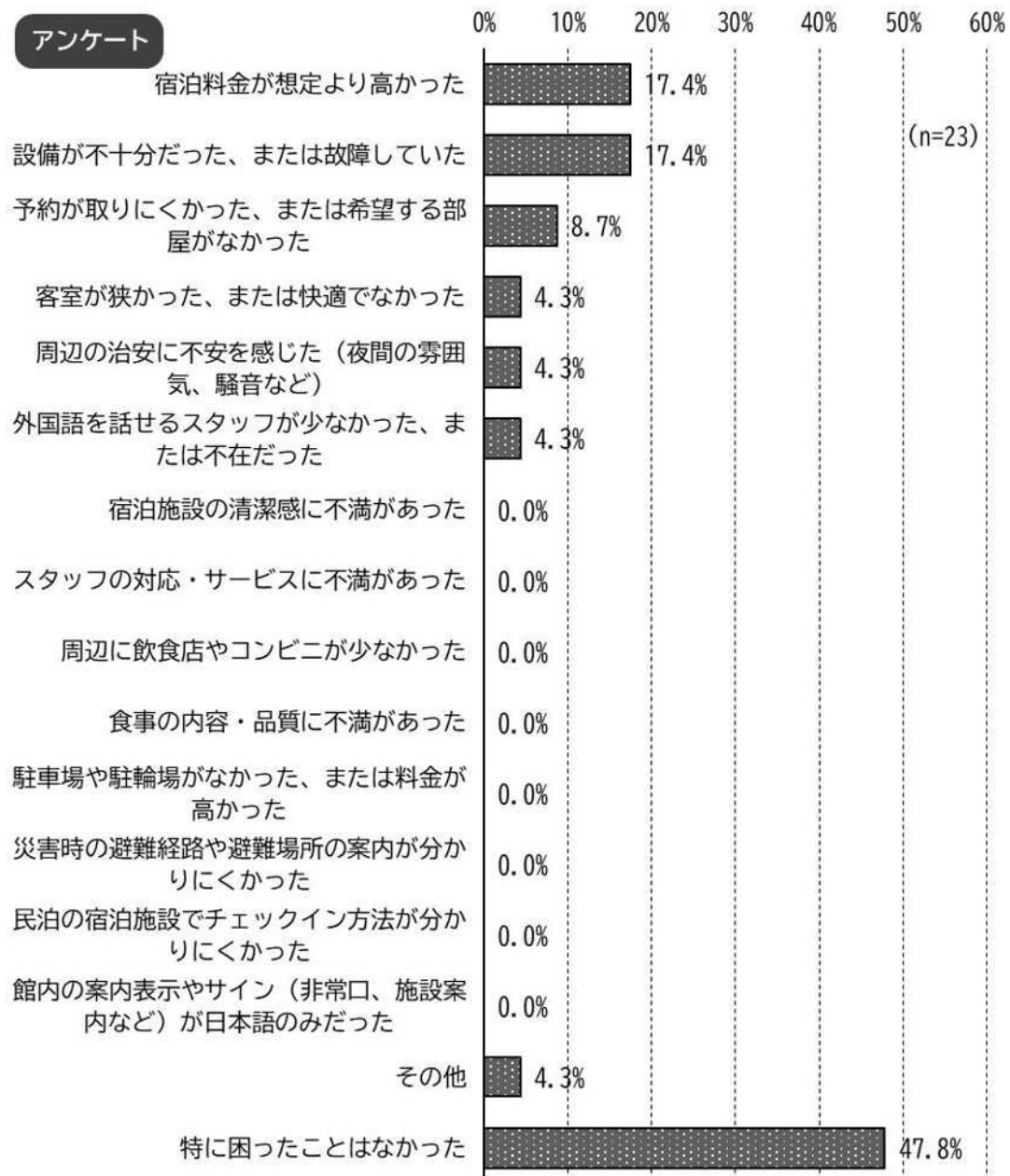


図 3-6 葛飾区内に宿泊した際に困ったこと（複数回答）

5. 民泊利用の実態

ホテル・旅館以外の住宅型宿泊施設（民泊等）の利用率は全体で 52.2%であった。利用率は属性別に差異がみられ、調査地点別では「亀有地域」よりも「柴又地域」の方が、性別では「男性」よりも「女性」の方が、年代別では「30～49歳」より「29歳以下」の方が、国籍・地域別では「ヨーロッパ」よりも「台湾」の方が、民泊等の利用率が高い傾向がみられた。

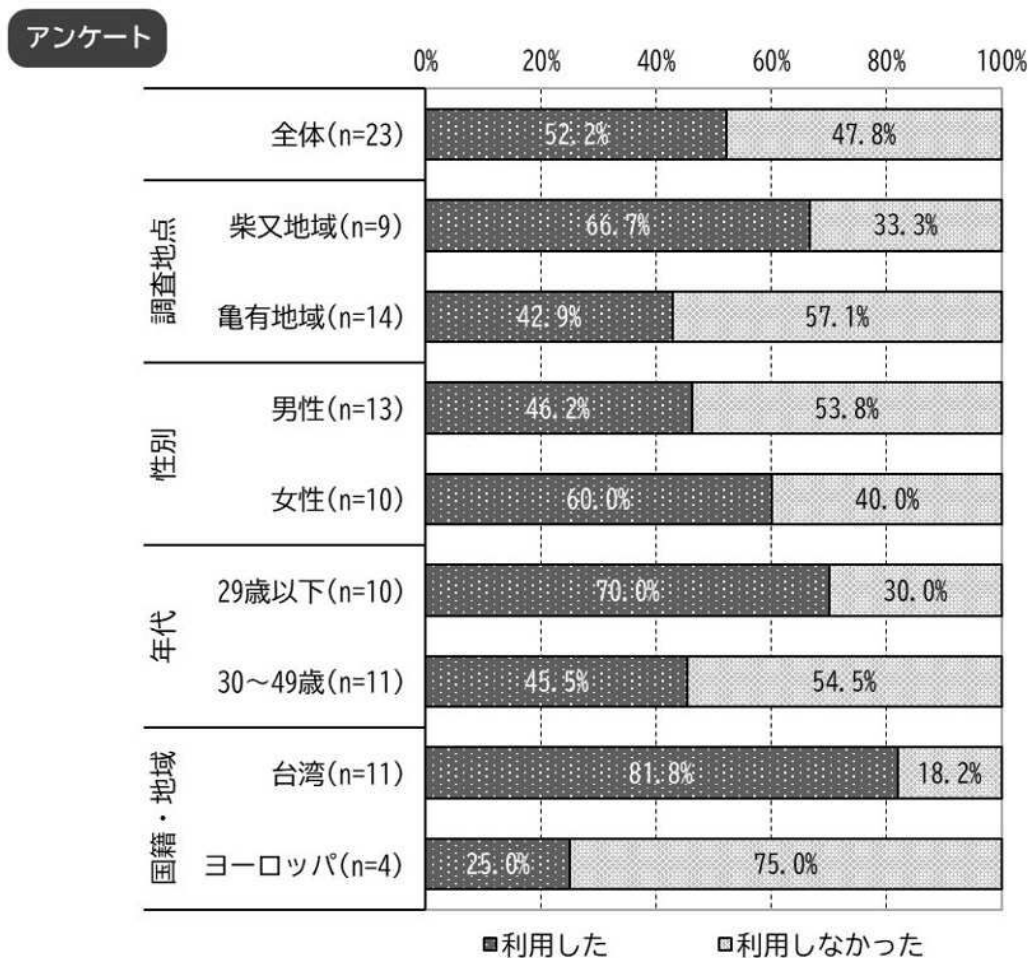


図 3-7 住宅型宿泊施設（民泊等）の利用率

民泊等の利用理由では、「宿泊費を抑えたいから」とともに「グループや家族と一緒に泊まりたいから」が33.3%と最も高かった。なお、「グループや家族と一緒に泊まりたいから」は夫婦や家族連れでの選択率が高い。次いで、「現地の生活を体験したいから」「葛飾区に宿泊したかったから」がそれぞれ25.0%を占めた。

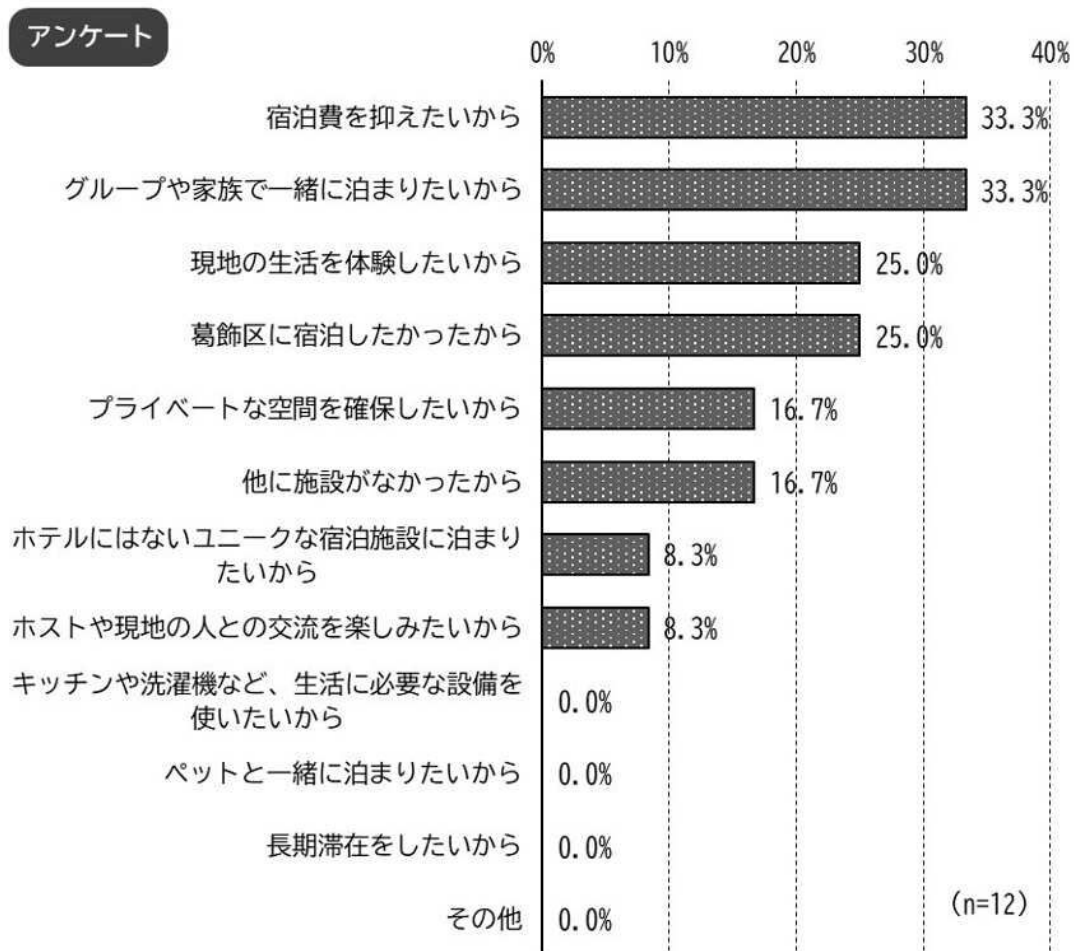


図 3-8 住宅型宿泊施設（民泊等）を利用した理由（複数回答）

6. 総括

訪日外国人観光客の葛飾区内宿泊施設の利用実態を俯瞰すると、空港からの交通アクセスの良さや料金の手頃さ、周辺環境の良さが主な利用条件となっている。

住宅型宿泊施設（民泊等）の利用は区内宿泊客全体のおよそ5割と高く、特に台湾からの区内宿泊客での利用率が高い。民泊は「宿泊費抑制」のみならず、「家族と一緒に泊まりたい」という宿泊客のニーズを満たしており、家族連れの訪日外国人観光客に支持されているものと考えられる。

3.3. 訪日外国人観光客の人流動態

G P Sデータに基づき、葛飾区を訪れた訪日外国人観光客の前後訪問地をみると、前後とも「東京都墨田区」が圧倒的に多い。葛飾区後の訪問地域では「千葉県成田市」が2番目に多く、帰国前に葛飾区に立ち寄る人が多いのではないかと推測される。



図 3-9 葛飾区の訪日外国人観光客の前後訪問地（令和6年度）

一方、葛飾区を訪れた訪日外国人観光客の前後宿泊地をみると、前後ともに「東京都台東区」が圧倒的に多く、次いで「東京都墨田区」や「東京都新宿区」が多いことがわかる。葛飾区を訪れる訪日外国人では、浅草や上野のある台東区を宿泊拠点とし、東京スカイツリーがある墨田区の観光とセットで葛飾区を訪問する周遊パターンが主流と考えられる。



図 3-10 葛飾区の訪日外国人観光客の前後宿泊地（令和6年度）

なお、「台東区」に宿泊する訪日外国人観光客の前後訪問地（島しょ部を除く東京都内のみ）を観察すると、前訪問地は「千代田区」「文京区」「渋谷区」、後訪問地は「千代田区」「新宿区」「渋谷区」などが上位であり、「葛飾区」は極めて少数であることがわかる。「台東区」宿泊の前後で比較すると、「台東区」に宿泊する前よりも後の方が「葛飾区」の訪問率がわずかに高くなっている。

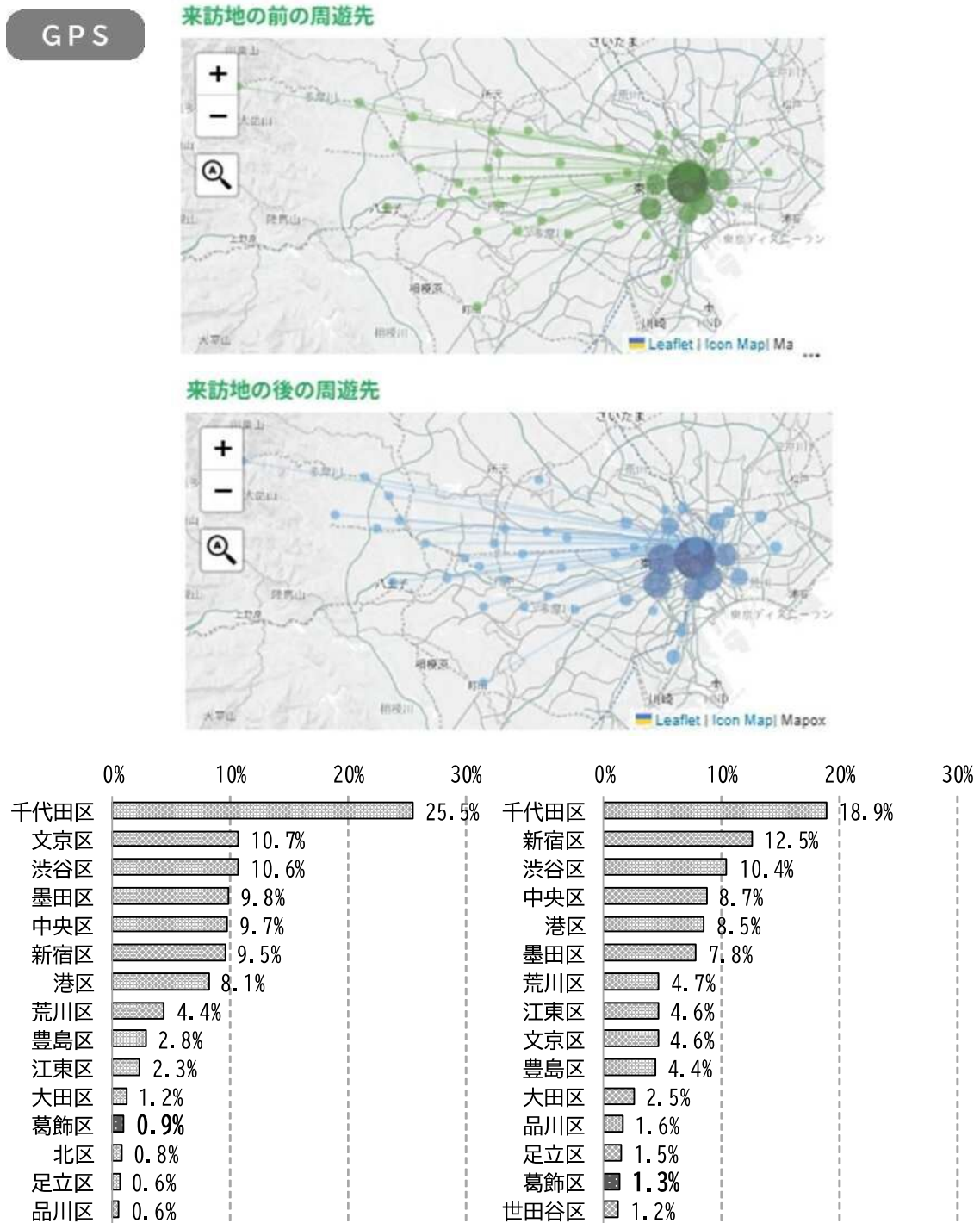


図 3-11 台東区に宿泊する訪日外国人観光客の前後訪問地（令和 6 年度）

令和7年8～9月に柴又地域および亀有地域にて実施したアンケート等の結果をもとに、葛飾区内外での回遊状況をみる。

柴又地域を調査地点とする回答者では【①柴又地域】のみの訪問が53.6%と高いのに対し、亀有地域を調査地点とする回答者では【④亀有地域】に加えて【①柴又地域】にも足を運ぶ人が36.8%と高い傾向がみられた。

調査地点以外での葛飾区内の回遊では、柴又地域を調査地点とする回答者では【⑤四つ木・立石地域】へ、亀有地域を調査地点とする回答者では【②金町・水元地域】へ回遊する動きが観察された。

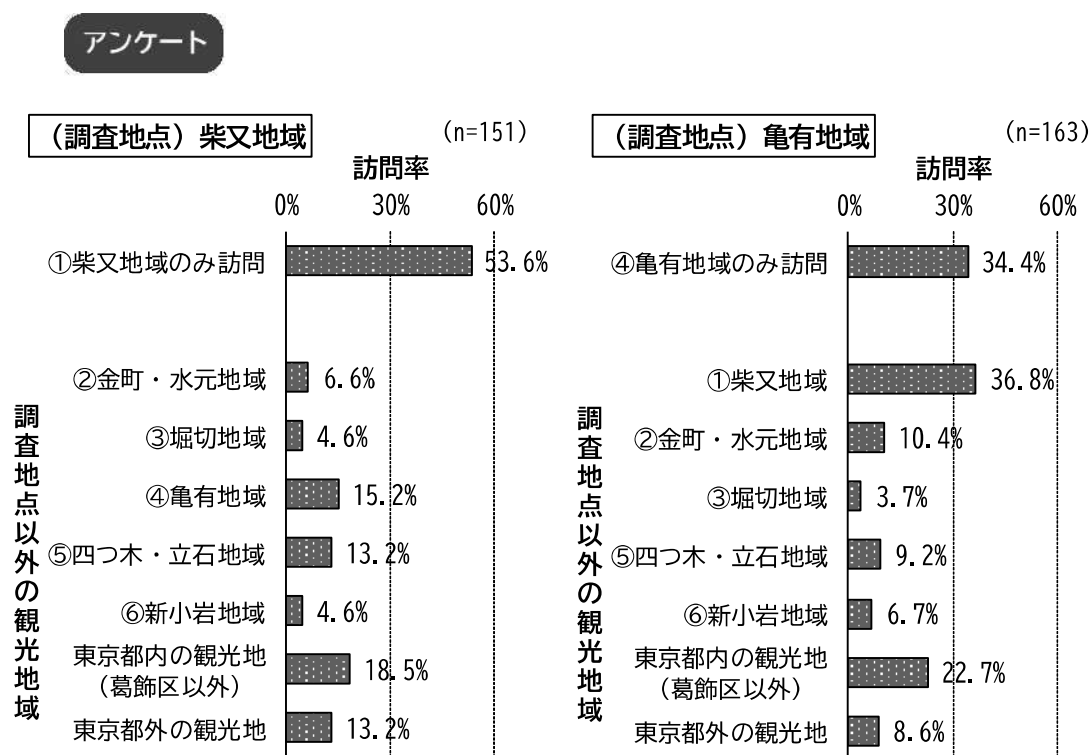


図 3-12 葛飾区内の観光地域の回遊状況

3.4. 葛飾区内での訪日外国人観光消費額

令和7年8～9月に柴又地域および亀有地域にて実施したアンケート等の結果によると、葛飾区内での1人当たり観光消費額は10,818円/人回と推計される。このうち、区内宿泊客は29,728円/人回、区外宿泊客は9,329円/人回である。主な国籍・地域別にみると、「台湾」は14,099円/人回、「ヨーロッパ」は4,044円/人回である。費目別では、「土産・買い物費」(3,644円/人回)と「飲食費」(3,618円/人回)の支出が多い。

表3-4 葛飾区内での1人当たり観光消費額（令和7年8～9月）

【葛飾区内1人当たり観光消費額】（費目毎0円を含む1人当たり平均）							（単位：円/人回）
	交通費	宿泊費	飲食費	土産・ 買い物費	入場・ 観覧費	その他	合計
	1,654	858	3,618	3,644	725	319	10,818
(構成比)	(15.3%)	(7.9%)	(33.4%)	(33.7%)	(6.7%)	(2.9%)	(100.0%)
区内宿泊客	2,343	11,757	5,090	7,376	1,594	1,568	29,728
区外宿泊客	1,599	0	3,502	3,350	657	220	9,329
台湾	2,196	995	4,624	4,740	1,024	521	14,099
ヨーロッパ	636	526	1,568	1,098	216	0	4,044

【購入率】（区内滞在中に支出した人の割合）						
	交通費	宿泊費	飲食費	土産・ 買い物費	入場・ 観覧費	その他
全体	87.9%	4.8%	74.3%	52.4%	38.7%	4.4%
区内宿泊客	87.0%	65.2%	82.6%	69.6%	47.8%	17.4%
区外宿泊客	88.0%	0.0%	73.6%	51.0%	38.0%	3.4%
台湾	87.2%	4.8%	73.9%	56.4%	44.1%	6.4%
ヨーロッパ	93.0%	1.8%	66.7%	42.1%	35.1%	0.0%

【購入者単価】（費目毎0円を除く1人当たり平均）							（単位：円/人回）
	交通費	宿泊費	飲食費	土産・ 買い物費	入場・ 観覧費	その他	
全体	1,880	18,027	4,871	6,956	1,873	7,168	
区内宿泊客	2,695	18,027	6,161	10,603	3,333	9,014	
区外宿泊客	1,817	-	4,757	6,564	1,728	6,430	
台湾	2,517	20,778	6,254	8,407	2,319	8,155	
ヨーロッパ	684	30,000	2,351	2,608	615	-	

3.5. 旅行中の災害時に求められる対応

令和7年8～9月に柴又地域および亀有地域にて実施したアンケート結果に基づき、旅行中の災害時に求められる対応について整理する。

1. 旅行中の災害時に求められる情報

外国人観光客が旅行中の災害時に必要と考える情報として、「安全な避難先の場所と行き方」(44.8%)をを求める声が多かった。災害時に帰宅を前提とする日本人観光客は「公共交通機関の運行状況」の選択率が最も高かったが、外国人観光客の場合は近くの避難先への案内が最も求められている。これに次いで、「公共交通機関の運行状況」(43.2%)、「食料や水の提供場所、給水所の情報」(41.0%)が上位に挙げられた。

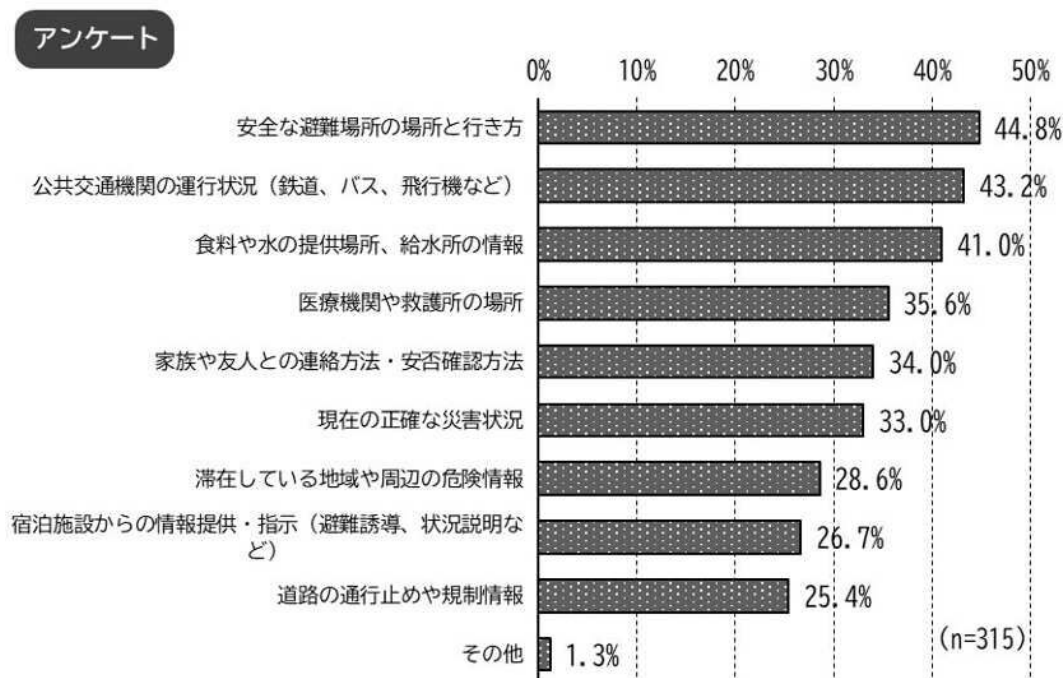


図 3-13 旅行中の災害時に求められる情報（複数回答）

2. 災害時に必要とされる支援物品

支援物品については、日本人観光客と同様、「食料や飲料水」(75.9%)の選択率が最も高い結果となった。次いで、「医薬品や応急処置用品」(46.7%)、「携帯電話のモバイルバッテリー」(46.3%)、「災害用ラジオや懐中電灯などの防災グッズ」(40.3%)が重視されている。

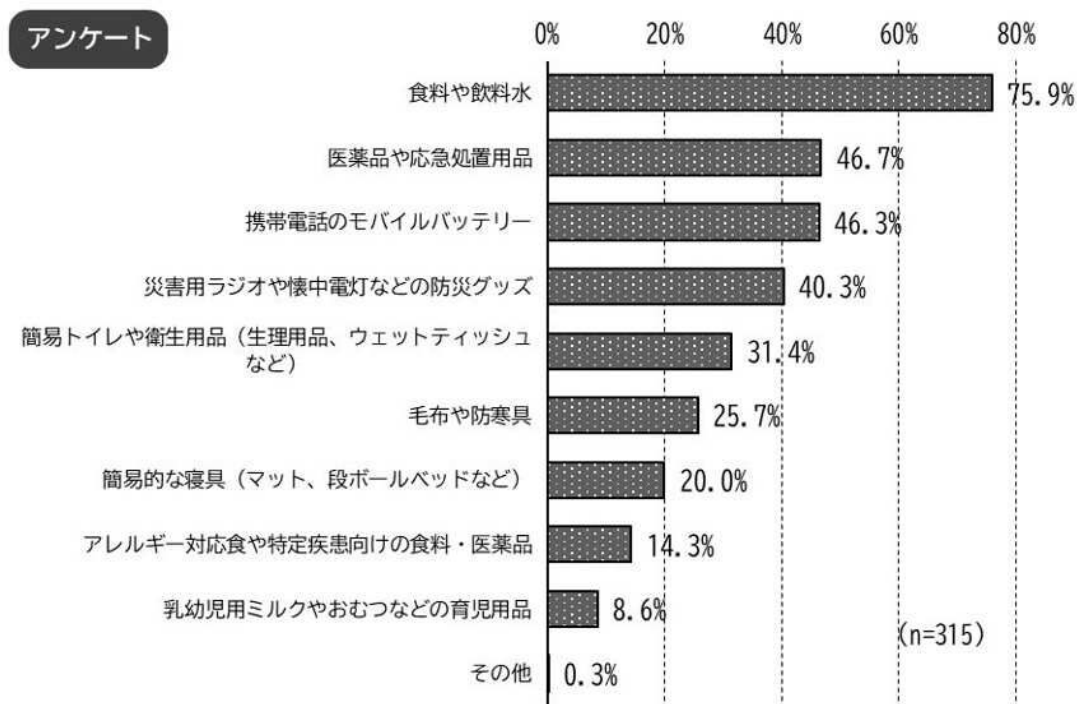


図 3-14 災害時に必要とされる支援物品 (複数回答)

3. 総括

訪日外国人観光客の場合には、日本人観光客のように自宅へ戻ることが前提とはならないため、災害発生時には徒歩圏内で迅速にアクセスできる「安全な避難先」に関する情報を求める傾向がみられた。併せて、「食料や飲料水」という生命維持に不可欠な支援物品へのニーズが高い。その他、観光庁が監修している外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」や日本政府観光局が運営する「Japan Safe Travel (JST)」の SNS による情報発信などの災害時に役立つツールの周知も必要だと考える。

第4章 事業者ヒアリング調査

4.1. 事業者ヒアリング調査の概要

葛飾区を訪れる観光客の動向を事業者目線で把握するとともに、葛飾区の観光に関する関連事業者の意見を把握するため、葛飾区内外の観光関連事業者（民泊事業者を含む）を対象としたヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査を行った事業者数は、区内事業者数 11 件（うち団体 2、案内所 1、観光施設 2、宿泊業 3、小売業 2、運輸業 1、製造業 1）、区外事業者数 7 件（うち案内所 3、旅行業 1、運輸業 2）である。

なお、今回の調査では国内外から葛飾区を訪れる観光客への災害時対応に関する考え方や災害対応マニュアル等の策定状況についても併せて把握した。

4.2. 事業者ヒアリング調査結果

1) 葛飾区を訪れる観光客の動向

日本人と外国人の比率

令和 6 年における葛飾区内の日本人観光客と外国人観光客の比率は、ヒアリングを行った区内事業者の平均でおよそ 8 : 2 であった。区外事業者の顧客ではおよそ 4 : 6 であり、葛飾区は日本人観光客の割合が高いと推測される。

なお、令和 7 年における葛飾区内の日本人観光客と外国人観光客の比率は区内事業者平均でおよそ 7 : 3 であり、足元では外国人観光客の割合が増える傾向がみられた。

日本人観光客の動向

令和 6 年の日本人観光客の増減傾向は、回答が得られた事業者で増加が 7 件、横ばいが 6 件、減少が 1 件であり、全体としては横ばい～増加傾向と捉えられる。主要顧客の年代は事業者によって 10 代から 60 代以上までと幅があるが、50 代以上との回答が多い。同行者もひとりから夫婦、家族、友人、団体と様々だが、区外事業者の取り扱いでは団体客を挙げる回答が目立った。

なお、令和 7 年の日本人観光客の増減傾向は、増加が 4 件、横ばいが 7 件、減少が 4 件であり、全体としては横ばいといえる。客層に大きな変化はみられない。

外国人観光客の動向

令和 6 年の外国人観光客の動向は、回答が得られた事業者で増加が 10 件、横ばいが 1 件、減少が 3 件であり、全体としては増加傾向と捉えられる。主要顧客の年代は 20 代から 60 代までと幅広いが、日本人よりは若い傾向がみられる。国籍・地域は観光地域により異なり、【④亀有地域】は台湾、【①柴又地域】や【⑤四つ木・立石地域】は欧米を挙げる回答が目立った。【⑥新小岩地域】では中国人の居住者が急増しており、彼らの親族や知人が来訪している様子が見えられた。

なお、令和7年の外国人観光客の増減傾向は、増加が8件、横ばいが3件、減少が4件であり、全体としては増加傾向といえる。

2) 葛飾区観光に関する意見

観光客の受入態勢について

観光地として名高い【①柴又地域】について、観光客の受入態勢の充実を期待する声が目立った。具体的には、「寅さん記念館へのルート表示を増やせるとよい」「矢切の渡りで江戸川を渡った先に観光施設があるとよい」「商店街の多くは閉店時間が早い。夜間の観光魅力を充実させるとよい」「イベントをより充実させるとよい」といった意見が寄せられた。

また、団体ツアーを取り扱う事業者からは、団体バスの駐車場不足や、団体客が一度に入ることのできる食事場所の不足を指摘する声があった。

外国人観光客の受入態勢については、外国人向けの葛飾観光パンフレットの必要性のほか、外国人向けの観光マナーに係る外国語案内が欲しいという声があった。これらの資料に関しては、すでに整備されているものの情報が古いものもあり、定期的な更新が求められる。また、外国人観光客は大きなサイズのスーツケースを持参するケースが多く、鉄道駅や観光地で手荷物預かりサービスや大型コインロッカーの充実が求められる。

交通手段について

葛飾区の観光地域間のアクセスが弱いことが挙げられる。例えば柴又を訪れた観光客は葛飾区内の他の観光地域ではなく、押上や浅草に行ってしまう傾向が見受けられる。南北を移動する交通網の充実が期待される。

個別の交通手段としては、シェアサイクルやレンタサイクルの充実を期待する声もあるほか、駅前駐輪場の充実を期待する声もあった。

他地区との連携について

訪れた観光客を案内するために、区内の観光情報を求めている意見があった。具体的には、葛飾区内の観光資源やイベント、駐車場の場所、駐車可能な飲食店などの情報が挙げられた。イベントに関しては、チラシの提供が求められている。

また、葛飾区内での連携はもちろん、近隣の松戸市との観光連携の充実を求める意見もあった。

葛飾の「食」について

一般に「食」は観光客に重要視される観光魅力のひとつだが、葛飾区は食の魅力に関するPRや発信が他地域に比べて弱いという意見があった。旅行中の様子を写真や

動画をSNSにアップする観光客は一定数存在し、それらの投稿は観光地のPRにもつながるものである。

また、葛飾区には外国人観光客の「食」へのニーズを満たすことができない状況もあるという。たとえば、谷中銀座（台東区）では外国人観光客向けの食べ歩き企画を行ったところ、来訪者が増え、宿泊も増加したという話があった。

3) 災害時の対応について

訪日外国人を中心に観光客は増加傾向にあり、観光客向けの災害対策は必要との課題認識は多くの事業者が有している。

災害時における避難先について、近隣の学校が避難所となるが、区民の利用を想定したものであり、観光客を誘導する仕組みは整っていない。区民への案内も同様ではあるが、外国人観光客とのコミュニケーションを含めて、避難所等の案内についてはピクトグラムなどを用いて誰もが理解しやすい表現とすることが不可欠との意見があった。

商店街・町会の防災活動

- ①防災訓練を、商店街ではなく、町会が実施するケースがある。
- ②商店街において、防火訓練や、商店スタッフを対象とした避難訓練がおおむね実施されている。
- ③火事用にポンプ車があり、商店街で管理している。

観光施設・案内所の防災体制

- ①観光施設や案内所で、訓練を実施しているケースは多い。
- ②防災訓練中に顧客対策も実施する施設はあるが観光客への対応は不十分

交通・観光事業者の安全備品と教育

- ①事業所の本社には消火器やAEDが設置されているところが多い
- ②観光バスの常備品は消火器、無線機、救急箱、経口補水液OS-1など
- ③観光バスでは観光客への災害対応を乗務員やガイドが実施する

防災情報・外国人向け対応

- ①観光客への災害冊子はない
- ②日本語・英語・中国語のマニュアルや災害時用案内カードがあるとよい
- ③葛飾区では「水害」に関する資料や情報が不可欠

4) その他

ツアー商品

定期観光バスでは、葛飾区へのツアー商品は柴又方面のみの設定が多い。現状では訪日外国人のみを対象とするツアーはないという話が多い。

事業者間の連携活動

葛飾区内の大規模商業施設では、区内の玩具製造業者や神社、観光施設等との共催イベントを開催している。

外国人対応

観光客との対応の基本は「英語」が多い。日本のイメージ・景観を維持する上では、多言語表記を過度に増やさないという選択肢もあり得る。

第5章 観光振興による地域経済活性化に向けて

5.1. 葛飾区観光の現状

1) 観光地域としての葛飾区の現状

葛飾区は東京都東部に位置し、下町文化や歴史資源を有する地域である。鉄道網は東西方向に充実しており都心へのアクセスは良好だが、南北方向の移動に課題があるため、地域回遊の促進が難しい状況にある。広域連携は有効な方策だが、上野や浅草など既に集客力を持つ地域との連携には葛飾区ならではの付加価値の提示が不可欠となる。

2) 葛飾区を訪れる観光客の現状

葛飾区の観光客は多様な層で構成されているが、中でも文化・歴史探訪を目的とするシニア層、食やまち歩きを楽しむミドル層女性、キャラクターやポップカルチャーを求める若年層が主要な客層である。

訪日外国人観光客では、【④亀有地域】への来訪が目立つ台湾からのアニメ好き若年層や、【①柴又地域】への来訪が目立つヨーロッパからの歴史・文化関心層が目される。

日本人観光客は日帰り中心で、情報収集は従来型メディアに加え若年層を中心にSNSの活用が進んでいる。外国人観光客では、葛飾区外に宿泊する個人旅行者の立ち寄りが多く、情報収集では動画共有プラットフォームの利用が目立つ。

表 5-1 葛飾区を訪れる観光客の主要客層

	主要客層	属性
日本人	文化・歴史探訪型シニア層 (シニア世代男性)	性年代：男性70歳以上 居住地：全国 葛飾区訪問頻度：5回以上のヘビーリピーター 同行者：夫婦または自分ひとり
	食・まち歩き中心の個人旅行者 (ミドル層女性)	性年代：女性30～50代 居住地：関東圏在住 葛飾区訪問頻度：2回以上のリピーター 同行者：友人・知人、3名前後のグループ
	キャラクター・ポップカルチャー体験型若年層 (20代男女)	性年代：男女20代 居住地：全国 訪問頻度：初回～2回程度 同行者：友人・知人、単独
訪日外国人	台湾からのアニメ好き若年層	年代：29歳以下 居住地：台湾 訪日頻度：訪日5回以上のヘビーリピーター 同行者：友人／知人
	ヨーロッパからの歴史・文化関心層	年代：30～49歳 居住地：ヨーロッパ 訪日頻度：日本初来訪者 同行者：夫婦

3) 潜在層の現状

現状の来訪者に加え、潜在的なターゲット層へのアプローチも重要である。潜在的に誘客可能性のある層としては、葛飾区ゆかりのコンテンツに関心を持ちながらも来訪経験のない若年層や、訪問機会に限られる首都圏のファミリー層が挙げられる。訪日外国人では、東京の観光拠点として潜在的需要のある東南アジアからの旅行者が次なるターゲットと考えられる。現在の主要マーケットへの対応を継続しつつ、こうした潜在層の新規開拓にもリソースを配分する必要がある。

葛飾区来訪未経験者の調査結果によると、従来の葛飾区の観光イメージである「下町の風情」は日本国内の若年層や女性において希薄化している。葛飾区の観光地域としてのブランド再構築も併せて検討する必要がある。

5.2. 葛飾区観光の課題

葛飾区には、柴又帝釈天をはじめとする歴史的名所、下町情緒あふれる文化、漫画・アニメの人気キャラクターなど、多様で個性豊かな観光資源がある。水元公園や堀切菖蒲園、江戸川河川敷といった自然豊かな観光資源も豊富である。これらは国内外の観光客にとって大きな魅力となっている。

一方で、観光振興による地域経済活性化に向けて、現状では以下の課題がある。

1) 交通手段 ～南北移動の課題による、区内の回遊性～

葛飾区内の観光回遊を考える上で、南北移動の課題が挙げられる。鉄道網が東西方向に偏っているため、主要観光地間の移動では乗り換えや遠回りが発生し、行動範囲が広がりにくい状況にある。今後、周遊性を高める交通サービスが充実すれば、回遊性の向上や滞在時間の拡大が期待される。

2) 情報発信 ～SNSや動画での発信が弱く若年層中心に認知度向上に課題～

葛飾区観光の情報発信は、SNSや動画といったデジタル媒体の活用が十分とはいええず、トレンド性やビジュアルの魅力を重視する若年層への浸透が課題となっている。今後は、紙媒体やWebサイトに加えて、地域の魅力を短時間で伝えられるショート動画やインフルエンサーとの連携といった手法を取り入れることで、葛飾区の個性をより効果的に発信していく必要がある。

5.3. 観光振興による地域経済の活性化に向けた提案

調査結果を踏まえ、葛飾区における観光振興による地域経済活性化に向けた提案を以下に整理する。

1) 回遊施策～葛飾区内の魅力循環で周遊と消費を促進～

葛飾区全域の魅力を、歴史・自然・キャラクター・食などのテーマ別に整理し、回遊マップやデジタルスタンプラリー、商店街特典と連動させて周遊と消費を促進することが考えられる。さらに、遠方からの観光客が区内をスムーズに回遊できるよう、鉄道・バス・タクシーの利用促進の周知に加え、レンタサイクルやシェアサイクルの活用といった環境を整えていくことで、滞在時間と域内消費の拡大につながるものと考えられる。

2) 広域連携 ～近隣の観光拠点との連携で選ばれる回遊ルートの形成を目指す～

浅草・上野・押上は国内外で高い認知を持つ主要拠点であり、葛飾区がこれらと近接している点は強みであり、広域連携による動線づくりが重要となる。

訪日客向けには、浅草・上野・押上の観光関連の案内所やサイネージにて「半日で行ける柴又・亀有モデルコース」のような告知を掲出することで回遊ルートの「定番化」を目指す取組や、日本人、特に関東近郊居住者には「食」をテーマとした期間限定イベントを開催するなど、身近な周遊先としての葛飾の魅力を訴求することが考えられる。

3) 旅行支援・連携 ～商品造成支援を継続し、消費促進と回遊先の多様化に取り組む～

葛飾区では旅行会社を対象に、区内を巡る旅行商品の造成費用を助成しており、特に柴又地域では一定の誘客効果がみられる。一方で、回遊先の多様化や周遊による消費拡大には課題が残る。商品造成支援の効果をさらに高めるため、区内の飲食・土産・文化体験など消費誘発につながる魅力を旅行会社へ積極的に訴求し、商品造成段階から連携を強化することで、区内回遊先の拡大と消費の向上を図る取組みも効果的であると考える。

4) 葛飾区未訪問者へのアプローチ ～効果的な媒体活用で若年層等でのイメージ形成～

若年層・ファミリー層など葛飾区未訪問者に対して、まずは「行きたくなる理由」を明確に伝える情報発信が重要である。特に若年層では、情報収集の主流がショート動画やSNSとなっており、短時間で魅力が直感的に伝わる媒体の活用が効果的である。そこで、アニメ・自然体験・下町グルメなど葛飾区の多様な魅力をテーマ別に取り上げた映像を制作し、発信を続けていくことが考えられる。チラシやパンフレットなどでの情報を求める層もいるため、紙媒体やWeb上での情報発信は継続しつつ、未訪問層が来訪を具体的にイメージしやすくする情報発信手法を取り入れることで、関心喚起から来訪動機形成へとつなげていく。

葛飾区観光経済実態調査 報告書

令和8年3月発行

発行：葛飾区産業観光部観光課

125-0062 東京都葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか2階

電話：03-3838-5558

令和8年度 総務委員会行政視察（案）

1 視察日程

令和8年5月13日（水）～15日（金） 2泊3日

2 視察先及び概要

日程・視察地	視察項目
5/13（水） （1日目） 福岡県 福岡市	○行政運営プランについて 2025年度（令和7年度）～2028年度（令和10年度） 【取組方針1】《スマート》迅速で便利なサービスへの転換 【取組方針2】《ぬくもり》多様なニーズに寄り添うサービスの提供 【取組方針3】《しなやか》変化に柔軟に適應する組織づくり
5/14（木） （2日目） 福岡県 北九州市	○芸術・文化施策について ・北九州市文化芸術推進プラン（R7～11） 基本理念 まちに彩りを。心に豊かさを。 多様な人を惹きつける文化共創都市 ・大手町練習場（現地視察） 音楽、演劇、バレエ、ダンス等の文化芸術活動を支援するため、 練習の場、発表の場を提供
5/15（金） （3日目） 福岡県 北九州市	○商店街空き店舗の利活用事業について ・商店街の空き店舗への出店支援（シャッターヒラクプロジェクト） ・大きなシャッターヒラクプロジェクト ・コミュニティ支援事業 ・店舗運営事業